

ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

集水機能を担うドレーン・接続桙は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する必要がある。設置状況や保守管理1生を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付2-1表に示す。

ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。

土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定される全ての事象は、設計(耐久性・耐震1生の確保)並びに保守管理により対処し機能維持することが可能である。

添付 2-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
・経年劣化や地震により損傷し、断面形状を保持できなくなる。	・耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
・ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入、その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水能力が不足する。	・ドレーン・接続桙の集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し、必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり、ポンプ、配管設計にも反映する)
・土砂流入により閉塞又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。	・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 - 有孔部(ヒューム管φ25mm、塩ビ管φ7mm)から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢※1※2に進行することから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。 - また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスすることを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。
・地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	・施工時の規制を行う。(施工方法の検討)

※1 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。
 ※2 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(添付資料1)

ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

集水機能を担うドレーンは、通水面積の減少による機能喪失リスクを考慮する必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付1-1表に示す。

ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩慢※に堆積することから、管の通水面積の減少による機能喪失リスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた土砂排除を行う計画とする。

土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定される全ての事象は、設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により対処し機能維持することが可能である。

添付 1-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
経年劣化や地震により損傷し、断面形状を保持できなくなる。	耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
ドレーンの有効範囲以外からの雨水流入、その他想定以上の雨水流入により、ドレーンの集水能力が不足する。	ドレーンの集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有効範囲外等からの雨水流入の可能性を考慮した上で流入量を確認し、必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり、ポンプ・配管設計にも反映する)
土砂流入により通水面積が減少し、集・排水機能を喪失する。	十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 有孔部から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢※に進行することから、十分な余裕を有する断面をもつことで、機能喪失には至らない。
地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	施工時の規制を行う。(施工方法の検討)

※ドレーンは岩盤内に設置しているため、管内への土砂供給が非常に少ない。

2. ドレーン・接続桝の機能喪失事象への信頼性確保の考え方

前頁に示すドレーン・接続桝の機能喪失事象の整理より保守管理性の重要性が抽出されたことから、ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管理方針を添付2-2表に示す。

保守管理方針の検討においてはドレーンの構造・形状等から下記Ⅰ～Ⅲにドレーン範囲を区分し、点検内容と異常時の対応を整理した。

また、この対応を確実に実施するために、既設の接続桝又はドレーンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する等、保守管理性の向上策もあわせて検討する。保守管理用立坑のイメージを添付2-1図に示す。

なお、既設の2号炉原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にあるような径がφ100mmの有孔塩ビ管の保守管理に当たっては、添付2-2表のとおりカメラ等で状況の確認ができ機能喪失時の対応も可能と考えられるものの、機能喪失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震1生及び耐久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレーンの機能喪失を前提とした設計(管路ではなく透水層)とする方針とする。

添付 2-2 表 ドレーンの保守管理方針

区分	構成部位(例)		ドレーンの点検内容		異常時の対応
	有孔ヒューム管・接続桝	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	
Ⅰ 全域立入可能	φ800mm(全範囲) φ1,050mm(全範囲)	—	・日視	・損傷等の有無、土砂堆積状況等から、通水断面が保持されていることを確認する。	・詳細調査を行い、必要な対策を実施する。
Ⅱ カメラ等により部分的に確認可能	φ500mm (流末部)	φ100mm (2号炉R/B直下 3号炉Hx/B直下)	・カメラ等	・損傷等の有無、土砂堆積状況等から、通水断面が保持されていることを確認する。	
Ⅲ 流末部 ^{※1} の断面の確認及びトレーサー試験等により確認可能	φ500mm (流末部以外)	—	・流末部の断面をⅡにより確認 ^{※2} ・トレーサー試験等	・Ⅱより通水断面が保持されていることを確認する。 ・トレーサー試験等により通水経路の連続性が保持されていることを確認する。	

※1: 流末部とは、同径の管の最下流部を表す。(有孔ヒューム管(φ500mm)は立入りできないが、最下流部の接続桝を介してφ800mm・φ1,050mmの有孔ヒューム管と合しているため、最下流部周辺は日視・カメラ等による確認が可能である)

※2: 以下に示す理由から、ドレーンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。
 a. 施工方法・仕様共通性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
 b. 建設時記録の信頼性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、施工記録等により設置時の情報を確認できる。
 c. 耐久性・耐震性(Ss機能維持)が確保されている。
 d. 安定的な供用環境にある。(岩着構造、外力(土被り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害物質が含まれない等)
 e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部位である。

2. ドレーンの機能喪失事象への信頼性確保の考え方

前頁に示すドレーンの機能喪失事象の整理より保守管理性の重要性が抽出されたことから、ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管理方針を添付1-2表に示す。

保守管理方針の検討においてはドレーンの構造・形状等からドレーン範囲を区分し、点検内容と異常時の対応を整理した。

添付 1-2 表 ドレーンの保守管理方針

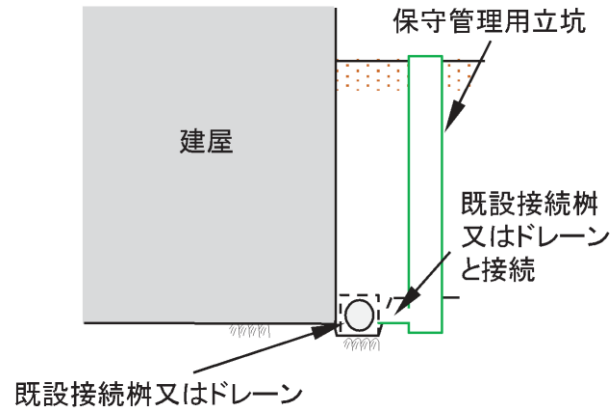
区分	構成部位(例)	ドレーンの点検内容		異常時の対応
		手段	点検対象と確認内容	
Ⅰ カメラ等により部分的に確認可能	φ300mm (流末部)	目視、カメラ等	損傷等の有無、土砂堆積状況等から、通水断面が保持されていることを確認	詳細調査を行い、必要な対策を実施
Ⅱ 流末部 ^{※1} の断面の確認により確認可能	φ150mm φ300mm (流末部以外)	流末部の断面をⅠにより確認 ^{※2}	Ⅰより通水断面が保持されていることを確認	Ⅰの範囲と同様の状態にあるものと考え、詳細調査を行い、必要な対策を実施する

※1 流末部とは、揚水井戸とドレーンの取り合い部を表す。

※2 以下に示す理由から、ドレーンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。

- 施工方法・仕様共通性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、掘削した岩盤内に同様の施工管理基準のもと設置されている。
- 建設時記録の信頼性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
- 耐久性・耐震性(Ss機能維持)が確保されている。
- 安定的な使用環境にある。(岩着構造、外力(土被り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害物質が含まれない等)

・記載の相違
 島根2号炉は、既設のドレーンの解析上の扱いを「3.集水機能の信頼性の検討」において記載



添付 2-1 図 保守管理用立坑のイメージ

3. 集水機能の信頼性の検討

設計用地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンの有効範囲は、添付2-2図に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。有効範囲設定の考え方は以下のとおりである。

- 施設の配置等を勘案し、既設ドレーンの期待範囲を設定する。前頁のドレーンの機能喪失要因と対応の整理から抽出された耐久性、耐震性及び保守管理性の3つの観点から、全てを満足するものは管路として、それ以外は透水層（地盤）に分類する。

- 浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確認し、必要な範囲に新設(ドレーン又は揚水井戸)を検討する。

- また、安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の信頼性を確保する観点から、安全施設の要求事項(多重性及び独立性)に配慮した設備構成とする。

3. 集水機能の信頼性の検討

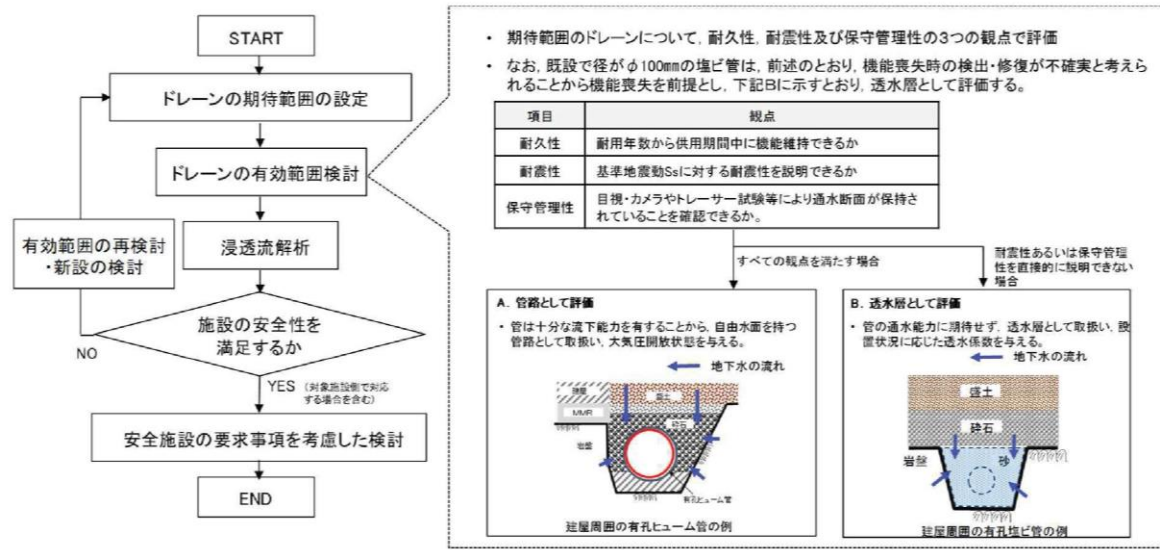
設計地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンは添付1-1図に示すフローに従い、新たなドレーンを設置することで信頼性を確保する。有効範囲設定の考え方は以下のとおりである。

- 既設のドレーン（サブドレーン，集水管及び接続柵）は，岩盤内や構造物に囲まれており，周囲を碎石で埋め戻しているため，機能に期待しない場合においては，碎石相当の透水係数を設定していた。しかしながら，万一，経年的に周囲の埋戻土からの土砂流入により通水面積の減少が発生した場合，確実に土砂を除去できないため，碎石の間に土砂が流入した状態を仮定し，埋戻土（掘削ズリ）相当の透水係数に見直す。埋戻土（掘削ズリ）及び碎石の粒径加積曲線を添付1-2図に示す。

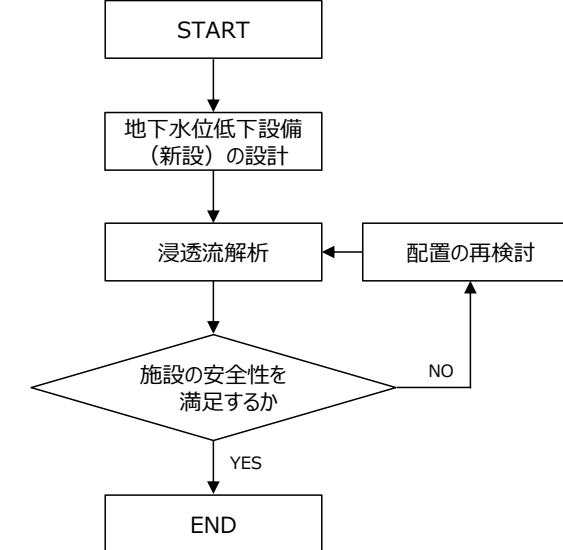
- 浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確認し、必要な範囲に新設(ドレーン及び揚水井戸)を検討する。

・設計方針の相違
島根2号炉の既設のドレーンは岩盤内に設置しているが、万一を考慮し、保守的な解析条件を設定

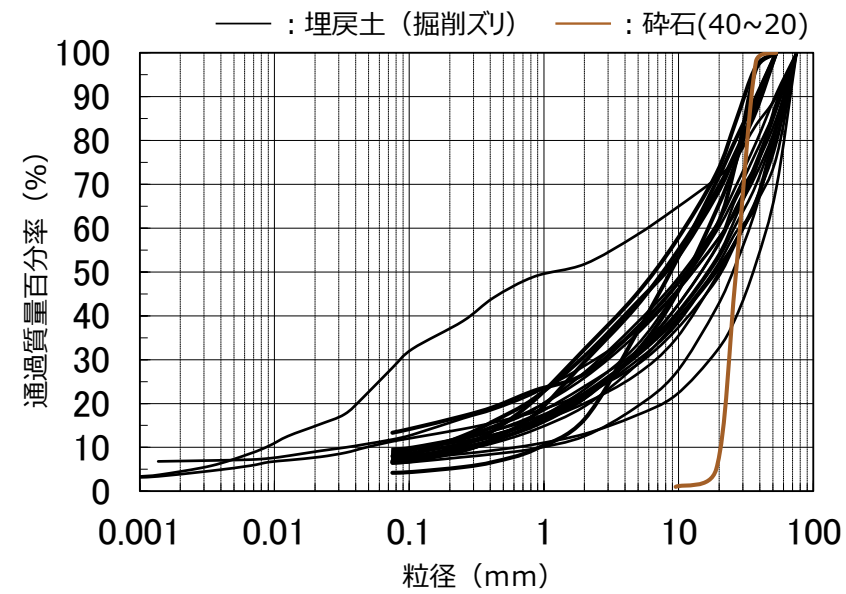
・設計方針の相違
島根2号炉のドレーンは、設置許可基準規則第4条等の要求事項等を考慮して設計



添付 2-2 図 集水機能の検討フロー



添付 1-1 図 集水機能の検討フロー



添付1-2図 埋戻土（掘削ズリ）及び砕石の粒径加積曲線

上記の考え方から、ドレーンの状態に対応したパターンと各観点の評価の見直し、並びに浸透流解析上の取扱いについて整理した。ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱いを添付2-3図に示す。

前頁の考え方から、ドレーンの状態に対応したパターンと各観点の評価の見直し、並びに浸透流解析上の取扱いについて添付1-3表に整理した。既設のドレーンは砕石及び土砂が流入して集水機能が低下した状態とする。また、新設のドレーンは、要求機能として通水性を確保するため、信頼性（耐久性・耐震性・保守管理性）を満足するものを設置する。

また、既設のドレーンが基準地震動 S_s に対して損傷した際に他の施設に与える波及影響について、添付1-4表のとおり整理した。なお、既設のサブドレーンピットは基準地震動 S_s に対して損傷しないことを確認しており、評価結果については詳細設計段階で説明する。

・説明方針の相違
島根2号炉は、透水係数の保守性について、粒径加積曲線を示し説明

・説明方針の相違
島根2号炉は、既設のドレーンの波及影響について説明

分類	ドレーンの状態	該当箇所 の例	各観点に対する評価		
			耐久性	耐震性	保守管理性
A-1		有孔ヒューム管	○	○	○
A-2	(新設する場合)		○	○	○
B-1		有孔塩ビ管 (3号炉T/B直下)	○	○	○
B-2		有孔塩ビ管 (R/B~T/B間)	○	○	○
C-1		有孔塩ビ管 (排気筒周辺)	○	×	×
C-2	(期待しない)	有孔塩ビ管 (3号炉T/B直下)	—	—	—

添付 2-3 図 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

○:各観点の要求事項を満足する。 △:各観点の要求事項を部分的に満足する。
 ×:各観点の要求事項を満足しない。 —:要求事項なし。
 ※1 地下水位の観測や集水経路の観測(2014年度)による
 ※2 コンクリート構造体(非貫通型)構造(縦断面)による
 ※3 浸透流解析上、A1管径に該当するドレーンは地盤、B(透水層)及びC(不透層)の地盤に区分するドレーンは地盤として取扱う。

設計用地下水水位の設定においては、既設ドレーンの期待範囲を検討の上、安全施設の要求事項について検討する。この期待範囲は集水経路としての役割を有する接続樹・揚水井戸についても同様の考え方で信頼性を確認する。

安全施設の要求事項についての検討においては、ドレーンの設置状況等に応じて、多重性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。

これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付2-4図に示す。

添付 1-3 表 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

ドレーンの種類	各観点に対する評価			浸透流解析上の取扱い	
	耐久性	耐震性	保守管理性	: 土砂 ●: 砕石 (40~20)	
既設 (サブドレーン)	○	△	×		岩盤や構造物に囲まれており、周囲を砕石で埋め戻しているため、機能に期待しない場合においては、砕石相当の透水性を有すると判断していた。しかしながら、万が一、経年的に周囲の埋戻土からの土砂流入により通水面積の減少が発生した場合、確実に土砂を除去できないため、砕石の間に土砂が流入した状態を仮定した透水係数を設定した。
既設 (集水管)	○	○	○		管の耐久性・耐震性が確保され、構造を確認できることから、大気圧解放状態とする。
新設する場合 (例)	○	○	○		管の耐久性・耐震性が確保され、構造を確認できることから、大気圧解放状態とする。

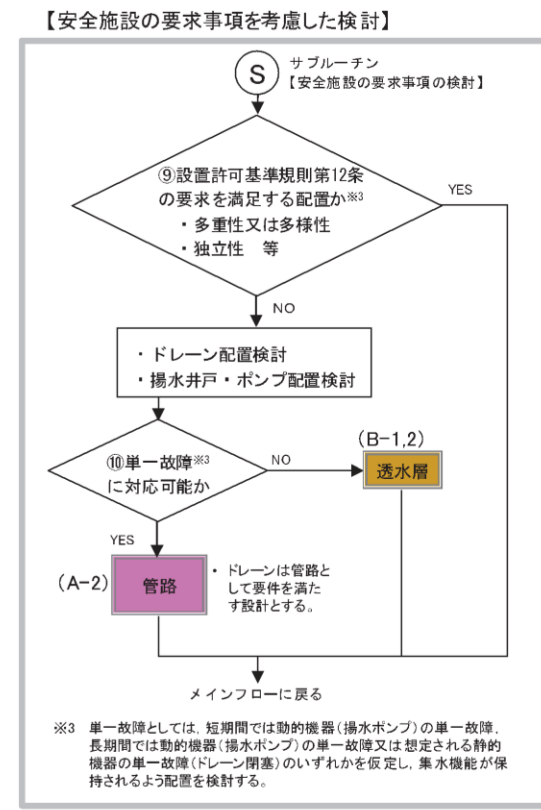
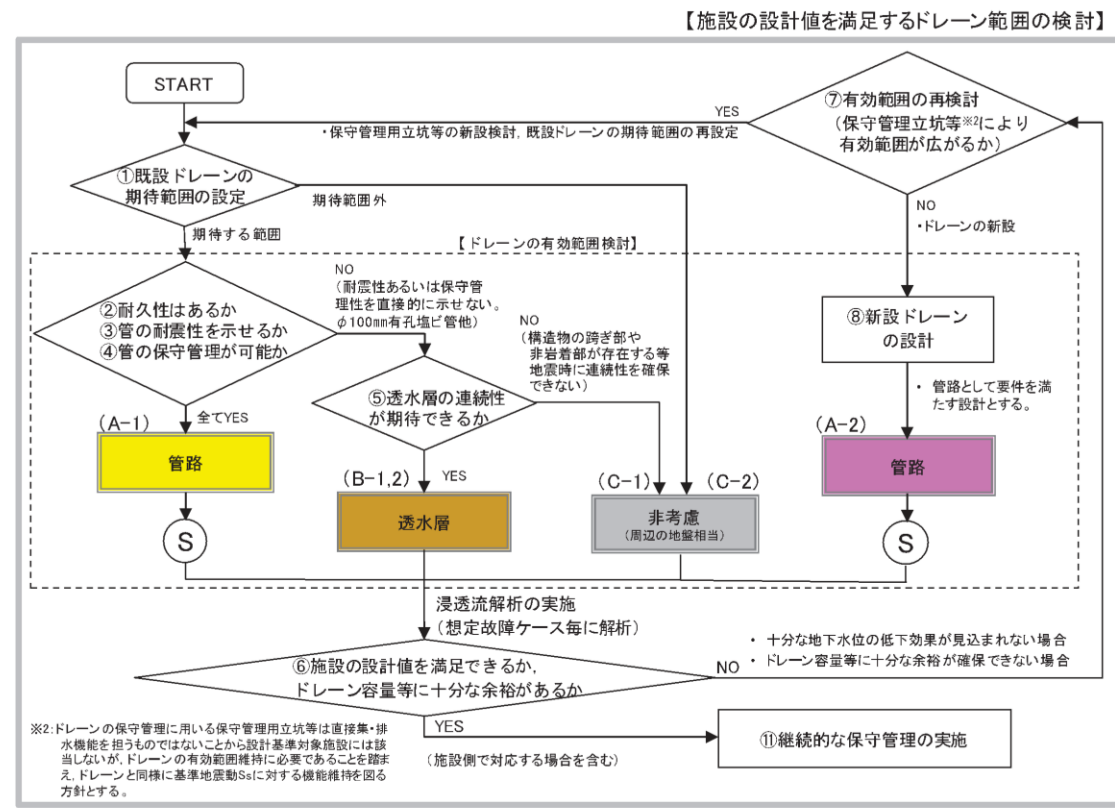
添付 1-4 表 既設のドレーンの波及影響の整理

	構造	損傷時に他の施設に与える波及影響
サブドレーン		原子炉建物直下に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリートで囲まれているため、基準地震動 S s に対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。
集水管※ (原子炉建物周辺)		原子炉建物の周囲に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリートで囲まれているため、基準地震動 S s に対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。
集水管※ (タービン建物、廃棄物処理建物周辺)		タービン建物及び廃棄物処理建物の周囲に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリートで囲まれているため、基準地震動 S s に対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。

※接続樹を含む

・説明方針の相違
 島根 2号炉は、既設のドレーンの波及影響について説明

・設計方針の相違
 島根 2号炉のドレーンは、設置許可基準規則第 4 条等の要求事項等を考慮して設計

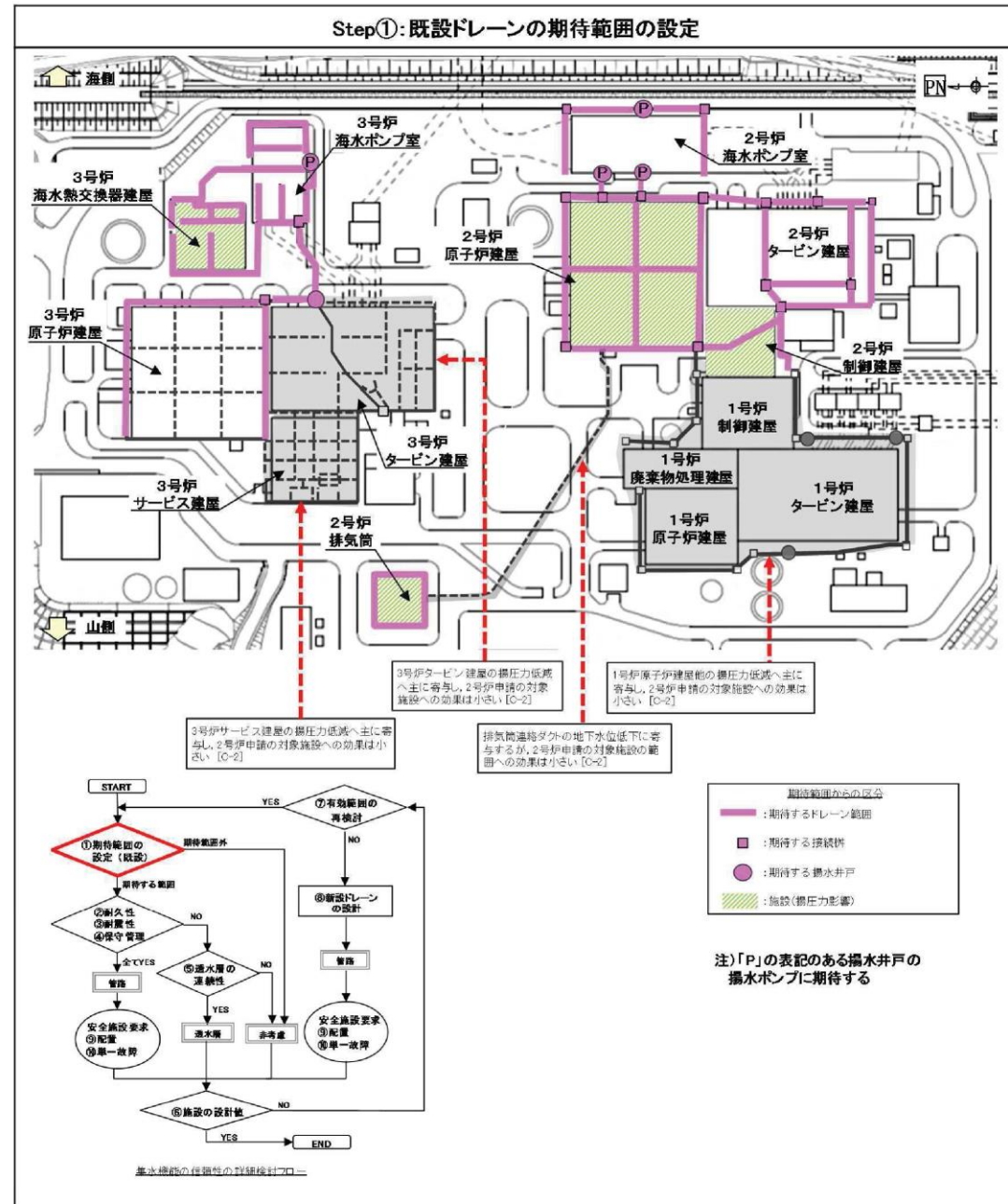


・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する

添付 2-4 図 集水機能の信頼性の詳細検討フロー

次に、集水機能の信頼性の詳細検讨フローに基づく各プロセスの検讨内容の例を示す。ここでは早期に影響が現れる施設の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することし、集水及び排水機能に係る設備構成の検讨を行った。

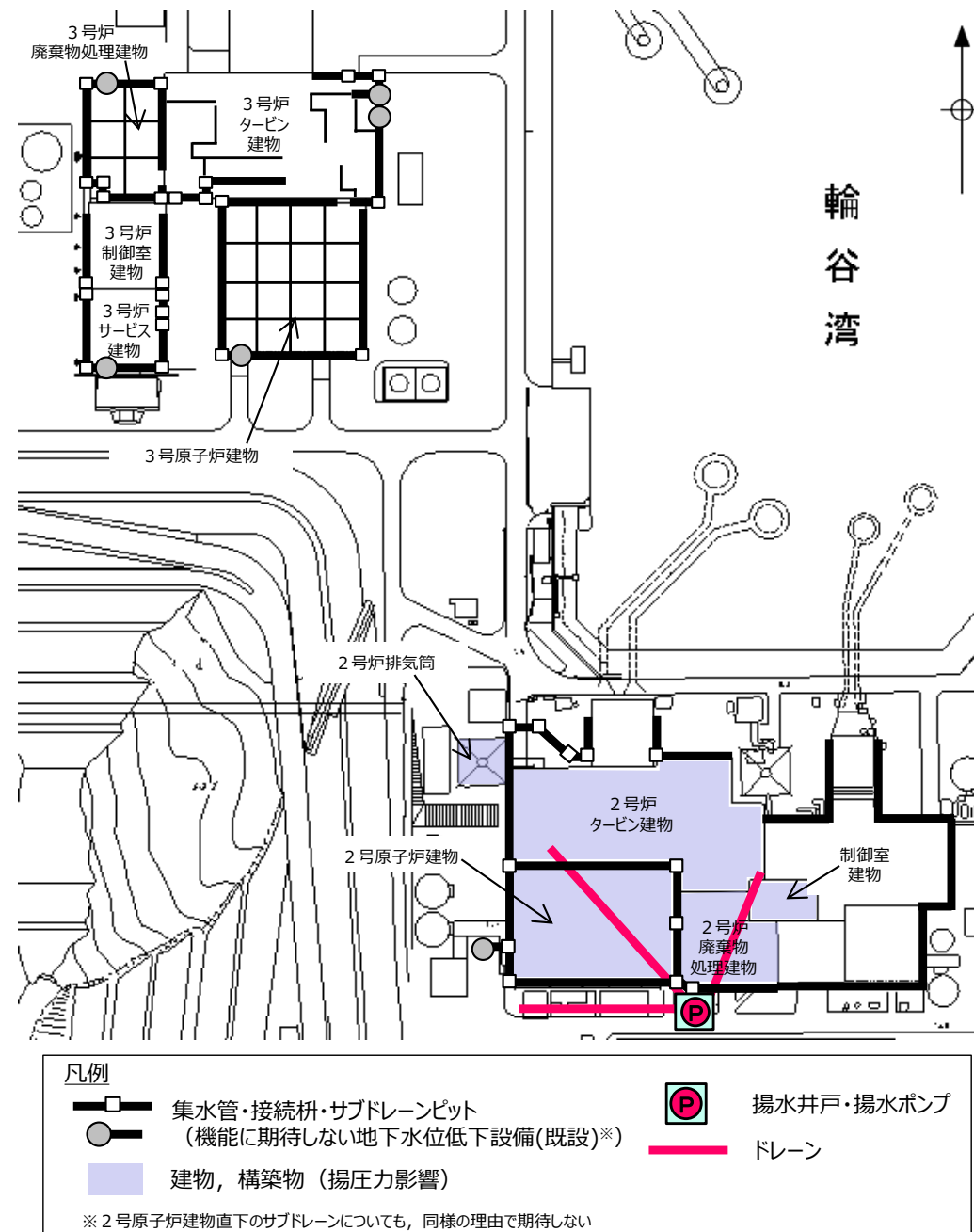
まず、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出した。既設ドレーンの期待範囲を添付2-5図に示す。



添付 2-5 図 既設ドレーンの期待範囲の設定(Step①)

添付1-1図に示す集水機能の検讨フローに基づく地下水位低下設備の設定例を添付1-3図に示す。ドレーンの点検性への配慮として、カメラの挿入や土砂の除去が容易となるよう、直線状のドレーンとする。

なお、地下水位低下設備(既設)のうち、ドレーンは碎石及び土砂が流入して集水機能が低下した状態、揚水ポンプは稼働しない状態とし、揚水経路としない。

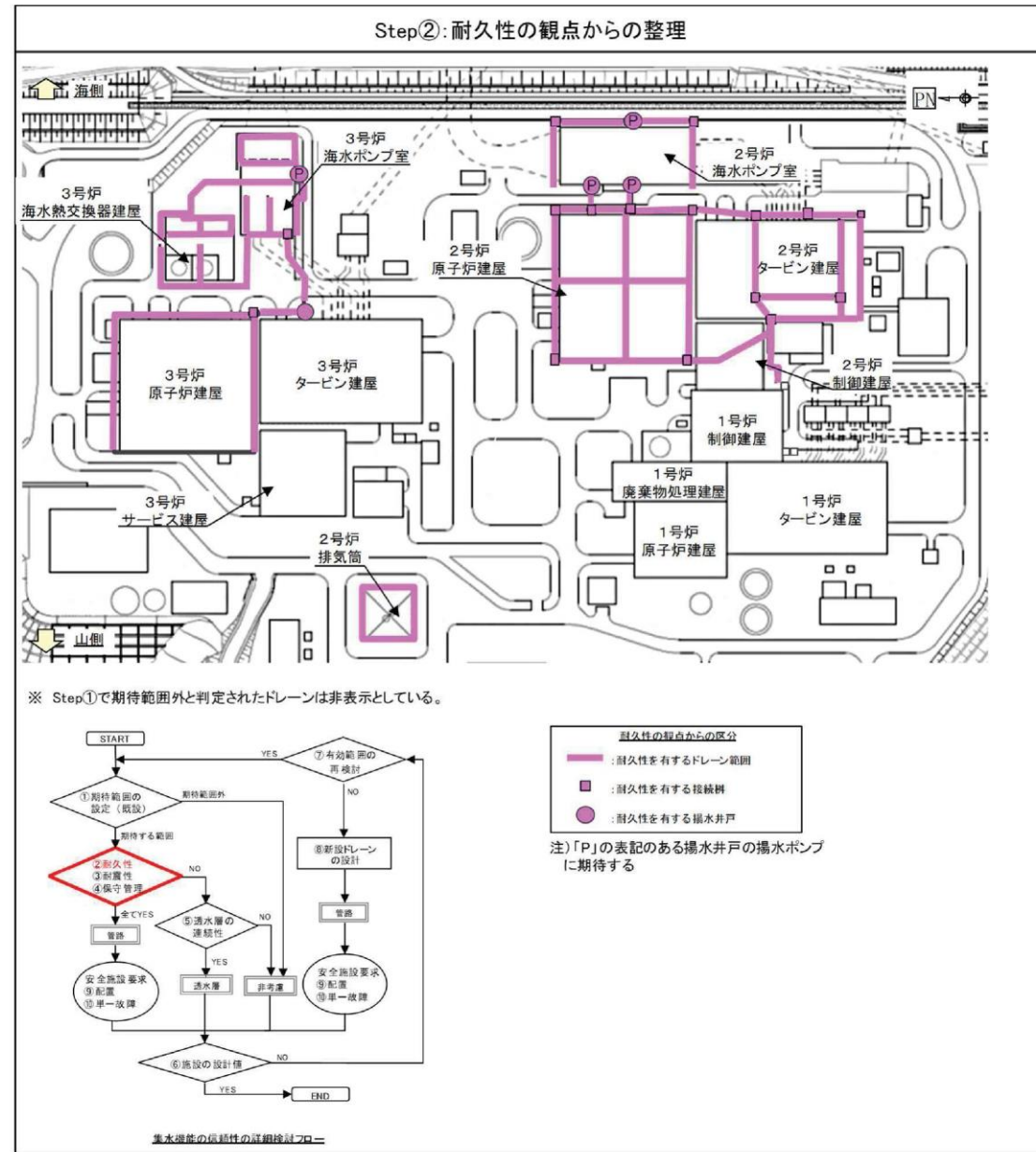


添付 1-3 図 地下水位低下設備の設定例

・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する

続いて、「②耐久性」の観点からは全てのドレーン(有孔ヒューム管・有孔塩ビ管)が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料2に示すとおりである。耐久性の観点からの整理結果を添付2-6図に示す。

・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する



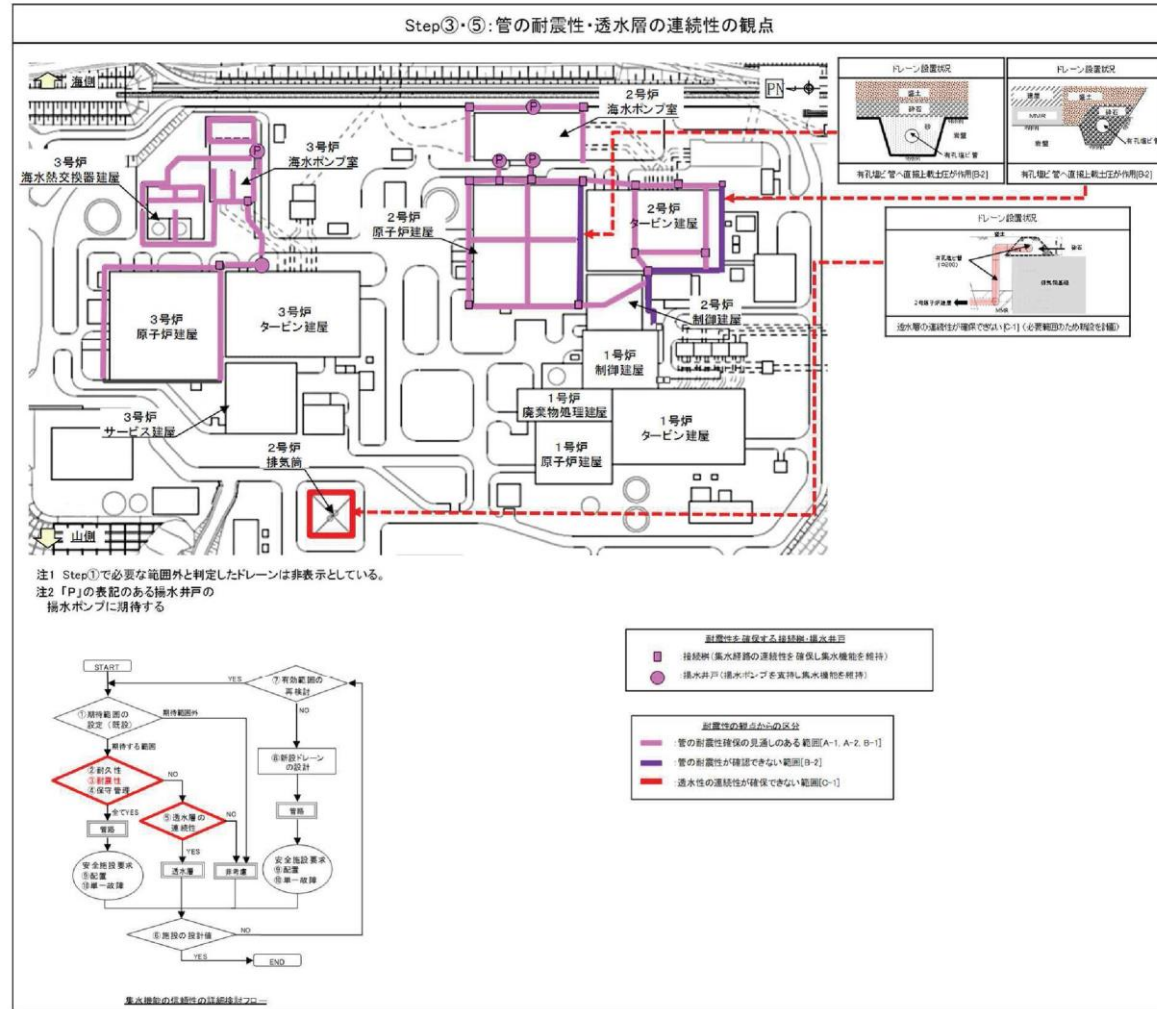
添付 2-6 図 耐久性の観点からの整理結果(Step②)

「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造でSs機能維持を確保できる見通しである。

なお、耐震性の確認結果は工事計画認可段階で提示する。

管の耐震1'生・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付2-7図に示す。

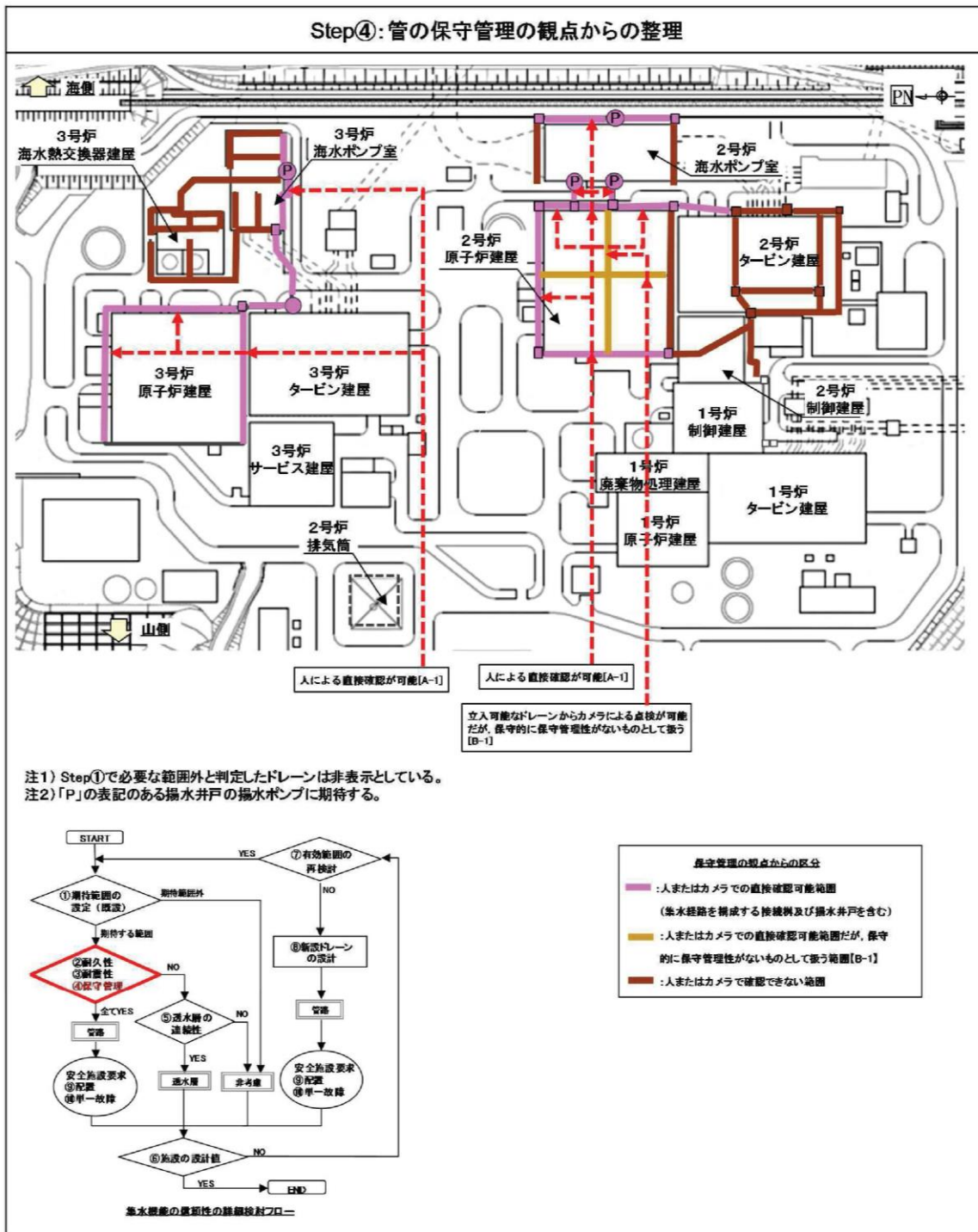
・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備（既設）の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する



添付 2-7 図 管の耐震性・透水層の連続1'生の観点からの整理結果(Step③・⑤)

「④管の保守管理」の観点からの有効範囲は添付2-8図のとおり整理される。

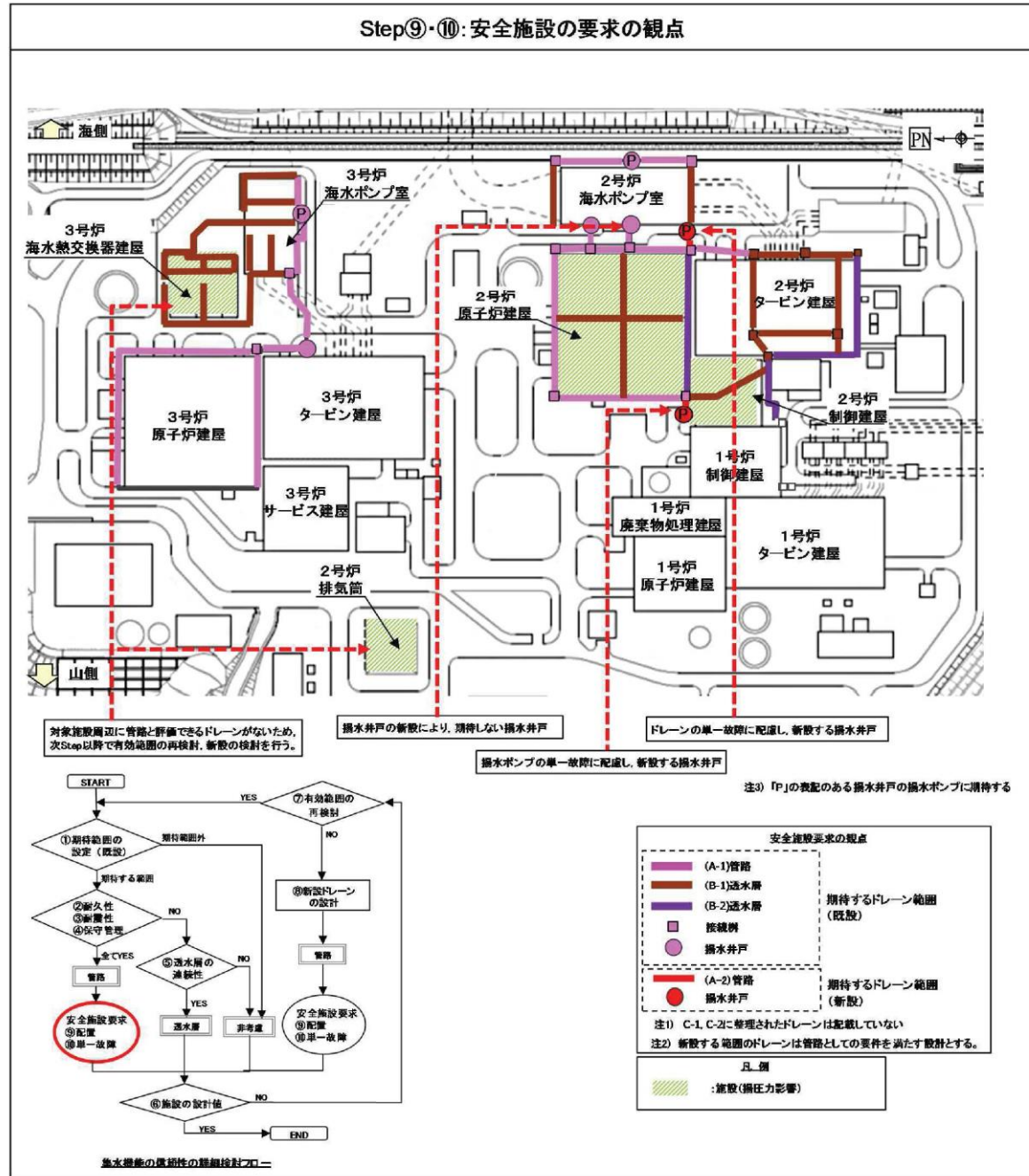
・設計方針の相違
 島根2号炉は、地下水位低下設備（既設）の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する



添付 2-8 図 管の保守管理の観点からの整理結果 (Step④)

安全施設の要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。
安全施設の要求の観点からの整理結果を添付2-9図に示す。

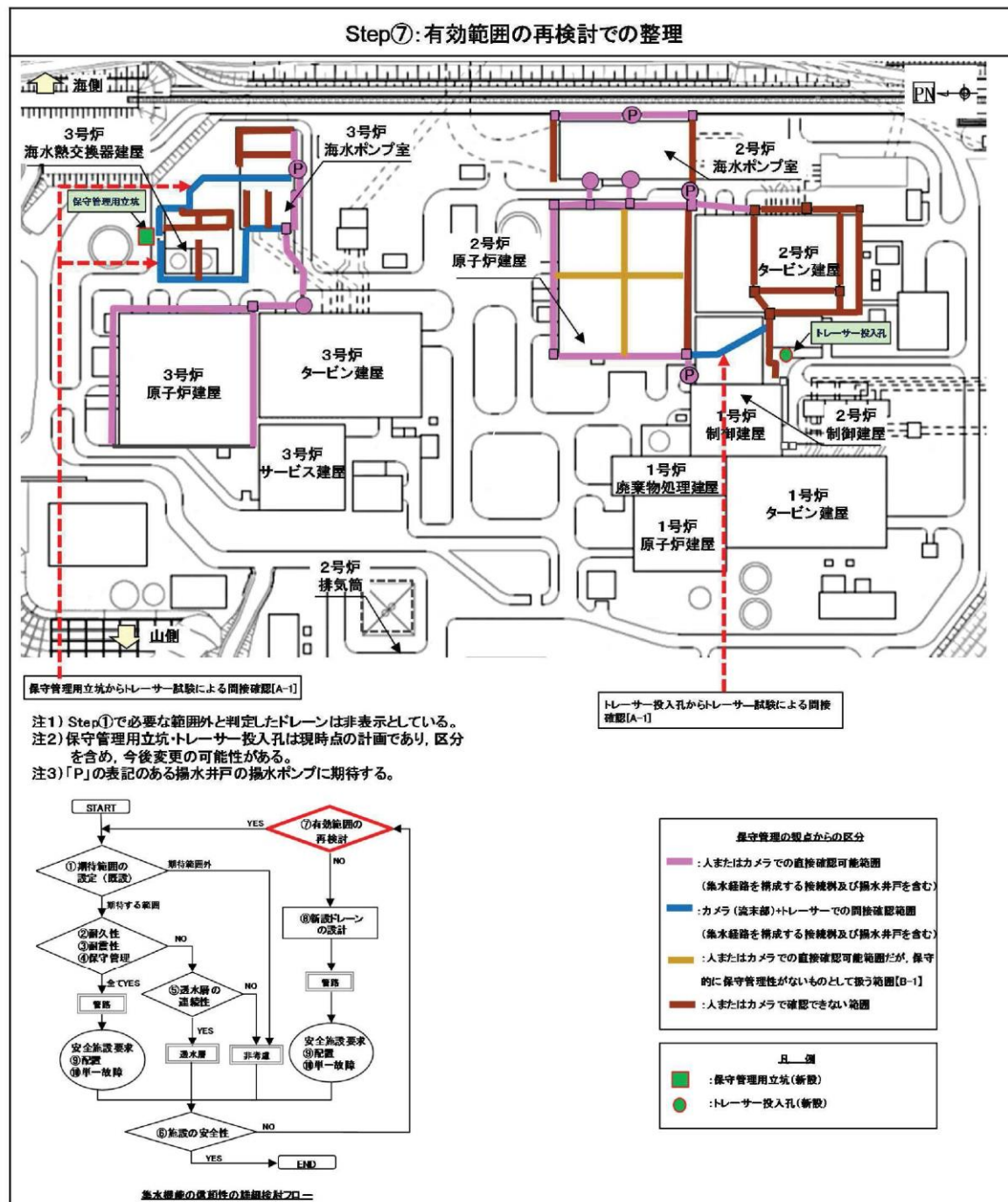
・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備（既設）の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する



添付 2-9 図 安全施設の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)

「⑦有効範囲の再検討」において、施設の設計値を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレーンの有効範囲の再検討を行う。添付2-10図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3号炉海水熱交換器建屋及び2号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。

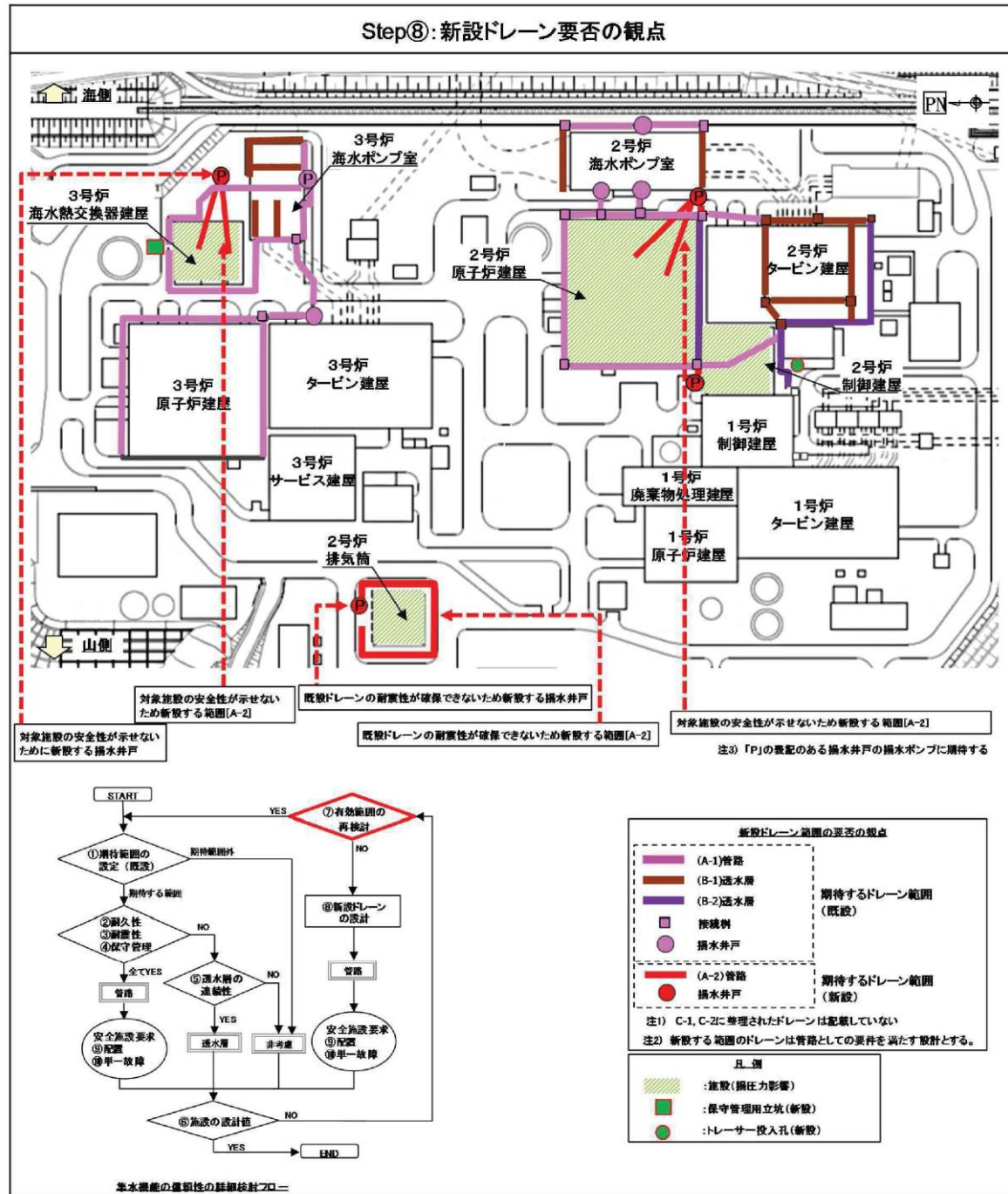
・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する



「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンに期待できない2号炉原子炉建屋や3号炉海水熱交換器建屋において、新設が必要と整理される。新設ドレーン要否の観点からの整理結果を添付2-11図に示す。

なお、今回の検討において新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。

・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備（既設）の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する

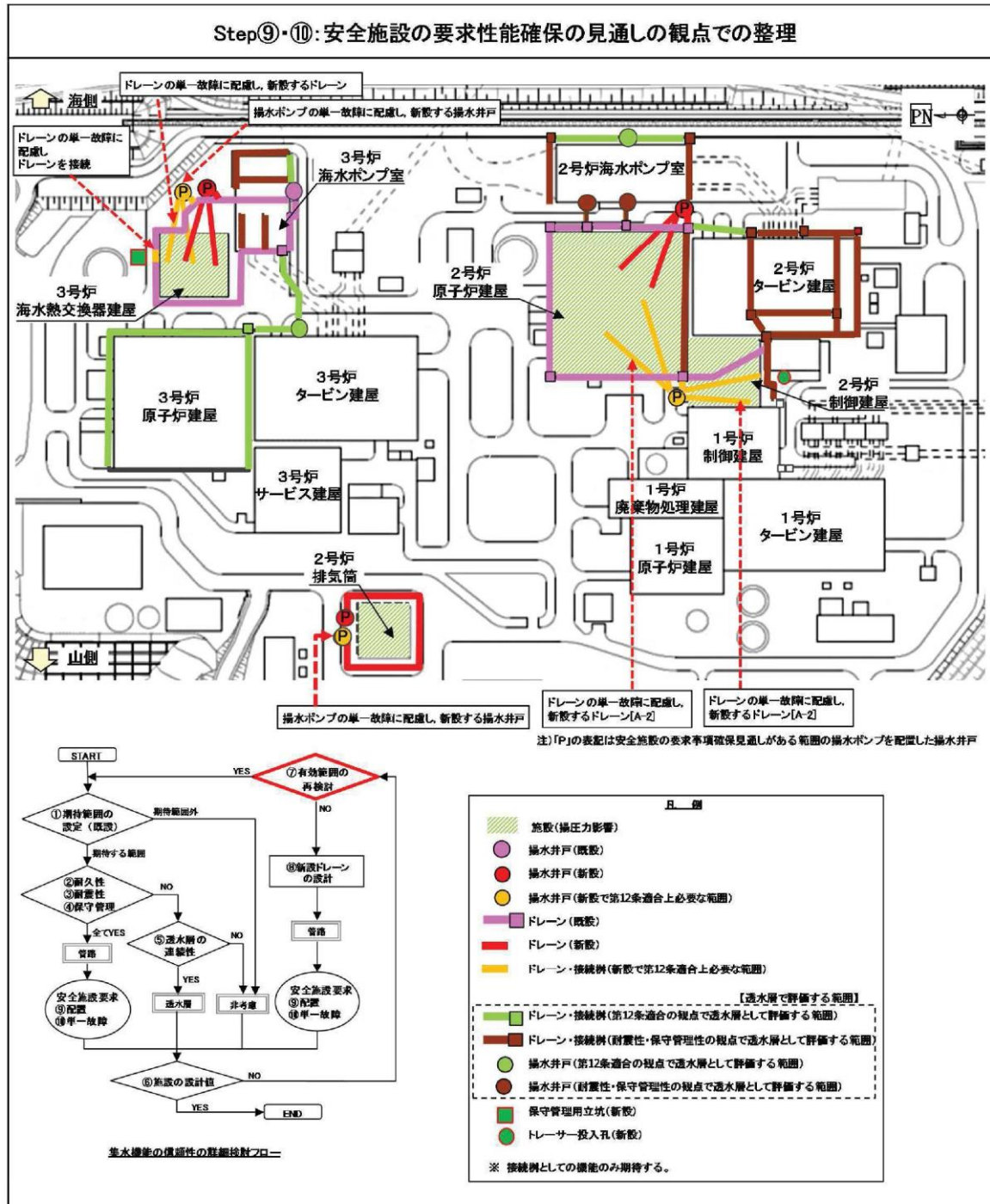


添付2-11図 新設ドレーン要否の観点からの整理結果(Step⑧)

添付2-11図までで整理したドレーン範囲のうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付2-12図に示す。

安全施設の要求性能の確保に当たっては、「2.安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレーン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。

・設計方針の相違
島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する

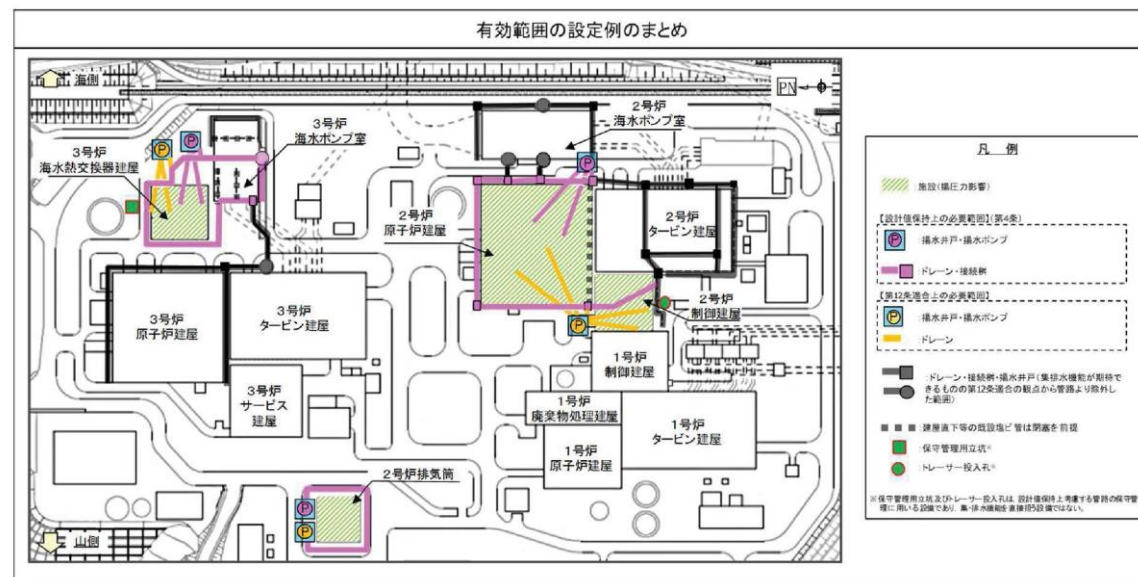


添付 2-12 図 安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理(Step⑨・⑩)

集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13図に示す。
 本図はこれまでに整理したドレーンの有効範囲をまとめたものであり、設置許可基準規則第3条第2項、同第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。

建物・構築物の揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した施設(原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋)に対し、条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲(■)と、設置許可基準規則第12条の要求に対応する範囲(■)にて構成される。

なお、ドレーンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12条適合の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。



添付 2-13 図 地下水位低下設備の設定例

・設計方針の相違
 島根2号炉は、地下水位低下設備(既設)の機能に期待せず、新設する地下水位低下設備の機能にのみ期待する

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">添付資料<u>3</u></p> <p style="text-align: center;">設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容</p> <p>1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方</p> <p>設置許可基準規則の対応条文のうち、第3条(設計基準対象施設の地盤)、第38条(重大事故等対処施設の地盤)、第4条(地震による損傷の防止)、第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)、<u>第43条(重大事故等対処施設)及び技術的能力審査基準</u>に対して、基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を整理した。</p> <p>設置許可基準規則第3条は添付3-1表、同第38条は添付3-2表、同第4条は添付3-3表、同第39条は添付3-4表、<u>同第43条は添付3-5表及び添付3-6表、並びに技術的能力審査基準は添付3-7表</u>に、それぞれ基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を示す。</p> <p>また、設置許可基準規則第3条の規則の解釈を添付<u>3-8表</u>、並びに同第4条の規則の解釈を添付<u>3-9表</u>及び添付<u>3-10表</u>に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料<u>2</u></p> <p style="text-align: center;">設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容</p> <p>1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方</p> <p>設置許可基準規則の対応条文のうち、第3条(設計基準対象施設の地盤)、第38条(重大事故等対処施設の地盤)、第4条(地震による損傷の防止)及び第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)に対して、基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を整理した。</p> <p>設置許可基準規則第3条は添付<u>2-1表</u>、同第38条は添付<u>2-2表</u>、同第4条は添付<u>2-3表</u>、同第39条は添付<u>2-4表</u>に、それぞれ基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を示す。</p> <p>また、設置許可基準規則第3条の規則の解釈を添付<u>2-5表</u>、並びに同第4条の規則の解釈を添付<u>2-6表</u>及び添付<u>2-7表</u>に示す。</p>	<p>・評価対象施設の相違 ③の相違</p>

添付3-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第3条(設計基準対象施設の地盤)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。))及び兼用キヤスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合には、当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キヤスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	(添付3-8表、主要箇所抜粋) 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、 <u>接地圧に対する十分な支持力を有する設計であること</u> をいう。 <u>耐震重要施設については、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</u>	耐震重要施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載(基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認)	—	添付書類六 -地盤 -地震力に対する基礎地盤の安定性評価(地下水位)	— (設置許可段階で説明) (地下水位低下設備の耐震性に関する説明書において地盤の支持性能に係る確認結果を記載)
2 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれない地盤に設けなければならない。	(添付3-8表、主要箇所抜粋) 「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び掘削並びに地盤変形に伴う建物・構築物間の不整合下、液状化及び揺動・沈み込み等による周辺地盤の変状をいう。	耐震重要施設の周辺地盤 ・耐震重要施設については、 <u>液状化、揺動・沈み込み等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の安全機能が損なわれないように設計する。</u> ・耐震重要施設の設計においては、防波堤の下方を地盤改良するために地下水が遮断され地下水が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ、 <u>地下水水位一定の範囲に保持する地下水低下設備の機能を考慮した水位</u> 、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。 ・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。	・常設の地下水低下設備 (機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保)	添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 関連 添付書類八 -安全設計/耐震設計 -耐震重要施設	・耐震性に関する説明書(第四条の審査において確認)
3 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キヤスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	(記載を省略)	— (地下水位設定とは関連しない)	—	—	—

添付2-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第3条(設計基準対象施設の地盤)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。))及び兼用キヤスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合には、当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キヤスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	(添付3-5表、主要箇所抜粋) 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、 <u>接地圧に対する十分な支持力を有する設計であること</u> をいう。 <u>耐震重要施設については、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</u>	耐震重要施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載(基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認)	—	添付書類六 -地盤 -地震力に対する基礎地盤の安定性評価(地下水位)	— (設置許可段階で説明) [地下水位低下設備の耐震性に関する説明書において地盤の支持性能に係る確認結果を記載]
2 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれない地盤に設けなければならない。	(主要箇所抜粋) 「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び掘削並びに地盤変形に伴う建物・構築物間の不整合下、液状化及び揺動・沈み込み等による周辺地盤の変状をいう。	耐震重要施設の周辺地盤 ・耐震重要施設については、 <u>液状化、揺動・沈み込み等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の安全機能が損なわれないように設計する。</u> ・耐震重要度の設計においては、防波堤下部を地盤改良するために地下水の流れが遮断され地下水が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ、 <u>地下水水位低下設備の機能を考慮した水位</u> 、自然水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。 ・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。	・常設の地下水低下設備	添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 関連 添付書類八 -安全設計/耐震設計 -耐震重要施設	・耐震性に関する説明書(第四条の審査において確認)
3 耐震重要施設及び兼用キヤスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キヤスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	(記載を省略)	— (地下水位設定とは関連しない)	—	—	—

添付3-2表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と

工事計画認可段階における提示内容第38条(重大事故等対処施設の地盤)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。</p> <p>一 重大事故防止設備のうち常設のもの(以下「常設重大事故防止設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p> <p>三 重大事故緩和設備のうち常設のもの(以下「常設重大事故緩和設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p>	<p>1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1:第3条(設計基準対象施設の地盤)</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p>	<p>常設重大事故等対処施設の基礎地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載(基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認) 	<p>—</p>	<p>添付書類六 -地盤 -地震力に対する基礎地盤の安定性評価(地下水位)</p>	<p>— (設置許可段階で第三条と併せて説明)</p>
<p>第三十八条(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>2 重大事故等対処施設(前項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第二項において同じ。)は、<u>変形した場合においても重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>		<p>常設重大事故等対処施設の周辺地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処施設については、<u>液状化、掃り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u> 常設重大事故等対処施設の設計においては、防波壁の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水水位が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ<u>地下水水位を一定の範囲に保持する地下水水位低下設備の機能を考慮した水位</u>、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。 耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 	<p>・常設の地卜水位低下設備</p> <p>〔機能喪失への対応として、可搬型設備及び予備品を確保〕</p>	<p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>関連 添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条</p>	<p>・耐震性に関する説明書(第四条の審査において確認)</p>
<p>3 重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>		<p>— (地下水設定とは関連しない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

添付2-2表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と

工事計画認可段階における提示内容第38条(重大事故等対処施設の地盤)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。</p> <p>一 重大事故防止設備のうち常設のもの(以下「常設重大事故防止設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p> <p>三 重大事故緩和設備のうち常設のもの(以下「常設重大事故緩和設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)<u>基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u></p>	<p>1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1:第3条(設計基準対象施設の地盤)</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p>	<p>常設重大事故等対処施設の基礎地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載(基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認) 	<p>—</p>	<p>添付書類六 -地盤 -地震力に対する基礎地盤の安定性評価(地下水位)</p>	<p>— (設置許可段階で第三条と併せて説明)</p>
<p>第三十八条(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>2 重大事故等対処施設(前項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第二項において同じ。)は、<u>変形した場合においても重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>		<p>常設重大事故等対処施設の周辺地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処施設については、<u>液状化、掃り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u> 常設重大事故等対処施設の設計においては、防波壁の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水水位が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ<u>地下水水位を一定の範囲に保持する地下水水位低下設備の機能を考慮した水位</u>、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。 耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 	<p>・常設の地下水水位低下設備</p>	<p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p>関連 添付書類八 -安全設計/耐震設計 -耐震重要施設</p>	<p>・耐震性に関する説明書(第四条の審査において確認)</p>
<p>3 重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>		<p>— (地下水設定とは関連しない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

添付3-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第4条(地震による損傷の防止)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
第四条 (地震による損傷の防止)	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	(添付3-9表、添付3-10表、以下主要箇所抜粋) 第4条第1項 に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおよそ弾性範囲の設計がなされることをいう。	設計基準対象施設 ・設計基準対象施設は、地震力に十分耐えられる設計とする。 ・設計基準対象施設の設計においては、防潮堤の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定する。	本文* 添付書類八 -安全設計 -耐震設計/基本方針 -耐震重要度分類 -その他発電用原子炉の附属施設 -地下水位低下設備	・耐震性に関する説明書 (設計用地下水位の設定を含む)
	2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。	耐震重要施設 ・耐震重要施設については、揚圧力が作用した場合において、当該施設の安全機能が損なわれおそれがないように設計する。 あわせて、液状化、掃り込み、沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合において、当該施設の安全機能が損なわれおそれがないように設計する。(第三条第二項をあわせて確認) ・耐震重要施設の設計においては、防潮堤の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定する。 ・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 地下水位低下設備 ・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)	関連 添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 ※ 耐震評価において地下水位低下設備の機能を期待することは女川サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。	
	3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならない。	一 耐震重要施設のうち、二以外のもの ・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること 二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 ・基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能を(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること			
	4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならない。		(対象斜面なし)		

(注1) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付2-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第4条(地震による損傷の防止)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
第四条 (地震による損傷の防止)	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	(添付3-6表、添付3-7表、以下主要箇所抜粋) 第4条第1項 に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおよそ弾性範囲の設計がなされることをいう。	設計基準対象施設 ・設計基準対象施設は、地震力に十分耐えられる設計とする。 ・設計基準対象施設の設計においては、防波壁下部を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定する。	本文* 添付書類八 -安全設計 -耐震設計/基本方針 -耐震重要施設	・耐震性に関する説明書 (設計用地下水位の設定を含む)
	2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。	耐震重要施設 ・耐震重要施設については、揚圧力が作用した場合において、当該施設の安全機能が損なわれおそれがないように設計する。 あわせて、液状化、掃り込み、沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合において、当該施設の安全機能が損なわれおそれがないように設計する。(第三条第二項をあわせて確認) ・耐震重要施設の設計においては、防波壁下部を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定する。 ・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 地下水位低下設備 ・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)	関連 添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価 ※ 耐震評価において地下水位低下設備の機能を期待することは島根サイト固有の事項であることから、設置目的や役割を本文に記載。	
	3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならない。	一 耐震重要施設のうち、二以外のもの ・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること 二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 ・基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能を(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること			
	4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならない。		(対象斜面なし)		

添付3-4表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と

工事計画認可段階における提示内容第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容	
		考え方	必要な設備等			
第三十九条 (重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)	<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p>	<p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>※別記2・第4条(地盤による損傷の防止)</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>地下水位低下設備^{※2}</p> <p>・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)</p> <p>※2 地震による損傷の防止は、同一の地盤、地震に対する第4条への適合性を示すことにより確認する。</p>	<p>常設重大事故等対処施設</p> <p>・常設重大事故等対処施設については、揚圧力が作用した場合には、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>あわせて、液状化、掃すり込み、沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。(第三十八条第二項をあわせて確認)</p> <p>・常設重大事故等対処施設の設計においては、防波壁の下方を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水水位が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ、地下水水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。</p> <p>・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p> <p>地下水位低下設備^{※2}</p> <p>・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)</p> <p>※2 地震による損傷の防止は、同一の地盤、地震に対する第4条への適合性を示すことにより確認する。</p>	<p>本文^{※1}</p> <p>添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条</p> <p>関連 添付書類八 -安全設計 -耐震設計/基本方針 -耐震重要施設</p> <p>-その他発電用原子炉の付属設備 -地下水水位低下設備</p> <p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p>	<p>・耐震性に関する説明書(設計用地下水水位の設定を含む)</p>	<p>— (対象斜面なし)</p>
2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。						

添付2-4表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と

工事計画認可段階における提示内容第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容	
		考え方	必要な設備等			
第三十九条 (重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)	<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p>	<p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>※別記2・第4条(地震による損傷の防止)</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>地下水位低下設備^{※2}</p> <p>・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)</p> <p>※2 地震による損傷の防止は、同一の地盤、地震に対する第4条への適合性を示すことにより確認する。</p>	<p>常設重大事故等対処施設</p> <p>・常設重大事故等対処施設については、揚圧力が作用した場合には、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>あわせて、液状化、掃すり込み、沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。(第三十八条第二項をあわせて確認)</p> <p>・常設重大事故等対処施設の設計においては、防波壁下部を地盤改良するために海側への地下水の流れが遮断され地下水水位が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ、地下水水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水水位を設定する。</p> <p>・耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p> <p>地下水位低下設備^{※2}</p> <p>・地震に対し機能を保持する設計とする。(Cクラス, Ss機能維持)</p> <p>※2 地震による損傷の防止は、同一の地盤、地震に対する第4条への適合性を示すことにより確認する。</p>	<p>本文^{※1}</p> <p>添付書類八 -設置許可基準規則への適合 -第三十九条</p> <p>関連 添付書類八 -安全設計 -耐震設計/基本方針 -耐震重要施設</p> <p>-その他発電用原子炉の付属設備 -地下水水位低下設備</p> <p>添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p>	<p>・耐震性に関する説明書(設計用地下水水位の設定を含む)</p>	<p>— (対象斜面なし)</p>
2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。						

添付3-5表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第43条(重大事故等対処施設)(1/2)

・評価対象施設の相違
③の相違

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
<p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>1 重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>2 第1項第3号の適用に当たっては、第12条第4項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。</p>	---	---	---	---
<p>第四十三条 (重大事故等対処設備)</p> <p>2 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>4 第2項第3号及び第3項第7号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を考慮したものをいう。</p>	---	---	---	---

添付3-6表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容第43条(重大事故等対処施設)(2/2)

・評価対象施設の相違
③の相違

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容	
		考え方	必要な設備等			
第四十三条 (重大事故等 対処設備)	<p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならず、</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>二 常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものについては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>三 常設設備と接続するものについては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>5 第3項第1号について、可搬型重大事故等対処設備の容量は、次によること。</p> <p>(a)可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)にあつては、必要な容量を賄うことができる可搬型重大事故等対処設備を1基あたり2セット以上を持つこと。 これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型直流電源設備等であつて負荷に直接接続するものにあつては、1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。</p> <p>(c)「必要な容量」とは、当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量をいう。</p> <p>6 第3項第3号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量(同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量)を確保することができるように接続口を設けること。</p> <p>7 第3項第5号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p>—</p> <p>(地下水水位設定とは関連しない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるように、適切な措置を講じたものであること。</p>		<p>・可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり影響を受けるとしてアクセスルートの通行性を確保する設計^{※1}とする。</p>	<p>・常設の地下水水位低下設備(注)</p>	<p>添付書類八-設置許可基準規則への適合</p>	<p>・アクセスルート機能維持に係る詳細検討結果^{※2}</p>
	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>		<p>—</p> <p>(地下水水位設定とは関連しない)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

※1 設置変更許可段階においては、設計用地下水水位を地下水水位低下設備の効果を考慮したO.P.+5.0mとして、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がり評価を実施する。
 ※2 工事段階において設計用地下水水位を改めて設定した上で、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がりを再評価する。なお、評価に当たっては、地下水水位低下設備の機能喪失を想定して、機能喪失に伴う地下水水位の上昇程度を考慮する。
 注) 重大事故等の発生と同時に地下水水位低下設備が機能喪失した場合においても、可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートに対する影響はないが、地下水水位低下設備は、共用期間中において常時必要な設備と位置付けていることから、高い信頼性を確保することにより重大事故等時においてもその機能が維持されている状況を踏まえ、ここでは基準適合の観点から、必要な設備として記す。

添付3-7表 技術的能力審査基準に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容

・評価対象施設の相違
③の相違

技術的能力審査基準	技術的能力審査基準の解釈	基準への対応の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	詳細設計段階における提示内容
		考え方	必要な設備等		
1. 重大事故等対策における要求事項 1.0 共通事項	(2) 復旧作業に係る要求事項 ①予備品等の確保 発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品等について、 <u>適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。</u>	「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、<u>可搬型設備及び予備品を確保する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水ポンプ等の可搬型設備及び予備品 〔発電所で共通で配備する照明等の資機材〕 	—
	②保管場所 発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、 <u>外部事象の影響を受けない場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。</u>	—	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は<u>外部事象の影響を受けない場所に保管する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 外部事象の影響を受けない保管場所 	—
	③アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、 <u>実効性のある運用管理を行う方針であること。</u>	—	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮により、地下水位は一定の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。 	—	添付書類十 -技術的能力 -復旧作業に係る事項
		<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の機能喪失が一定期間を超え長期に及ぶ場合においては、<u>予め整備する手順と体制に従い、外部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 手順・体制の整備 	—	

(注1) 「技術的能力審査基準」及び「技術的能力審査基準の解釈」欄は、地下水位低下設備及びアクセスルートに関連する部分を抜粋

添付3-8表 設置許可基準規則第3条の規則の解釈

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する<u>地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。))及び兼用キャスク</u>にあつては、<u>同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても、当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</u>ただし、兼用キャスクにあつては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>1 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類(本規程第4条2の「耐震重要度分類」をいう。以下同じ。)の各クラスに応じて算定する地震力(第3条第1項に規定する「耐震重要施設」(本規程第4条2のSクラスに属する施設をいう。))にあつては、第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」を含む。)が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。 なお、<u>耐震重要施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる。</u></p>
<p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、<u>変形した場合においても、その安全機能が損なわれないおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>	<p>2 第3条第2項に規定する「変形」とは、<u>地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</u> このうち上記の「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。</p>
<p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、<u>変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u>ただし、兼用キャスクにあつては、地盤に変位が生じててもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>3 第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。 また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。 なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世(約12～13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。 また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。</p>

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付2-5表 設置許可基準規則第3条の規則の解釈

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。))及び兼用キャスクにあつては、<u>同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</u>ただし、兼用キャスクにあつてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>1 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類(本規程第4条2の「耐震重要度分類」をいう。以下同じ。)の各クラスに応じて算定する地震力(第3条第1項に規定する「耐震重要施設」(本規程第4条2のSクラスに属する施設をいう。))があつては、第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」を含む。)が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。 なお、耐震重要施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる。</p>
<p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、<u>変形した場合においてもその安全機能が損なわれないおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>	<p>2 第3条第2項に規定する「変形」とは、<u>地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</u> このうち上記の「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。</p>
<p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、<u>変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u>ただし、兼用キャスクにあつては、地盤に変位が生じててもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>3 第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。 また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。 なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世(約12～13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。 また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。</p>

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付3-9表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(1/2)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p><u>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</u></p>	<p>別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については以下のとおりとし、兼用キャスク貯蔵施設については別記4のとおりとする。</p> <p>一 第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力(本規程別記2第4条第4項第1号に規定する弾性設計用地震動による地震力をいう。)又は静的地震力(同項第2号に規定する静的地震力をいい、Sクラスに属する機器に対し算定されるものに限る。)のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることをいう。</p> <p>二 第5項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。(別記2)</p> <p>1 <u>第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。</u>この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。</p>
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。<u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p> <p>一 Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略)</p> <p>二 Bクラス(以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクラス(以下略)</p> <p>二 Bクラス(以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</p> <p>4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)</p>	<p>2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。<u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p> <p>一 Sクラス (以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</p> <p>4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)</p>

注)「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付2-6表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(1/2)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p><u>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</u></p>	<p>別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については以下のとおりとし、兼用キャスク貯蔵施設については別記4のとおりとする。</p> <p>一 第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力(本規程別記2第4条第4項第1号に規定する弾性設計用地震動による地震力をいう。)又は静的地震力(同項第2号に規定する静的地震力をいい、Sクラスに属する機器に対し算定されるものに限る。)のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることをいう。</p> <p>二 第5項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。(別記2)</p> <p>1 <u>第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。</u>この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。</p>
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。<u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p> <p>一 Sクラス (以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</p> <p>4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)</p>	<p>2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。<u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p> <p>一 Sクラス (以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略)</p> <p>二 Bクラス (以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</p> <p>4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)</p>

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付3-10表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(2/2)

添付2-7表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(2/2)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれない。</p>	<p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。(以下略)</p> <p>6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれないものでなければならぬ」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <p>・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。</p> <p>なお、上記の「運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切に地震力と組み合わせて考慮すること。</p> <p>二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p>・基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること。</p> <p>・津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)を保持すること。</p> <p>・浸水防止設備及び津波監視設備は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重等と基準地震動による地震力の組合せに対して、その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)を保持すること。</p> <p>・これらの荷重組合せに関しては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。</p> <p>なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と見え、この状態に至る境界の最大荷重負荷をいう。</p> <p>また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。</p> <p>なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 ・耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ・建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 ・建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 <p>7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。 ・基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。 ・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。
<p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれないものでなければならない。</p>	<p>8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないよう にすることをいう。</p> <p>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</p> <p>一 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。</p> <p>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</p> <p>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</p>

注)「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
<p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれない。</p>	<p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。(以下略)</p> <p>6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれないものでなければならぬ」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <p>・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。</p> <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。</p> <p>なお、上記の「運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切に地震力と組み合わせて考慮すること。</p> <p>二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p>・基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること。</p> <p>・津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)を保持すること。</p> <p>・浸水防止設備及び津波監視設備は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重等と基準地震動による地震力の組合せに対して、その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)を保持すること。</p> <p>・これらの荷重組合せに関しては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。</p> <p>なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と見え、この状態に至る境界の最大荷重負荷をいう。</p> <p>また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。</p> <p>なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 ・耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ・建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 ・建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 <p>7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。 ・基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。 ・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。
<p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない。</p>	<p>8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないよう にすることをいう。</p> <p>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</p> <p>一 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。</p> <p>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</p> <p>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</p>

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 設置変更許可及び工事計画認可段階における提示内容</p> <p><u>地下水位の設定の考え方並びに地下水位低下設備の位置付け等について、各条文へ適合させるための設置変更許可段階及び工事計画認可段階における提示内容を整理した。</u></p> <p><u>設置変更許可段階及び工事計画認可段階における提示内容(案)を以下に示す。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>設置変更許可段階</p> <p>地下水位低下設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地下水位低下設備の位置付け <ul style="list-style-type: none"> - 地下水位を一定の範囲に保持する機能を有する地下水位低下設備を、設計基準対象施設として位置付ける。 • 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> - 地下水位低下設備は、地下水位を一定の範囲に保持する機能を維持するため、基準地震動に対して機能維持する設計とする。 - 重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の重要度分類を踏まえて多重性及び独立性を確保した設計とする。 - 外部電源喪失に配慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備から供給可能な設計とする。 - 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。(外部事象の影響を受けない場所に保管) <p>各施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設計用地下水位の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> - 各施設等の設置許可基準規則における条文適合※1に当たり、設計においては地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。 • 液状化影響の評価方針 <ul style="list-style-type: none"> - 耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 • アクセスルート機能維持の方針と評価結果※2 <ul style="list-style-type: none"> - 「第1編 2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認」参照 <p>※1 建物・構築物等の各施設は第3条、第4条、第5条、第38条、第39条、第40条が該当し、第4条(・第39条)の評価にて代表。アクセスルートは第43条が該当。</p> <p>※2 設置変更許可段階においては、設計用地下水位を地下水位低下設備の効果を考慮したO.P.+5.0mとして、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がり評価を実施。</p> </div>		<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資料構成の相違 <p>設置変更許可及び工認の提示内容案であり、島根2号炉は審査の進捗にあわせ別途対応</p>

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="270 275 1151 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事計画認可段階</p> <p>地下水位低下設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本設計方針 • 耐震性に関する説明書 <ul style="list-style-type: none"> - 技術基準規則^{※1}第5条及び第50条^{※2}への適合に当たり、設置変更許可段階で示す基本方針に基づき、地下水位低下設備の基準適合性を示す耐震計算書を提示 - 耐震設計の条件の一つとして、地下水位の設定に係る説明^{※3}を提示 - 揚水井戸・ドレーンについては、設置許可基準規則3条に対応した地盤の支持性能に係る確認結果を併せて記載 • 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 等 <p>※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>※2 設置許可基準規則第4条・第39条に対応。技術基準規則第4条・49条(地盤)への適合性については、第5条・第50条(耐震)にて確認する。</p> <p>※3 浸透流解析におけるドレーン等の範囲設定の考え方、地盤として取扱うドレーンの耐震性の説明を含む。</p> <p>各施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設計用地下水位の設定 • 耐震性に関する説明書(対策を行う場合はその説明を含む) <ul style="list-style-type: none"> - 技術基準規則第4条、第5条、第6条、第49条、第50条、第51条及び第54条への適合に当たっては、設置許可段階で示す基本方針に基づき、地下水位低下設備の機能を考慮して設定した設計用地下水位を用い基準適合性を示す耐震計算書を添付する。 • アクセスルート機能維持に係る再評価結果^{※4}(対策を行う場合はその説明を含む) <p>※4 工認段階において設計用地下水位を改めて設定した上で、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がりを再評価する。なお、評価に当たっては、地下水位低下設備の機能喪失を想定して、機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を考慮する。</p> </div> <p><u>(参考)発電用原子炉設置変更許可申請書への記載例</u></p> <p><u>(1)発電用原子炉設置変更許可申請書への記載例</u></p> <p><u>発電用原子炉設置変更許可申請書本文及び添付書類における記載例を以下に示す。</u></p> <p><u>a. 本文の記載例</u></p> <p><u>五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</u></p> <p><u>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</u></p> <p><u>(1)耐震構造</u></p>		

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>●. 設計基準対象施設の耐震設計 <u>「設計基準対象施設は、防潮堤により地下水が遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し、地震力に対して当該施設の機能が保持できるように設計する。」</u></p> <p>●. 重大事故等対処施設の耐震設計 <u>「重大事故等対処施設は、防潮堤により地下水が遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し、地震力に対して当該施設の機能が保持できるように設計する。」</u></p> <p>b. 添付書類六の記載例</p> <p>3. 地盤</p> <p>3.2 発電用原子炉設置許可変更許可申請(平成25年12月27日申請)に係る地盤</p> <p>3.2.6 地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価</p> <p>3.2.6.1 原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価</p> <p>3.2.6.1. ●耐震重要施設の基礎地盤の安定性評価</p> <p>(●)地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>●. 解析条件</p> <p>(●)地下水位</p> <p><u>「解析用地下水位は、原子炉建屋においては基礎版中央とし、原子炉建屋以外(周辺地盤を含む)においては地表面に設定する。」</u></p> <p>(●)周辺地盤の変状による施設への影響評価</p> <p><u>「耐震重要施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。」</u></p> <p><u>また、耐震重要施設の設計においては、地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。」</u></p> <p><u>「耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。」</u></p> <p>3.2.6.1. ●常設重大事故等対処施設の基礎地盤等の安定性評価</p> <p>(●)地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>●. 解析条件</p> <p>(●)地下水位</p> <p><u>「解析用地下水位は地表面とする。」</u></p> <p>(●)周辺地盤の変状による施設への影響評価</p>		

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>「常設重大事故等対処施設においては、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。」</u></p> <p><u>また、常設重大事故等対処施設の設計においては、地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。」</u></p> <p><u>「耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。」</u></p> <p>c. 添付書類八の記載例</p> <p>(2)安全設計</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 耐震設計の基本方針</p> <p><u>「設計基準対象施設は、地震力に十分耐えられるように設計する。」</u></p> <p><u>また、設計基準対象施設の設計においては、地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。」</u></p> <p>1.4.1. ●耐震重要施設</p> <p><u>「耐震重要施設については、揚圧力が作用した場合において、当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。あわせて、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。」</u></p> <p><u>また、耐震重要施設の設計においては、地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。」</u></p> <p><u>「耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。」</u></p>		

(3)耐震重要度分類

P. 4 条-39 第 1. 4-1 表 耐震重要度分類表 (6/6) 再掲

第 1. 1-1 表 耐震重要度分類表(6/6)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)
Cクラス	(i)原子炉の反応度を抑制するための施設で耐震Sクラス及びBクラスに属さない施設	・原子炉再循環流量制御装置 ・制御棒駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・制御建屋	S _s S _s
	(ii)放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設で耐震S及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・固化装置より下流の固体廃棄物取扱設備(貯蔵庫を含む) ・雑固体系 ・新燃料貯蔵設備 ・その他	C C C C C	—	—	・機器・配管等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・サイトバンカ建屋	S _s S _s S _s S _s
	(iii)放射線安全に係らない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・補助ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・海水ポンプ室 ・タービン建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S _s S _s S _s S _s S _s
		・地下水位低下設備	C 注11)	・電気計装設備	C 注11)	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C 注11)	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S _s S _s S _s

注 11) Cクラスではあるが、基準地震動 S_s に対し機能維持することを確認する。

1.6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年 6, 月 19 日制定)」への適合

第三十九条(地震による損傷の防止)

適合のための設計方針

●. 設計方針

「常設重大事故等対処施設は、揚圧力が作用した場合において、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。あわせて、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。

また、常設重大事故等対処施設の設計においては、地下水位低下設備の機能を考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。」

「耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。」

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>第四十三条(重大事故等対処設備)</u></p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>●. <u>設計方針</u></p> <p><u>「可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアクセスルートについては、重大事故等の状態でもアクセスルートの通行性を確保する設計とする。」</u></p> <p>●. <u>その他発電用原子炉の附属施設</u></p> <p>●. ● <u>地下水位低下設備</u></p> <p><u>「発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持する機能を有する地下水位低下設備を設置する。」</u></p> <p><u>「地下水位低下設備は、ドレーン、揚水井戸、揚水ポンプ等で構成され、基準地震動に対して機能維持する設計とする。また、地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の重要度分類を踏まえて多重性及び独立性を確保した設計とする。</u></p> <p><u>電源は、外部電源の喪失に配慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備からの供給が可能な設計とする。」</u></p> <p><u>「地下水位低下設備の機能喪失への対応として、復旧のための予備品の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順等を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施することを運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理していく。」</u></p> <p><u>d. 添付書類十の記載例</u></p> <p><u>4. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</u></p> <p><u>4.1 重大事故等対策</u></p> <p><u>4.1.5 復旧作業に係る事項</u></p> <p><u>(1) 予備品等の確保</u></p> <p><u>「地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。」</u></p> <p><u>(2) 保管場所</u></p> <p><u>「地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。」</u></p> <p><u>(3) アクセスルートの確保</u></p> <p><u>「地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間を確保する設計とする。」</u></p>		

4.1. ●手順書の整備, 教育及び訓練の実施並びに体制の整備

「地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように, 手順書及び必要な体制を整備するとともに, 教育及び訓練を実施する。」

「地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し, 外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。」

4. 設計用地下水位に関する各審査段階の提示内容

設計用地下水位の設定に係る各審査段階における提示内容を添付3-11表に, 設計の各審査段階における提示内容を添付3-12表に, 及び運用管理・保守管理の各審査段階における提示内容を添付3-13表に示す。

添付3-11表 各審査段階における提示内容(設計用地下水位の設定関連)

分類	細目	提示内容		
		設置許可段階	工事計画認可段階以降 ※は工事認可後のプロセスを示す	
設計用地下水位の設定	水位評価用モデル作成, 再現解析による検証	<ul style="list-style-type: none"> 保守性を確保する方針(地盤の透水性, ドレーンの有効範囲, 透水係数) 観測記録との比較により浸透流解析モデル全体の保守性を確認する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 解析モデルの妥当性に係る確認結果 	
	地下水位が上昇した場合の影響確認	<ul style="list-style-type: none"> 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に抽出し, 抽出した施設等について, 地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し, この影響を低減するための対象施設毎の対応方針を定め, 対応条文を整理して地下水位低下設備の設置許可基準規則への適合上における位置付けを整理する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の上昇による生じる影響評価結果 	
	地下水位低下設備の考慮(信頼性が確保された範囲)	構成部位の設計方針	(添付3-12表にて詳述)	(添付3-12表にて詳述)
		ドレーンの有効範囲	<ul style="list-style-type: none"> ドレーンの有効範囲は, 揚圧力影響(設置許可基準規則4条)の観点を検討の上設定することとし, 添付資料2に示す集水機能の信頼性の検討フローに基づき, 信頼性(耐久性, 耐震性, 保守管理性)並びに多重性又は多様性及び独立性の観点から設定する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づくドレーンの有効範囲の設定結果
	設計用地下水位の設定	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の下方を地盤改良するために地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという女川サイト固有の状況を踏まえ, 地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位, 自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する方針 再現解析により検証された水位評価用モデルを用いて, 信頼性が確保された範囲で地下水位低下設備を考慮する方針 揚圧力が作用した場合において, 当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないように設計する方針 あわせて, 液状化, 揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても, 当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないように設計する方針 設計設置許可段階においては, 建設時工認での設定値を目安とした設計値にて対象施設の評価を行う方針 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の設計用地下水位の設定結果(浸透流解析により得られる地下水位低下設備の機能を考慮した水位, 自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設定) それに基づく耐震評価と, 当該施設の機能が損なわれないような対策(地盤改良等の耐震補強) 	
観測による検証	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位観測データの観測計画及びその観測結果を用いて設計用地下水位の検証を行う方針 	<ul style="list-style-type: none"> 取得した観測結果に基づく検証結果 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さらに, 防潮堤沈下対策後の観測結果に基づく設計用地下水位の検証結果 	

添付3-12表 各審査段階における提示内容(設計関連)

分類	機能・構成部位		提示内容		備考
			設置変更許可段階	工事計画認可段階	
設計	集水機能	ドレイン・接続樹	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により地下水の集水機能を維持する設計とする[※]) 保守的な雨水流入を考慮 閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレインの配置・形状を考慮した新設ドレイン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持 保守管理性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 集水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	
	支持・閉塞防止機能	揚水井戸	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により揚水ポンプ及び配管の支持機能並びに閉塞防止機能を維持する設計とする) 可搬型設備による機動的な対応を考慮した構造上の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	
	排水機能	揚水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により地下水の排水機能を維持する設計とする。また、支持金物は揚水ポンプの支持機能を維持する設計とする) 多重化 保守的な雨水流入を考慮 外部ハザード考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 排水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	支持金物を含む
		配管	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により揚水ポンプで汲み上げた地下水の排水経路を維持する設計とする) 多重化 保守的な雨水流入を考慮 外部ハザード考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 排水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	支持金物を含む
	監視・制御機能	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により揚水ポンプの制御機能を維持する設計とする) 多重化 制御、監視の系統の多重化 外部ハザード考慮 内部事象に起因する共通要因故障に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	
		水位計	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により揚水井戸内に継続的に流入する地下水位監視機能、揚水ポンプの起動停止の制御機能を維持する設計とする。また、支持金物は水位計の支持機能を維持する設計とする。) 多重化 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	支持金物を含む
電源機能	電源	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> 多重化 非常用電源(非常用DG)に接続 非常用DG喪失時の配慮(常設代替交流電源に接続) 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細評価を踏まえた構造概要 		

※ 許容限界
 ・ 有孔ヒューム管は、Ss地震時の発生断面力が許容値(ひび割れモーメント)を下回ることを確認する(下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版による)。
 ・ 接続樹は、発生応力度がコンクリートおよび鉄筋の許容応力度を下回ることを確認する(コンクリート標準示方書[構造性能照査編](2002)による)。
 ・ 岩盤と躯体に囲まれた範囲に設置されることから、Ss地震時に管の設置空間が保持されること(岩盤がせん断破壊しないこと)を確認する。

添付3-13表 各審査段階における提示内容(運用管理・保守管理関連)

分類	細目	提示内容		
		設置変更許可段階	工認段階	工事計画認可後 (使用前検査・保安検査)
運用管理 ・ 保守管理	運用管理	<ul style="list-style-type: none"> 運転上の制限等を定める方針 (LCO, 要求される措置, AOT, サーベランス) 必要な手順を整備する方針 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安規定において運転上の制限等を設定 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類に運用に係る体制, 確認事項・対応等を整備し, これに基づく管理の実施
	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全対象として管理する方針 可搬型ポンプ及び予備品を確保する方針 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類に保守管理方法を定め, 予防保全対象として管理

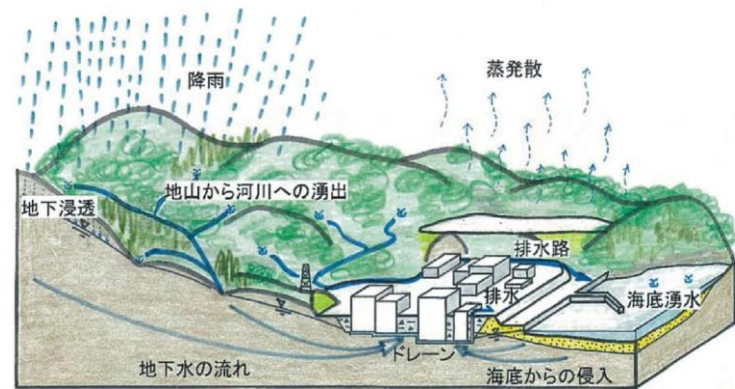
敷地の水文環境

敷地は、北東側が海に面し、その他は山地に囲まれている。山地の尾根は北東-南西～北北東-南南西方向に延び、それらの尾根に沿って小規模な沢が発達し、沢沿いには小規模な低地が分布している。敷地の一部は、この小規模な低地となっている。

山側に降った雨は、蒸発散を除き、表面水として敷地へ流入するものと盛土や岩盤内に浸透し地下水として敷地に流入するものに分かれる。

表面水は排水路を通じて海へ排水される、また、地下水は主要建屋周辺に設置した地下水位低下設備により集水後、排水路へ排水される。

敷地の水文環境のイメージを補足 1-1 図に、発電所周辺の小河川や尾根筋の状況を補足 1-2 図に示す。また、主な地表水の流れを補足 1-3 図に示す。



補足 1-1 図敷地の水文環境のイメージ



凡例 小河川・沢 尾根筋 谷底・沖積低地
 発電所建設前の空中写真(1975年撮影)
 (CTO-75-26 C28 17~19)に東北電力が加筆
 出典: 国土画像情報(カラー空中写真)国土交通省

補足 1-2 図 発電所周辺の小河川・尾根筋等の分布状況

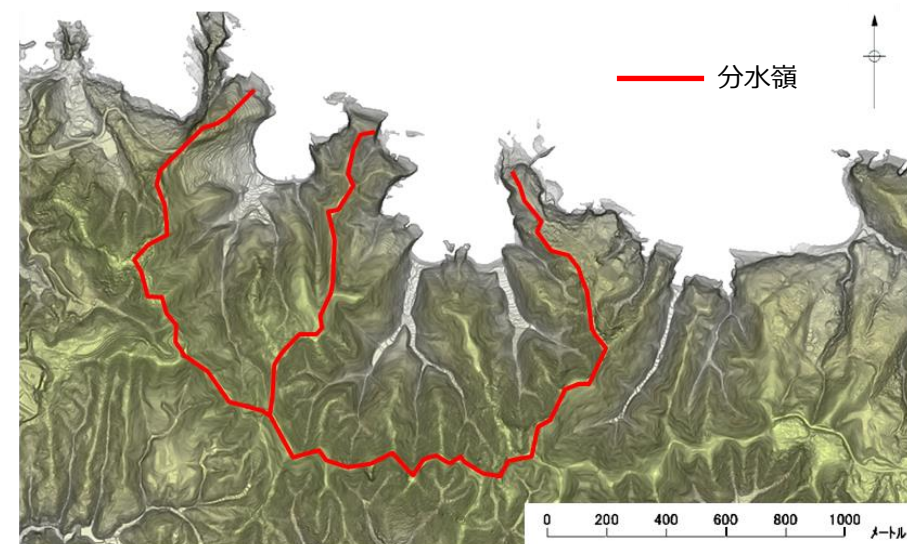
敷地の水文環境

敷地は、北側が海に面し、その他は山地に囲まれている。敷地の地形は、補足 1-1 図及び補足 1-2 図に示すとおり、沿岸低山地と後背山地に大別され、沿岸低山地は標高約 80m 以下の山地で、緩やかな山頂面から海に急傾斜している。また、後背山地は標高約 80~160m の山地で、開折谷が発達しており、中央が扇状に大きく広がっている。

山側に降った雨は、蒸発散を除き、表面水として敷地へ流入するものと盛土や岩盤内に浸透し地下水として敷地に流入するものに分かれる。

表面水は排水路を通じて海へ排水される、また、地下水は主要建物周辺に設置した地下水位低下設備(既設)により集水後、排水路へ排水される。

主な地表水の流れを補足 1-2 図に示す。



※航空レーザー測量で取得した2mメッシュのDEMデータに、空中写真により取得した旧地形のDEMデータを合成して作成したもの

補足 1-1 図 発電所周辺の分水嶺等の分布状況



発電所周辺の空中写真(2011年撮影)
(CTO20117 C28 23) 出典: 国土地理院

---> 主な地表水の流れ

補足 1-3 図 発電所周辺の主な地表水の流れ



.....> 主な地表水の流れ 島根原子力発電所周辺の空中写真
出典: 国土地理院 (2009年撮影)

補足 1-2 図 発電所周辺の主な地表水の流れ

地下水位の設定に係る浸透流解析における、敷地の地下水位に影響を与える降雨条件について、保守的な評価となるよう検討する。

降雨条件については、島根原子力発電所が位置する島根県松江市の気象庁松江地方気象台の過去 78 年間 (1941~2018 年) の年間降水量の記録に基づき、年間降水量の平均値及びばらつきを考慮する。この期間における年間降水量の平均値は、1,880mm/年であり、ばらつきを考慮した値 (平均値 + 1σ) は 2,163mm/年である。

また、気象庁・環境省における今後の気候変動予測に関する分析によると、西日本日本海側において、地球温暖化が深刻に進展したシナリオでは、将来的に (2080~2100 年) 年間降水量が約 130mm/年増加する可能性があることが報告されている。

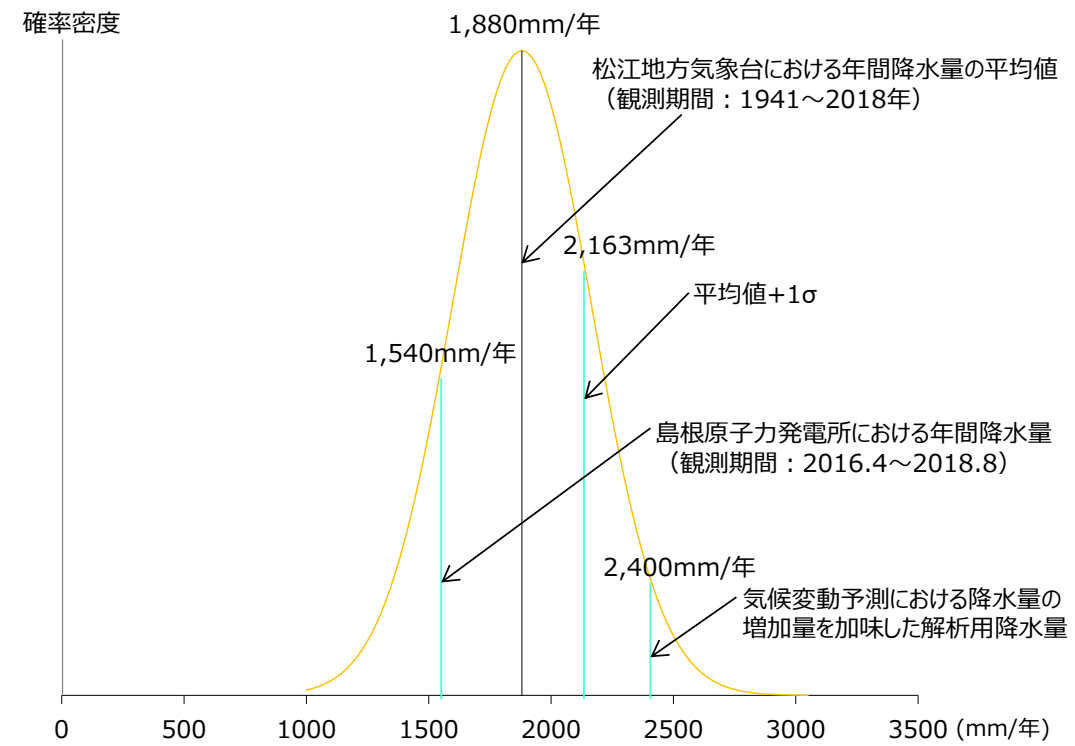
上記を踏まえ、地下水位の設定に係る浸透流解析を実施するに当たっては、降雨条件として、2,400mm/年を用い、定常的に与えることとする。

・説明の充実
島根 2 号炉では降雨条件について詳細に記載

補足 1-1 表 浸透流解析に用いる降雨条件の考え方

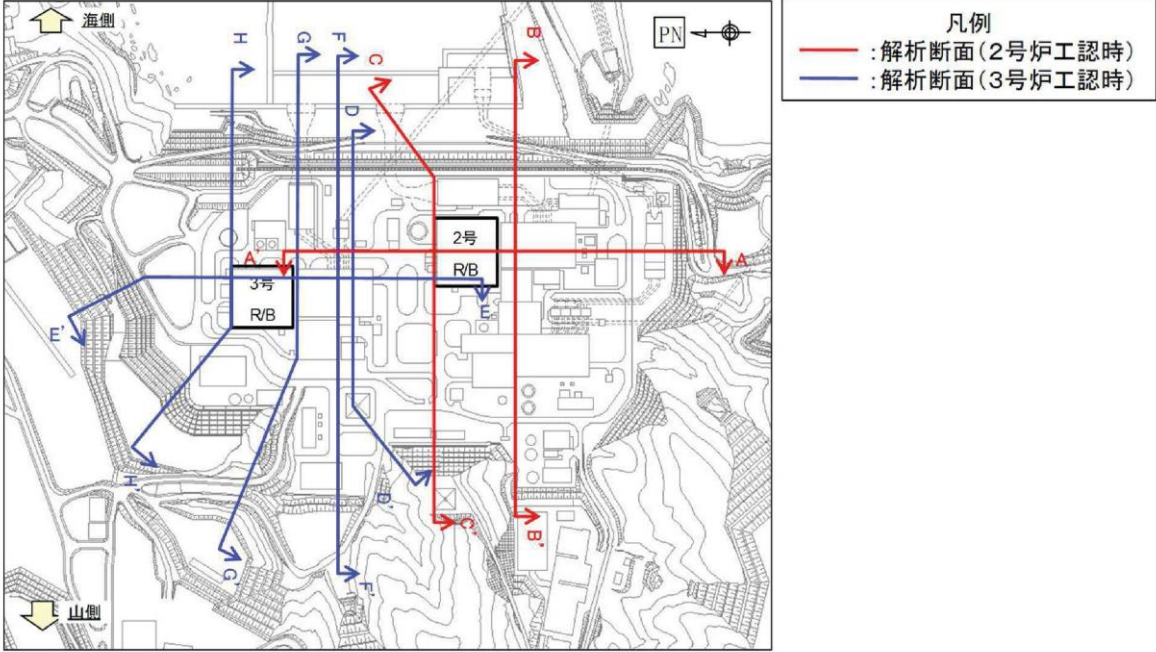
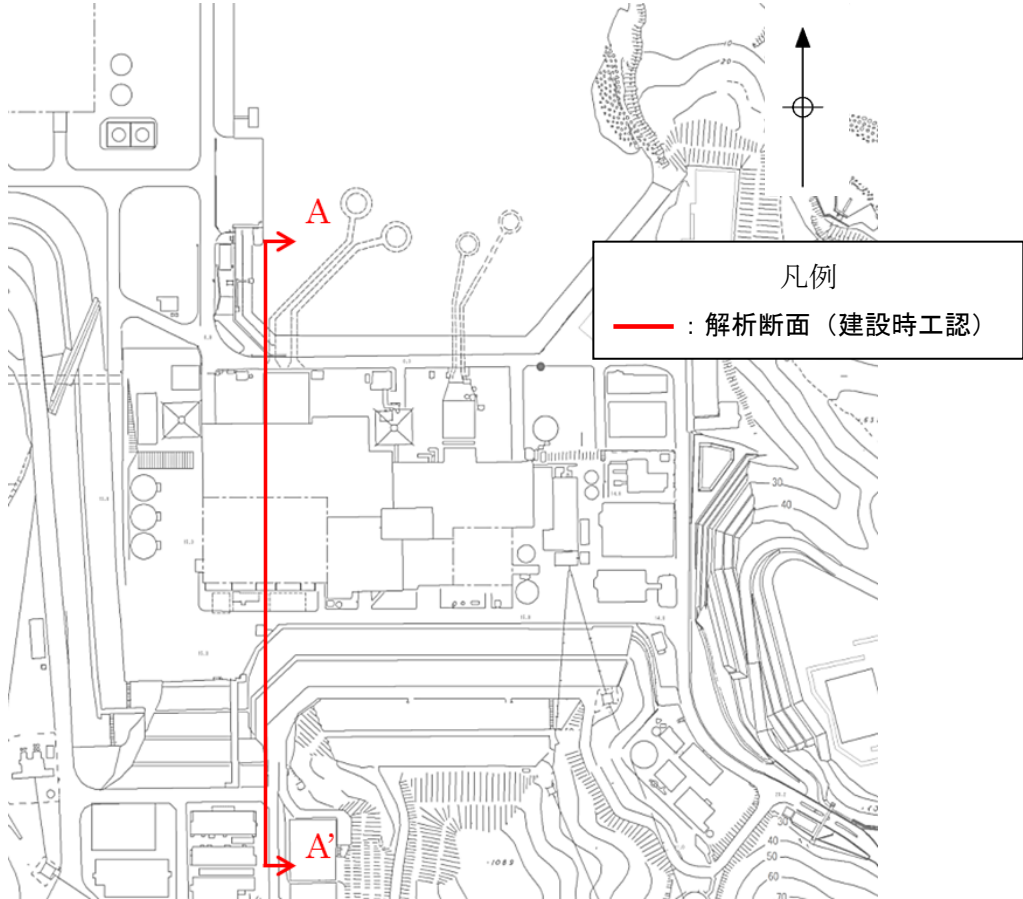
	降水量 (mm/年)
(参考) 島根原子力発電所における年間降水量	1,540
松江地方気象台における年間降水量の平均値	1,880
標準偏差	283
平均値+1σ	2,163
将来的な増加量	130
気候変動予測における降水量の増加量を加味した解析用降水量	2,400

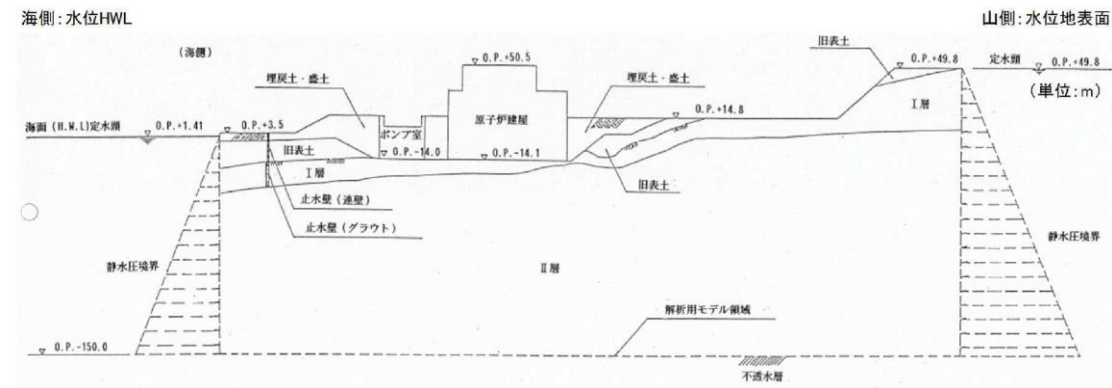
・説明の充実
島根2号炉では降雨条件について詳細に記載



補足 1-3 図 松江市の年間降水量の正規分布

・説明の充実
島根2号炉では降雨条件について詳細に記載

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足説明資料 2</p> <p style="text-align: center;">建設時工認段階の浸透流解析結果</p> <p>1. 解析の目的</p> <p>2号炉及び3号炉工認時において、以下の内容を把握するため、浸透流解析を実施している。</p> <p>①地下水位低下設備の設計に使用する湧水量</p> <p>②建屋の設計に使用する揚圧力</p> <p>③地下水位状況</p> <p>地下水は海山方向の流れが支配的であることから、海山方向(補足 2-1 図の上下方向)の断面を主とした有限要素法による二次元定常解析としている。</p>  <p style="text-align: center;">補足 2-1 図 浸透流解析断面位置※</p> <p>※2号炉及び3号炉工認時の浸透流解析断面は、当時の地形にてモデル化しており、現地形は異なる</p> <p>2. 解析条件</p> <p>(1)境界条件</p> <p>2号炉及び3号炉工認時(定常浸透流解析)の海側境界はH.W.L.、山側境界は地表面に水位を固定し、モデル下端は不透水境界として扱い、側方境界には静水圧を作用させている。なお、海側には建屋との間に地中連続壁が設置されており海水の流入を遮断する効果があるが、保守的に考慮しない。</p>	<p style="text-align: right;">補足説明資料 2</p> <p style="text-align: center;">建設時工認段階の浸透流解析結果</p> <p>1. 解析の目的</p> <p>建設時工認において、以下の内容を把握するため、浸透流解析を実施している。</p> <p>①地下水位低下設備(既設)の設計に使用する湧水量</p> <p>②建物の設計に使用する揚圧力</p> <p>③地下水位状況</p> <p>地下水は海山方向の流れが支配的であることから、海山方向(補足 2-1 図の南北方向)の断面を主とした有限要素法による二次元定常解析としている。</p>  <p style="text-align: center;">補足 2-1 図 浸透流解析断面位置※</p> <p>※建設時工認の浸透流解析断面は、当時の地形にてモデル化しており、現地形は異なる</p> <p>2. 解析条件</p> <p>(1)境界条件</p> <p>建設時工認(定常浸透流解析)の海側境界はEL. +0.3m(建設時工認のH.W.L.)、山側境界はEL. +5.0mに水位を固定し、モデル下端は不透水境界として扱い、側方境界には静水圧を作用させている。なお、海側には建物との間に止水壁が設置されており海水の流入を遮断する効果を考慮している。</p>	<p>備考</p> <p>・建設時工認の条件の相違 島根2号炉における建設時工認の条件を記載</p>

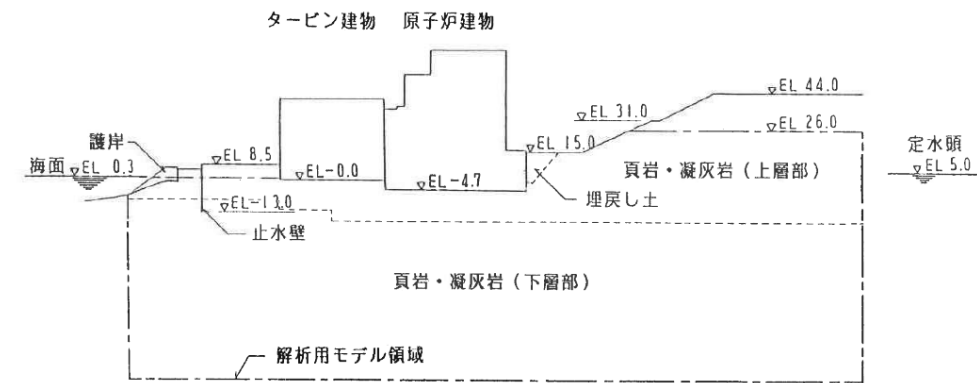


注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

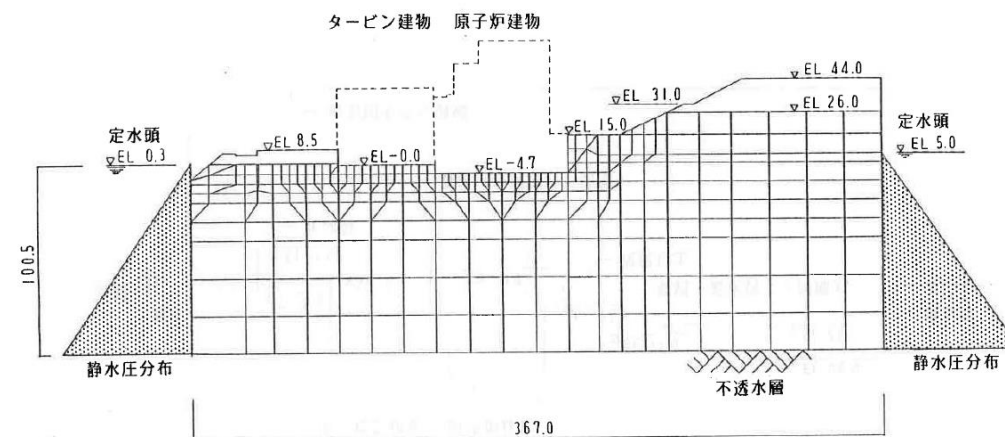
補足 2-2 図 浸透流解析断面図(C-C' 断面)

B-B' 断面近傍の観測孔①及び D-D' 断面近傍の観測孔②における地下水位観測結果をそれぞれの断面に補足 2-3 図及び補足 2-4 図のとおり図示するとともに、補足 2-1 表にその数値を示す。

観測された水位は、いずれも浸透流解析の境界条件(初期水位)より低い水位となっており、境界条件が保守的であることを確認した。



補足 2-2 図 建物周辺地盤断面図(A-A' 断面)



補足 2-3 図 浸透流解析用モデル図(A-A' 断面)

・説明の充実
島根2号炉では地盤断面図と解析用モデル図により解析条件を説明

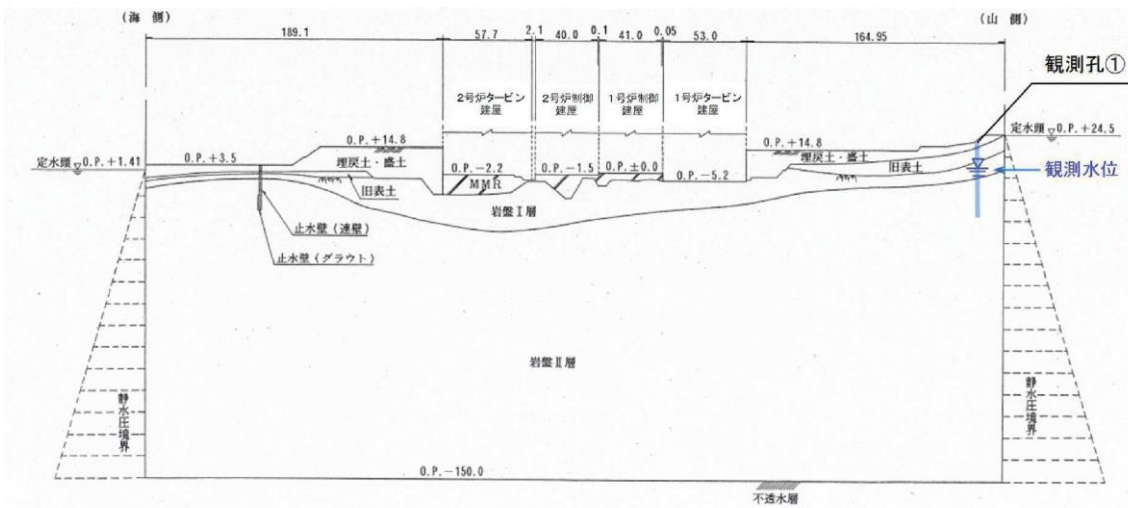
・建設時工認の解析断面の相違
島根2号炉における建設時工認ではA-A断面のみ解析を実施

・建設時工認の解析断面の相違
島根2号炉における建設時工認ではA-A断面のみ解析を実施

女川原子力発電所 2号炉 (2019. 7. 30 版)

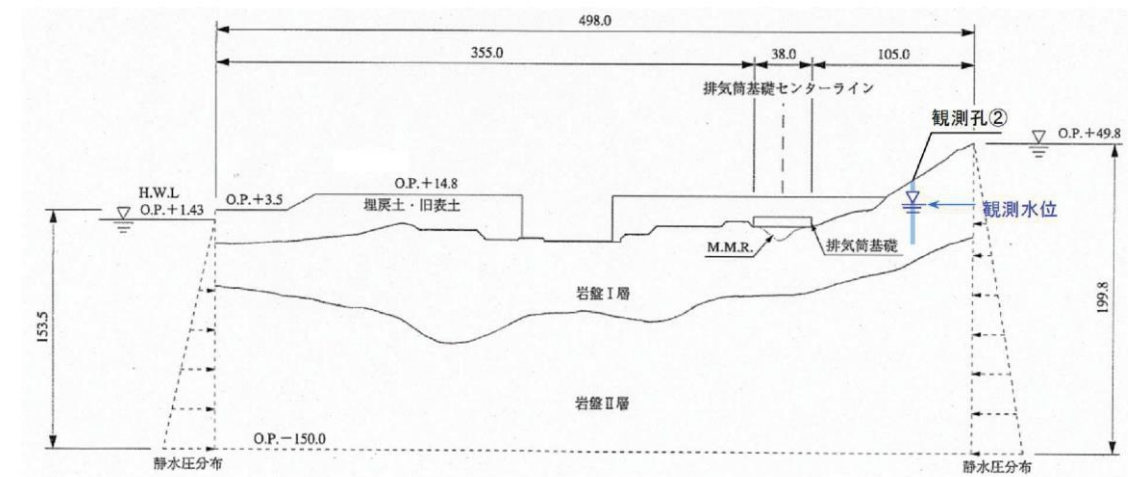
島根原子力発電所 2号炉

備考



注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定 (朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの) とは異なる。

補足 2-3 図 浸透流解析断面図(B-B' 断面)



注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定 (朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの) とは異なる。

補足 2-4 図 浸透流解析断面図(D-D' 断面)

・建設時工認の解析断面の相違
島根2号炉における建設時工認ではA-A断面のみ解析を実施

・建設時工認の解析断面の相違
島根2号炉における建設時工認ではA-A断面のみ解析を実施

補足 2-1 表 観測孔①及び②の地下水位観測結果

	観測水位	境界条件 (初期水位)
観測孔①	O.P.約+5.8m	O.P.約+15.1m (地表面)
観測孔②	O.P.約+11.5m*	O.P.約+25.0m (地表面)

*: 地殻変動による1mの沈降を考慮したものとなっており、補正した水位を記載

(2) 透水係数

浸透流解析に用いた透水係数を補足 2-2 表及び補足 2-3 表に示す。

岩盤の透水係数は、2号炉及び3号炉工認時に実施した透水試験により設定した。岩盤の透水試験位置を補足 2-5 図に示す。

また、盛土・旧表土の透水係数は Creager の手法(地盤工学会:地盤工学ハンドブック)、MMR の透水係数は水セメント比と粗骨材の最大寸法(コンクリート工学ハンドブック)より設定した。

補足 2-2 表 解析用物性値(2号炉周辺)

(単位:m/s)

地層	盛土 ・旧表土	岩盤		MMR
		I層	II層	
透水係数	3.0×10^{-5}	7.0×10^{-7}	5.0×10^{-7}	1.0×10^{-11}

注) A-A' 断面, B-B' 断面及び C-C' 断面に使用

補足 2-3 表 解析用物性値(3号炉周辺)

(単位:m/s)

地層	盛土 ・旧表土	岩盤		MMR
		I層	II層	
透水係数	3.0×10^{-5}	2.0×10^{-7}	1.0×10^{-7}	1.0×10^{-11}

注) D-D' 断面, E-E' 断面, F-F' 断面, G-G' 断面及び H-H' 断面に使用

・建設時工認の解析断面の相違

(2) 透水係数

浸透流解析に用いた透水係数を補足 2-1 表に示す。

透水係数は、建設時工認に実施した透水試験等により設定した。

・建設時工認で設定した透水係数の設定根拠の相違

また参考として、今回、浸透流解析を実施するに当たり、建設時工認後に実施した透水試験等に基づき設定した透水係数を補足 2-2 表に示す(詳細については補足説明資料 8 参照)。

・建設時工認で設定した透水係数の設定根拠の相違

補足 2-1 表 建設時工認の透水係数

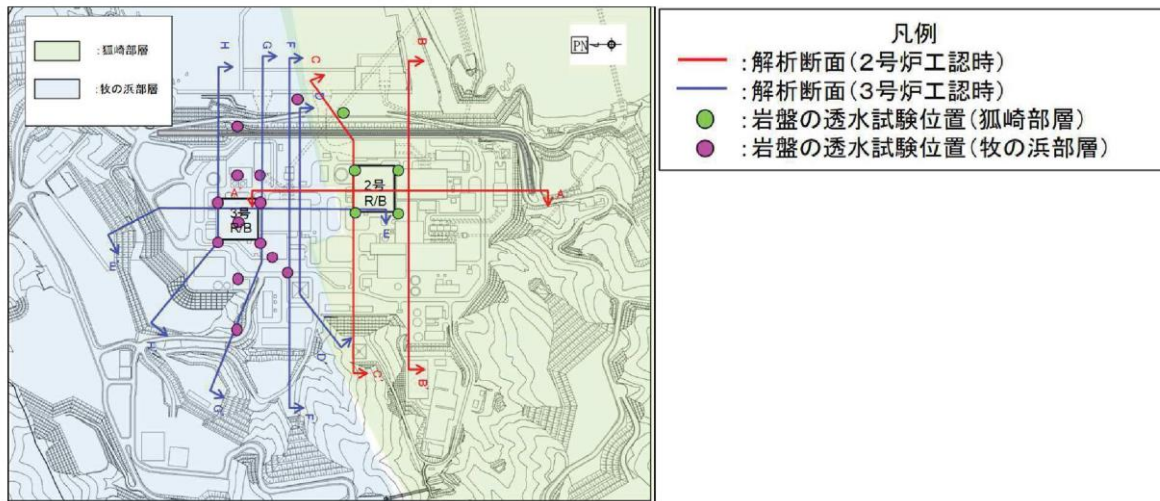
材質	透水係数 (cm/s)
護岸・止水壁	1.0×10^{-8}
頁岩・凝灰岩(下層部)	2.0×10^{-4}
頁岩・凝灰岩(上層部)	5.0×10^{-4}
埋戻し土	5.0×10^{-3}

補足 2-2 表 地下水位の設定に係る透水係数

区分	解析用 透水係数 (cm/s)	設定方法	【参考】 試験結果 (cm/s)
構造物, 改良地盤	1×10^{-5}	『管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル(改訂版)※』に基づき、不透水性地層相当(難透水層)として設定した。不透水材料として透水係数が 1×10^{-5} cm/s以下であり、適切な厚さを持つことで不透水性地層と同等以上の遮水の効力を発揮できるとされていることから、構造物の透水係数を不透水性地層とした。	-
C _H 級	5×10^{-5}	建設時工認の岩盤の透水係数は頁岩・凝灰岩(上層部)及び(下層部)の2種類を設定していたが、今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として、敷地の岩級に合わせて透水係数を設定する。	4.5×10^{-5}
C _M 級	6×10^{-4}		5.6×10^{-4}
C _L 級	1×10^{-3}		1.0×10^{-3}
D級	2×10^{-3}	D級岩盤の大部分は地表付近に分布する強風化した土砂状の岩盤であり、その粒度特性を踏まえ、クレーガーの方法により 2.8×10^{-4} cm/s ($\approx 3 \times 10^{-4}$ cm/s)を設定していた。しかし、D級岩盤は割れ目の発達した岩盤と風化の進行した岩盤に大別されるが、粒度試験 1 2 試料のうち割れ目が発達した黒色頁岩は 1 試料のみであったため、その特性を透水係数に反映できていないと考える。黒色頁岩の粒度試験結果から設定した透水係数により、揚水量が低減する傾向が認められることから、地下水位が高く算定されると判断し、割れ目が発達したD級岩盤の影響を考慮した透水係数 2×10^{-3} cm/sを採用する。	1.75×10^{-3}
砂礫層	4×10^{-3}	建設時工認では設定されていなかったが、今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として現場透水試験を実施し、透水係数を設定した。	3.6×10^{-3}
埋戻土 (掘削スリ)	2×10^{-1}	建設時工認の埋戻し土の透水係数は、工学的な観点から岩盤の透水係数より1オーダー大きな値とすることで地下水位を保守的に評価することに重点を置き、現場透水試験によらず透水係数を設定していた。今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として現場透水試験を実施し、透水係数を設定した。	1.7×10^{-1}

※ H20.8 (財) 港湾空間高度化環境研究センター

・説明の充実
島根2号炉では参考として地下水位の設定に使用した透水係数を記載



補足 2-5 図 岩盤の透水試験位置

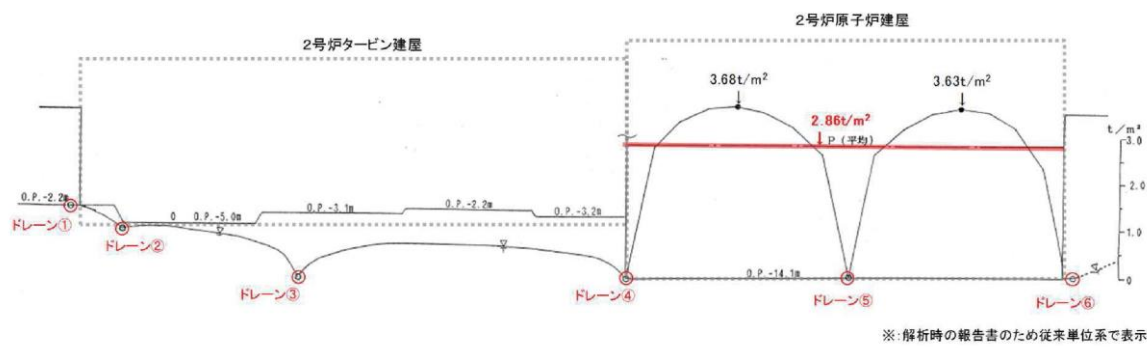
・建設時工認の解析断面の相違

3. 解析結果

(1) 2号炉主要建屋の揚圧力及び湧水量

補足 2-6 図に示す各ドレーン位置での湧水量は補足 2-4 表のとおりであり、これらの湧水量から揚水ポンプの仕様やドレーン径を設計している。

また、2号炉原子炉建屋及び2号炉タービン建屋にかかる揚圧力は、補足 2-6 図及び補足 2-5 表のとおりであり、いずれも設計値を下回っていることを確認している。



補足 2-6 図 揚水圧分布図及び地下水面形(A-A'断面のうち建屋近傍)

補足 2-4 表 各ドレーンの湧水量(1/min/m)

	①	②	③	④	⑤	⑥
湧水量	0.0315	0.1182	0.2897	0.1730	0.1499	1.1772

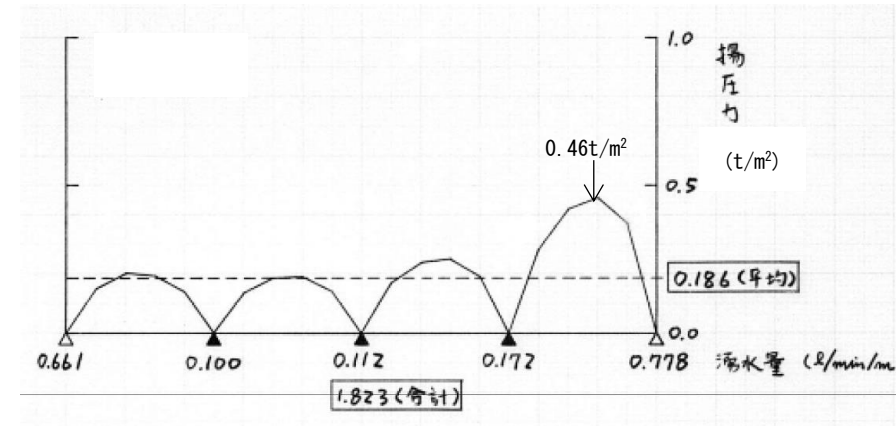
補足 2-5 表 2号炉原子炉建屋及び2号炉タービン建屋にかかる揚圧力 (設計値及び解析結果)

建屋名称	揚圧力 (t/m²)	
	設計値	解析結果
2号炉原子炉建屋	3.0	2.86
2号炉タービン建屋	0	0

3. 解析結果

(1) 原子炉建物の揚圧力及び湧水量

原子炉建物における揚圧力分布を補足 2-4 図に示し、設計値との比較結果を補足 2-3 表に示す。建設時工認において、原子炉建物における揚圧力は、設計値を下回っていることを確認した。



補足 2-4 図 各ドレーンの湧水量及び揚水圧分布図(A-A'断面のうち原子炉建物)

補足 2-3 表 原子炉建物にかかる揚圧力 (設計値及び解析結果)

建物名称	揚圧力 (t/m²)	
	設計値	解析結果
2号炉原子炉建物	0.8	0.186

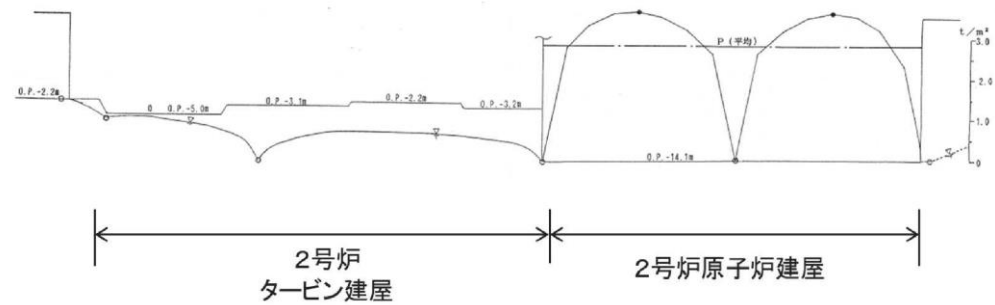
・対象施設の相違
島根 2号炉は原子炉建物の解析結果について記載

・対象施設の相違
島根 2号炉は原子炉建物の解析結果について記載

(2) 2号炉主要建屋の揚圧力

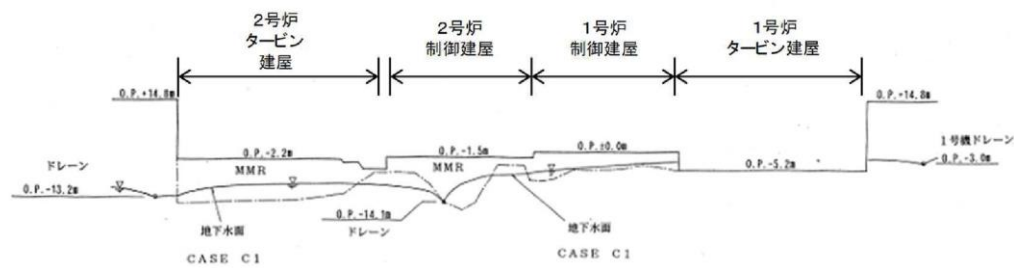
2号炉主要建屋における揚圧力の解析結果を補足 2-7 図～補足 2-9 図に示す。

※:解析時の報告書のため従来単位系で表示



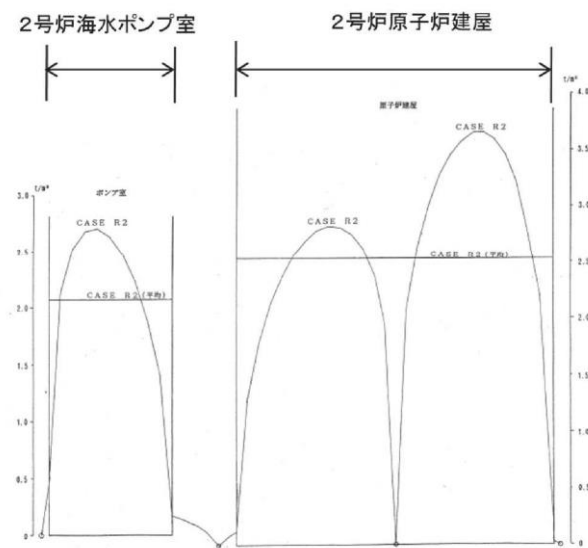
補足 2-7 図 揚圧力分布図及び地下水面形(A-A' 断面)

※:解析時の報告書のため従来単位系で表示



補足 2-8 図 揚圧力分布図及び地下水面形(B-B' 断面)

※:解析時の報告書のため従来単位系で表示



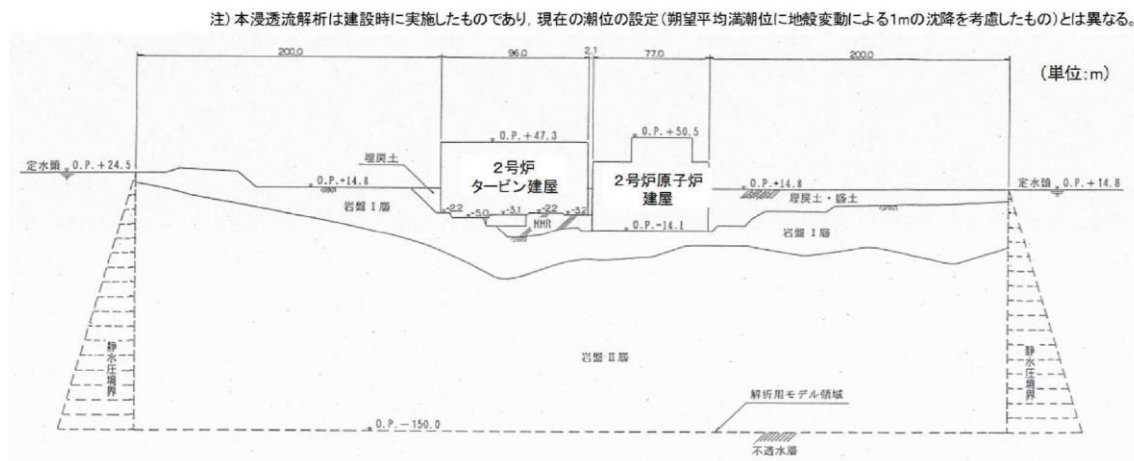
補足 2-9 図 揚圧力分布図及び地下水面形(C-C' 断面)

・対象施設の相違
島根2号炉は原子炉建物の解析結果について記載

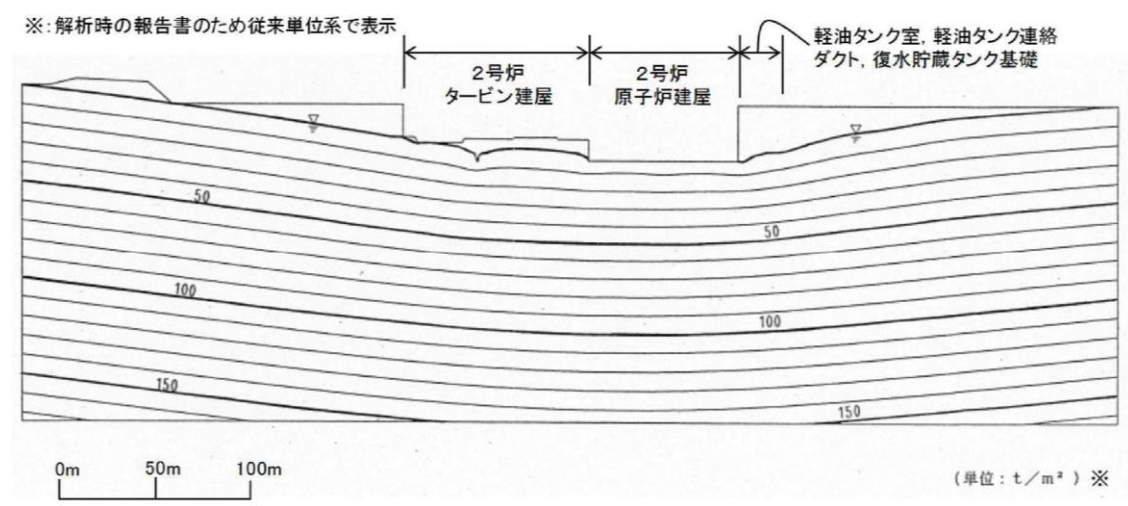
(3) 2号炉主要建屋の間隙水圧分布

A-A' 断面の浸透流解析断面図と間隙水圧分布を補足 2-10 図及び補足 2-11 図に示す。
 ドレーンを設置している 2号炉原子炉建屋及び 2号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下している。
 また、B-B' 断面及び C-C' 断面の浸透流解析断面図と間隙水圧分布を補足 2-12 図～補足 2-15 図に示す。
 いずれの断面においてもドレーンを設置している各主要建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

・対象施設の相違
 島根 2号炉は原子炉建物の解析結果について記載

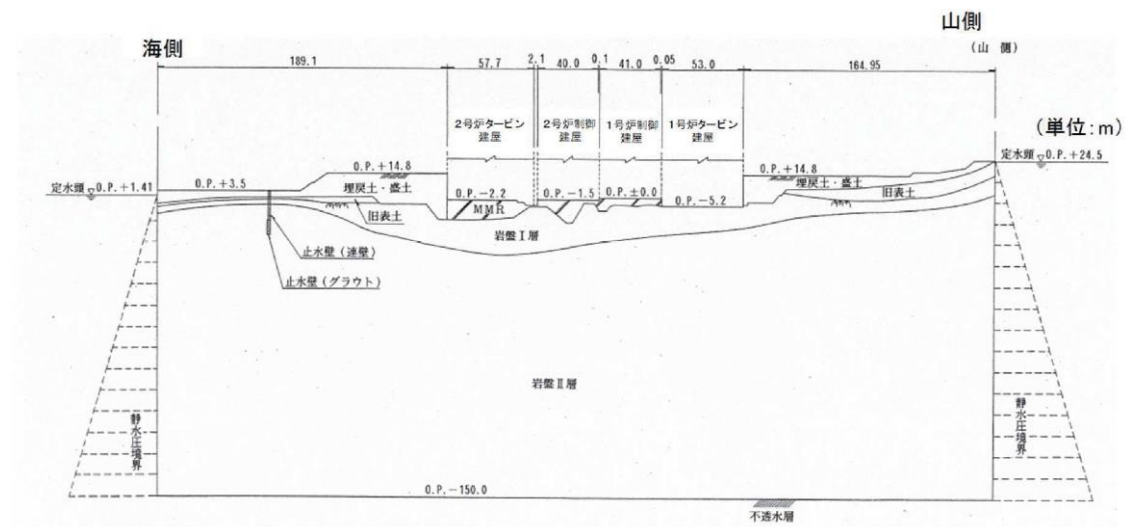


補足 2-10 図 浸透流解析断面図(A-A' 断面)



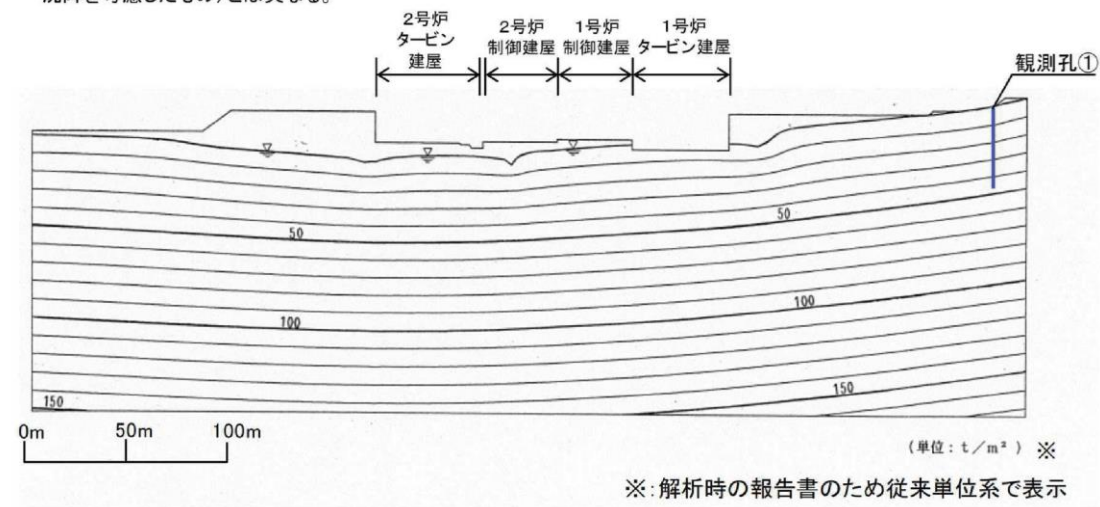
補足 2-11 図 間隙水圧分布図(A-A' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

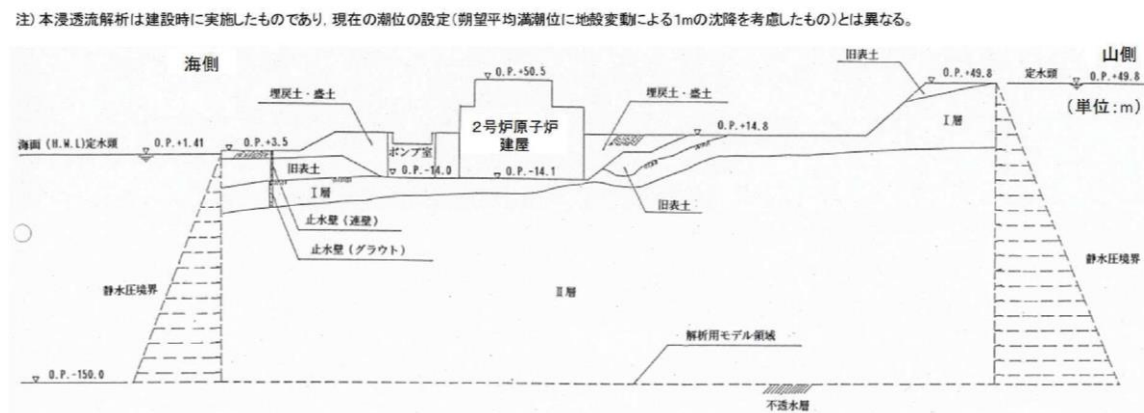


補足 2-12 図 浸透流解析断面図(B-B' 断面)

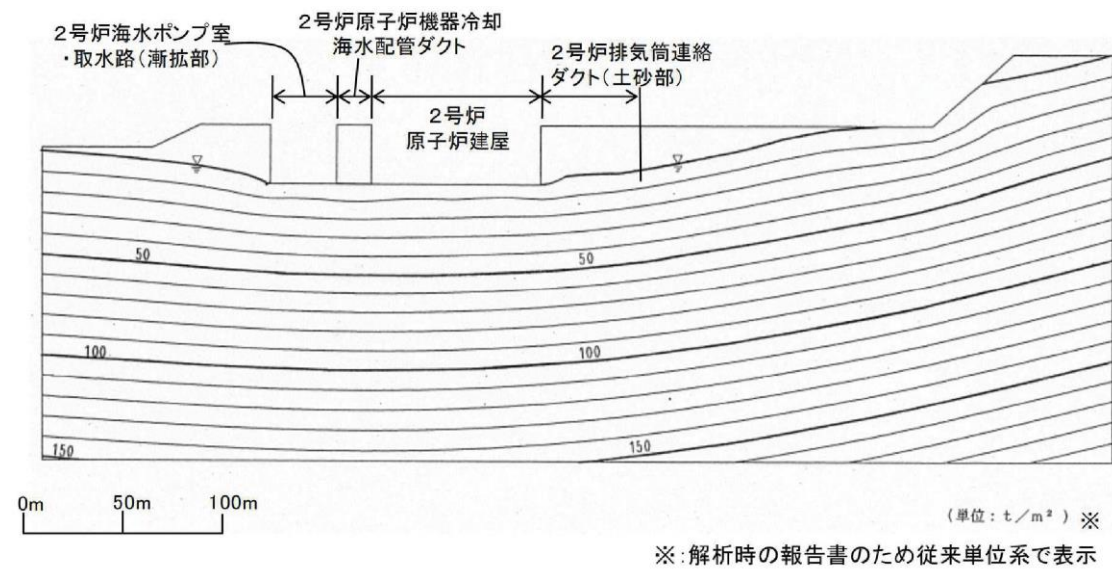
注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-13 図 間隙水圧分布図(B-B' 断面)



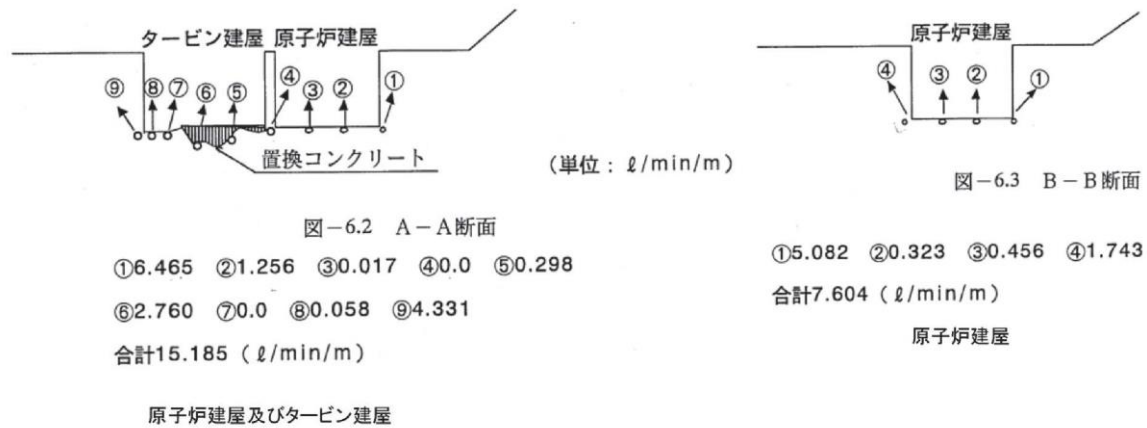
補足 2-14 図 浸透流解析断面図(C-C' 断面)



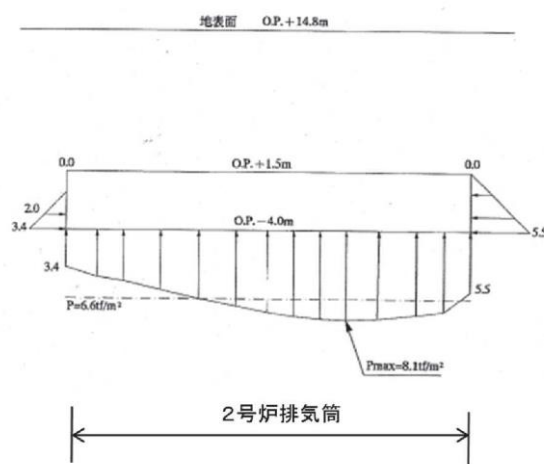
補足 2-15 図 間隙水圧分布図(C-C' 断面)

(4) 3号炉主要建屋の揚圧力及び湧水量

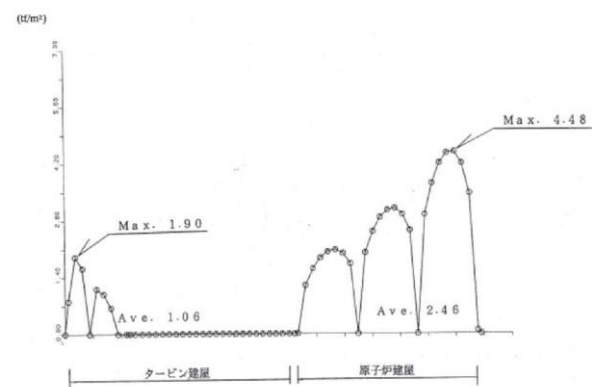
二次元浸透流解析による3号炉原子炉建屋他の湧水量を補足 2-16 図に示す。また、3号炉主要建屋における揚圧力の解析結果を補足 2-17 図～補足 2-21 図に示す。



補足 2-16 図 3号炉原子炉建屋他の湧水量解析結果

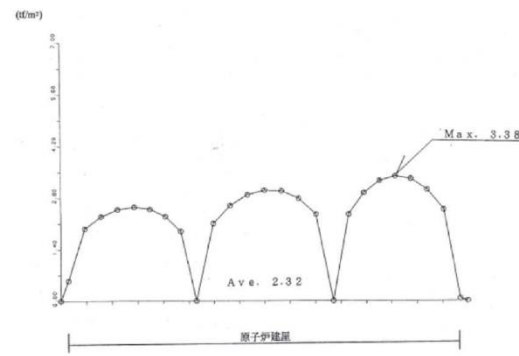


補足 2-17 図 揚圧力分布図及び地下水面形(D-D' 断面)

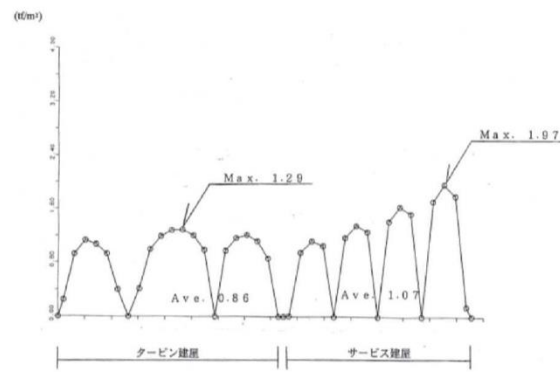


補足 2-18 図 揚圧力分布図及び地下水面形(E-E' 断面)

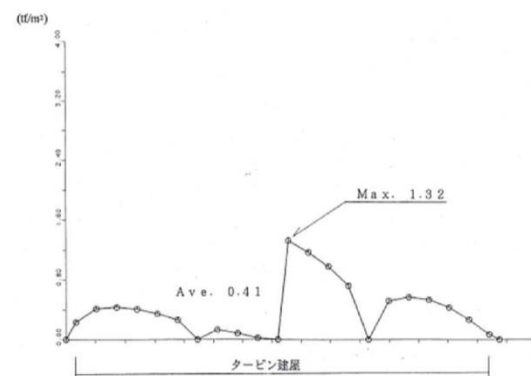
・対象施設の相違
島根2号炉は原子炉建物の解析結果について記載



補足 2-19 図 揚圧力分布図及び地下水面形 (F-F' 断面)



補足 2-20 図 揚圧力分布図及び地下水面形 (G-G' 断面)



補足 2-21 図 揚圧力分布図及び地下水面形 (H-H' 断面)

(5) 3号炉主要建屋の間隙水圧分布

3号炉主要建屋の間隙水圧分布について、解析断面とその結果を補足 2-22 図～補足 2-31 図に示す。

補足 2-22 図、補足 2-23 図(D-D' 断面)ではドレーンを設置している3号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

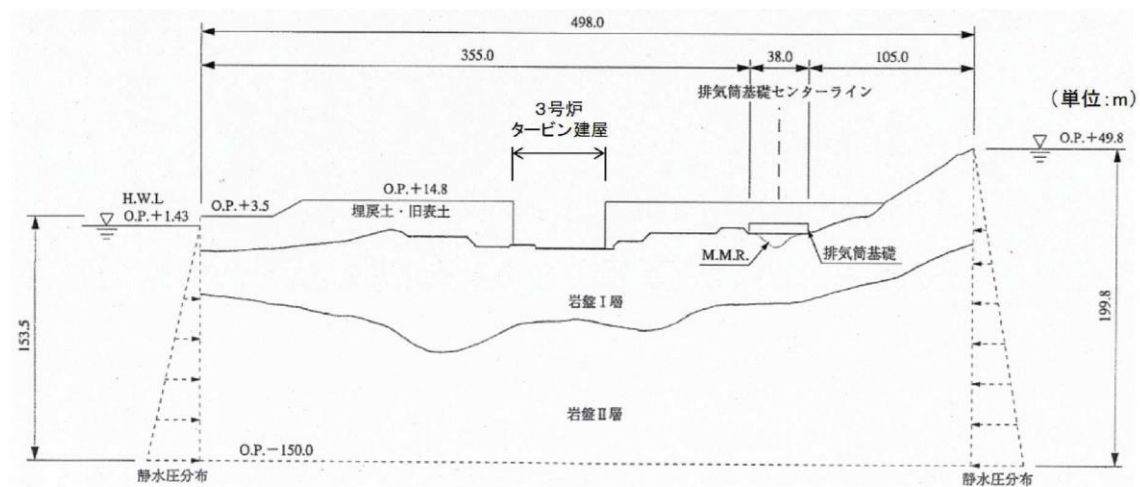
補足 2-24 図、補足 2-25 図(E-E' 断面)ではドレーンを設置している3号炉タービン建屋及び3号炉原子炉建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下している。

補足 2-26 図、補足 2-27 図(F-F' 断面)ではドレーンを設置している3号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

補足 2-28 図、補足 2-29 図(G-G' 断面)ではドレーンを設置している3号炉タービン建屋及び3号炉サービス建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

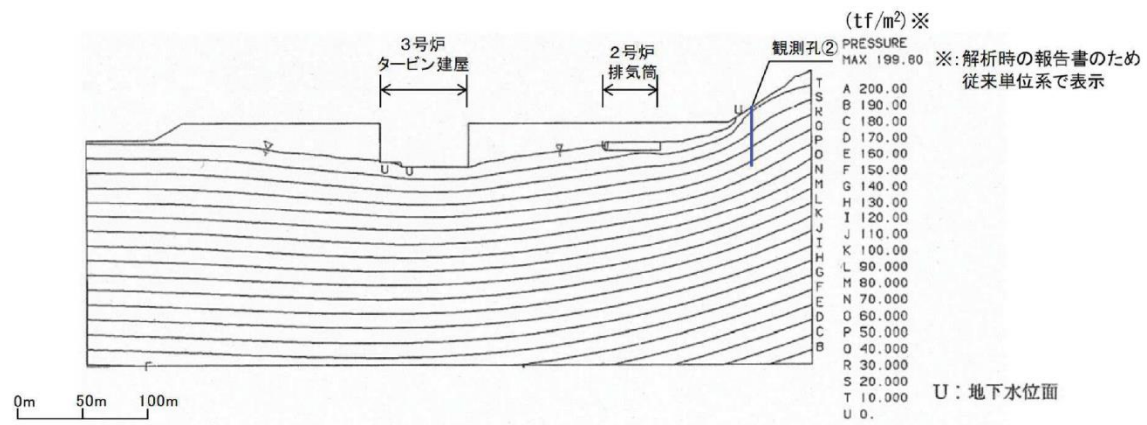
補足 2-30 図、補足 2-31 図(H-H' 断面)ではドレーンを設置している3号炉原子炉建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

・対象施設の相違
島根2号炉は原子炉建物の解析結果について記載

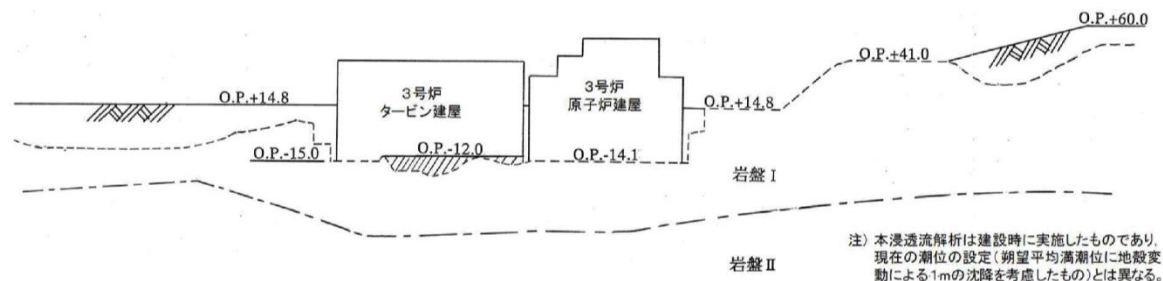


注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地震変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

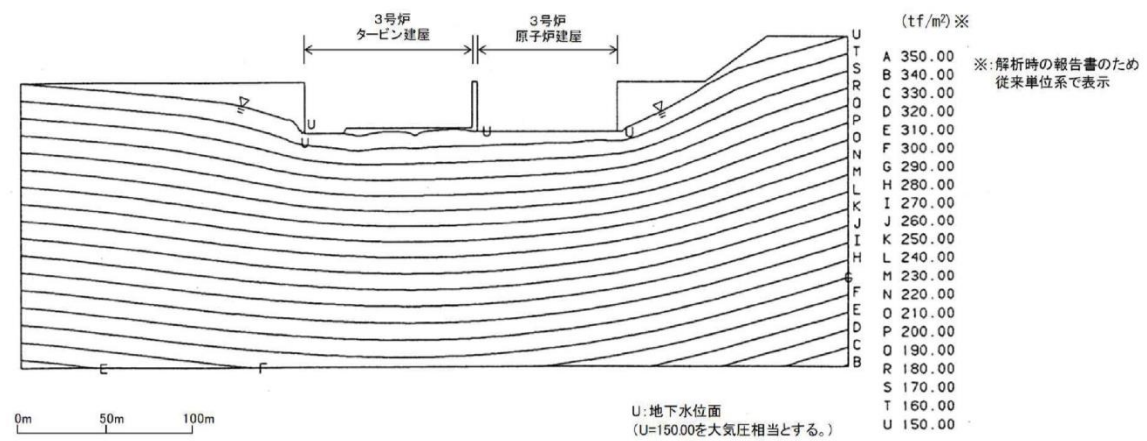
補足 2-22 図 浸透流解析断面図(D-D' 断面)



補足 2-23 図 間隙水圧分布図(D-D' 断面)

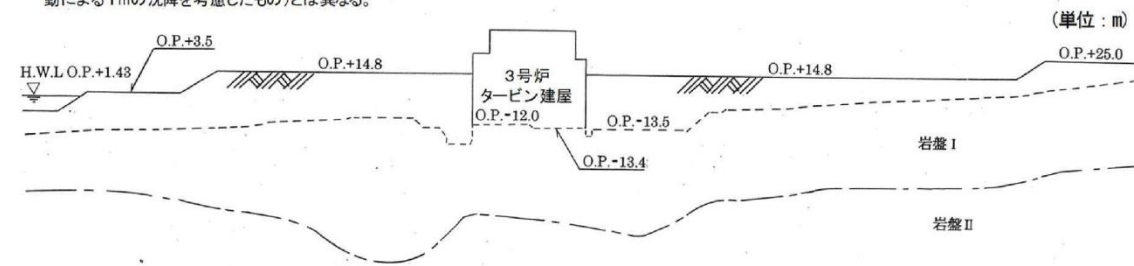


補足 2-24 図 浸透流解析断面図(E-E' 断面)

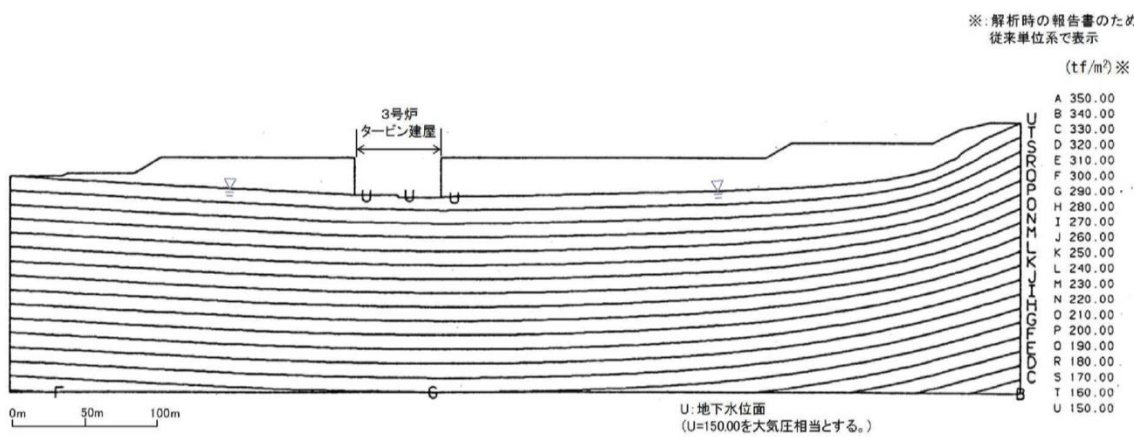


補足 2-25 図 間隙水圧分布図(E-E' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(期望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

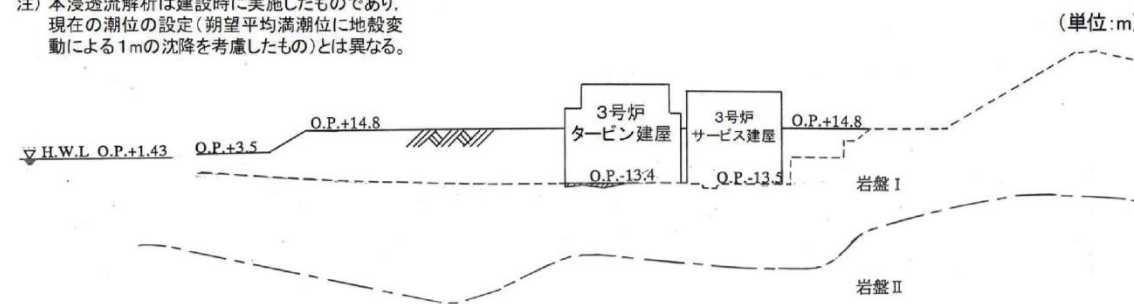


補足 2-26 図 浸透流解析断面図(F-F' 断面)

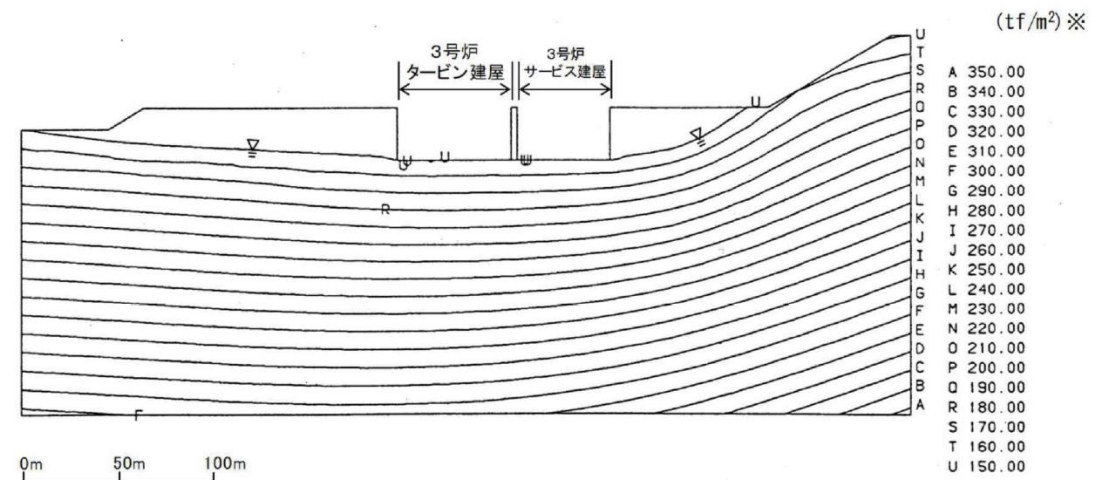


補足 2-27 図 間隙水圧分布図(F-F' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(期望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-28 図 浸透流解析断面図(G-G' 断面)

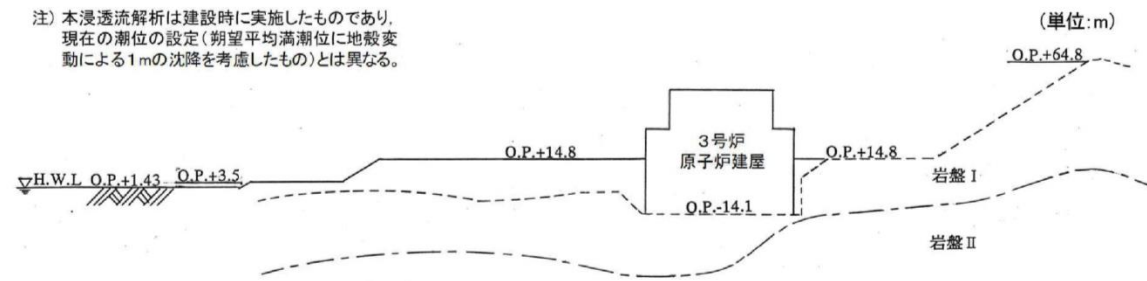


U:地下水位面
(U=150.00を大気圧相当とする。)

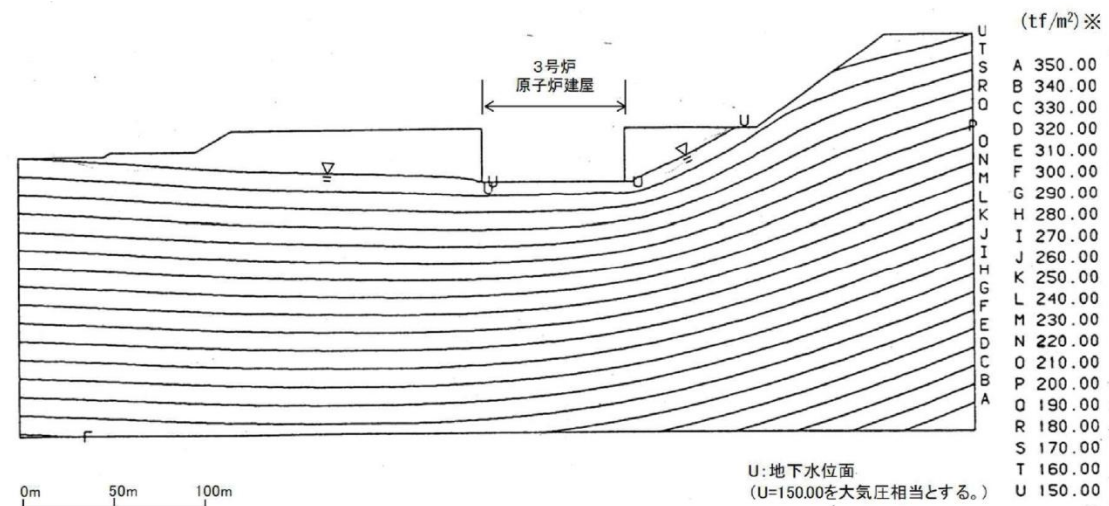
※:解析時の報告書のため
従来単位系で表示

補足 2-29 図 間隙水圧分布図(G-G'断面)

注)本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(期望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-30 図 浸透流解析断面図(H-H'断面)



U:地下水位面
(U=150.00を大気圧相当とする。)

※:解析時の報告書のため
従来単位系で表示

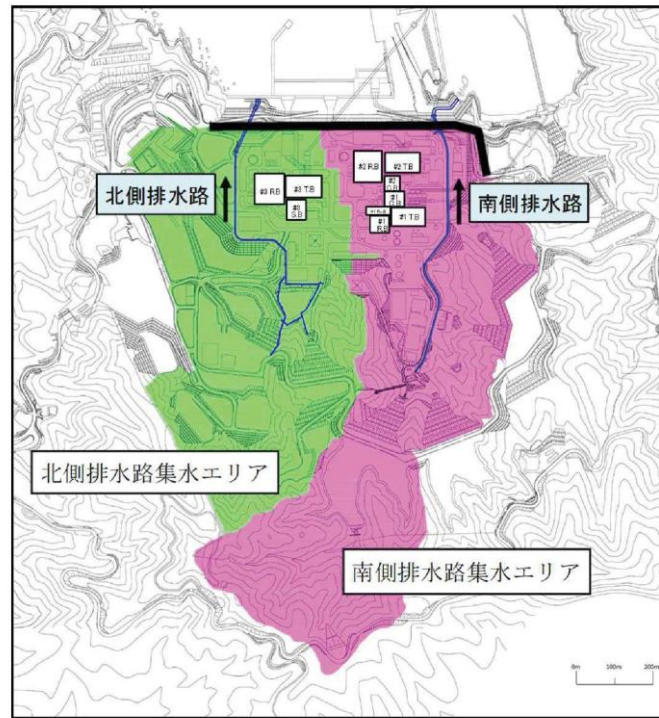
補足 2-31 図 間隙水圧分布図(H-H'断面)

構内排水路の概要

発電所の敷地は、発電所敷地内の集水エリアとして補足3-1図に示すとおり分水嶺を境に北側と南側の集水エリアに大別できる(補足3-1図の緑が北側、紫が南側の集水エリア)。

これに対応して補足3-2図に示すとおり幹線排水路を配置しており、降雨の際の表面水を構内排水路を通じて幹線排水路へ集水し、海へ排水することとしている。

補足3-1表に示す幹線排水路の排水能力は、石巻特別地域気象観測所における既往最大1時間雨量の91.0mm/hを考慮しても十分排水可能となるよう設定している。

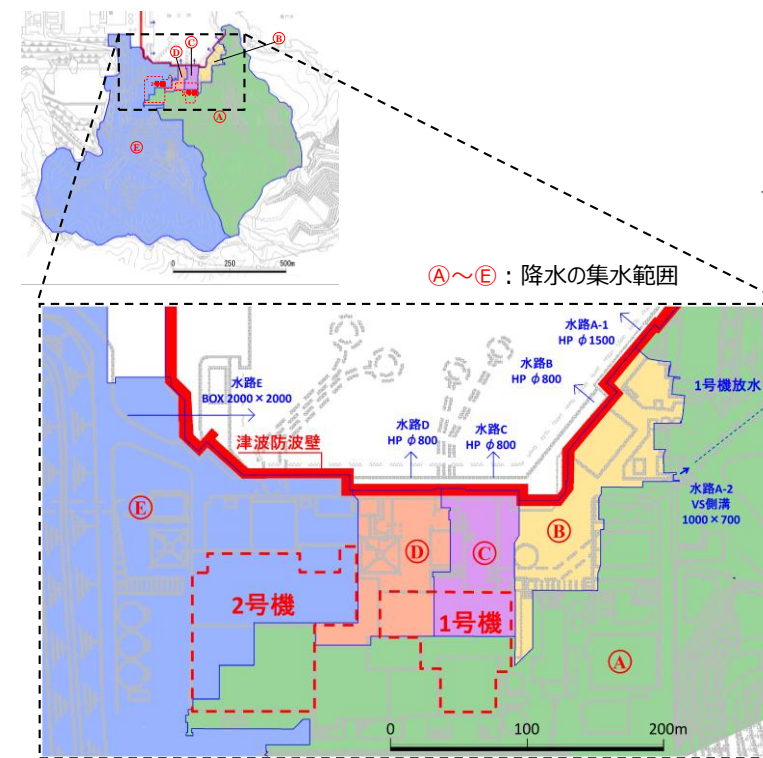


補足3-1図 発電所敷地内の集水エリア

構内排水路の概要

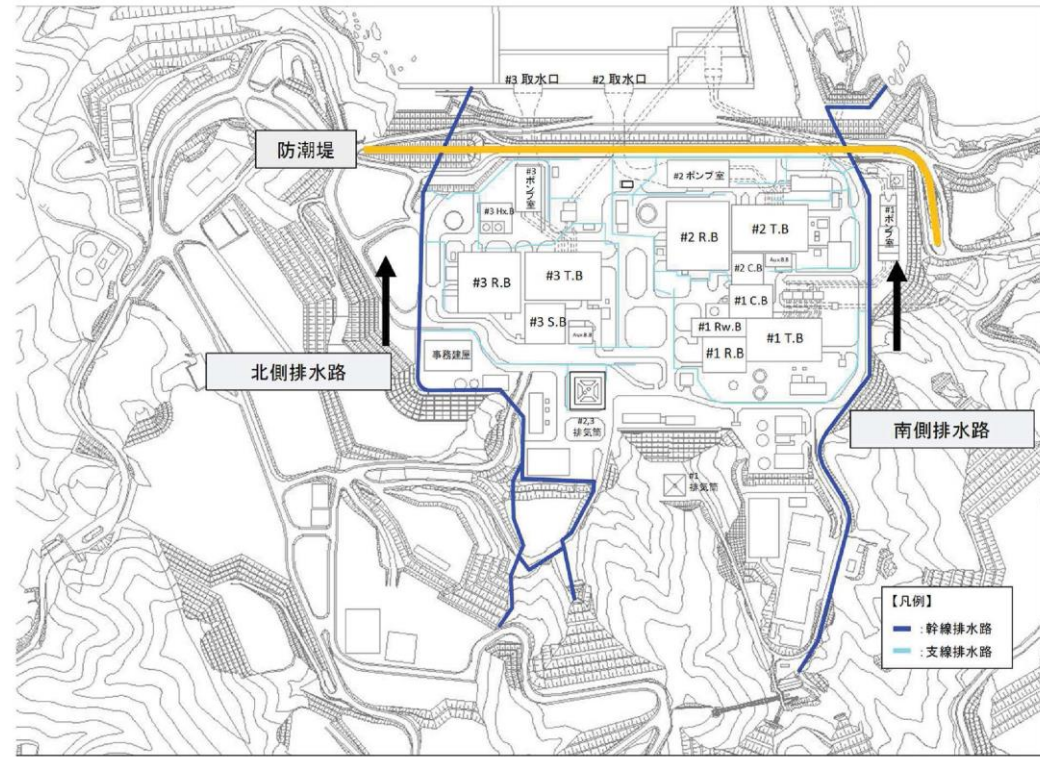
発電所の敷地は、発電所敷地内の集水エリアとして補足3-1図に示すとおり分水嶺等を境に分割できることから、これに対応して幹線排水路を配置しており、降雨の際の表面水を構内排水路を通じて幹線排水路へ集水し、海へ排水することとしている。

補足3-1表に示す幹線排水路の排水能力は、気象庁松江地方気象台(松江市)における既往最大1時間雨量の77.9mm/hを考慮しても十分排水可能となるよう設定している。



補足3-1図 発電所敷地内の集水エリア

・観測場所及び観測降雨量の相違



補足 3-2 図 発電所敷地内の排水路配置概要図

補足 3-1 表 幹線排水路の仕様と排水能力

排水路名	仕様	91.0mm/h降水時の 雨水流入量[m ³ /s]	排水可能 流量 [m ³ /s]
北側 排水路	ボックスカルバート B3000, H2500	9.4	51.16
南側 排水路	ダブルプレスト管 φ1000×3	9.5	16.23

※:林地開発許可申請書記載値(平成29年12月)

補足 3-1 表 幹線排水路の仕様と排水能力 (降雨強度 77.9mm/h)

水路	集水面積 (ha)	雨水流出量 Q (m ³ /s)	排水設備	排水量 Q' (m ³ /s)	安全率 (Q'/Q)
A-1	21.03	5.40	ヒューム管 φ1500	6.23	1.49
A-2			VS 側溝 B=1000, H=700	1.84	
B	1.01	0.22	ヒューム管 φ800	2.41	10.95
C	0.55	0.12	ヒューム管 φ800	2.41	20.08
D	0.69	0.15	ヒューム管 φ800	2.41	16.07
E	41.06	7.55	BOX2000×2000	16.44	2.18

・引用図の相違
島根2号炉では補足 3-1 図で
幹線排水路の位置を記載

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足説明資料 4</p> <p style="text-align: center;">三次元浸透流解析による防波堤沈下対策の影響確認結果</p> <p>1. 地下水位低下設備(既設)を考慮した場合の地下水位分布 (1)解析条件等 a. 領域とモデル化範囲 施設が配置される主要エリア(O.P.+14.8m 盤周辺)を対象とし、解析領域は周辺法面等を含むものとする。 領域内の構造物[*]、地下水位低下設備をモデル化し、敷地造成時における掘削・埋戻しを反映する。 防波堤下部の状態は現況(防波堤下に盛土・旧表土が存在)及び防波堤下部の沈下対策後(防波堤下の地盤改良・前面の置換コンクリートは有)とする。 三次元浸透流解析の範囲等を補足 4-1 図に示す。 ※耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は、低透水層としてモデル化する。ただし、海側の地中連壁の影響は保守的に考慮しないものとする。</p> <div data-bbox="231 1129 1187 1806"> </div> <p style="text-align: center;">補足 4-1 図 三次元浸透流解析の範囲等</p>	<p style="text-align: right;">補足説明資料 4</p> <p style="text-align: center;">三次元浸透流解析による3号炉北側防波壁周辺の地盤改良後の影響確認</p> <p>防波壁周辺の地盤改良完了後において、保的に地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない予測解析(Case 2)を実施し、再現解析(Case 1)の結果と比較することにより、現状と将来の地下水位の変化について確認を行う。</p> <p>1. 3号炉北側防波壁周辺の地盤改良による影響 (1)解析条件等 a. 領域とモデル化範囲 再現解析を実施した期間において、防波壁周辺の地盤改良工事が完了していない3号炉エリアを対象とし、敷地境界の分水嶺から防波壁までを解析領域とする。 領域内の構造物[*]、地下水位低下設備(既設)をモデル化する。 3号炉北側防波壁周辺の状態は、防波壁周辺の地盤改良完了前とする。 三次元浸透流解析の範囲等を補足 4-1 図に示す。 ※耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は、難透水層としてモデル化する。</p> <div data-bbox="1454 1045 2240 1816"> </div> <p style="text-align: center;">補足 4-1 図 三次元浸透流解析の範囲等</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設の相違 島根 2号炉では3号炉北側防波壁周辺の地盤改良後の影響確認について記載 解析領域の相違 解析条件の相違 島根 2号炉では防波壁周辺の地盤改良完了前を解析条件としている

b. 透水係数

既往の二次元浸透流解析における採用値を基本として設定する。透水係数の一覧を補足 4-1 表に示す。

補足 4-1 表 透水係数一覧

地層区分		透水係数 (m/sec)
改良地盤・セメント改良土		2×10^{-7}
盛土・旧表土		3×10^{-5}
2号炉周辺以南	岩盤 I	7×10^{-7}
	岩盤 II	5×10^{-7}
3号炉周辺以北	岩盤 I	2×10^{-7}
	岩盤 II	1×10^{-7}
構造物		0(不透水)

c. 境界条件等

初期条件は淡水飽和状態とし、境界条件は陸域は地表面に静水圧固定境界を海域は H. W. L. (O. P. +2.43m) に静水圧固定境界とする。

降水量条件は入力なし(定常解析)とする。

(2) 解析モデル

現況モデル及び対策後モデルの概要を補足 4-2 図に示す。両者の違いは防潮堤の沈下対策の有無のみであり、他の条件は同一である。

b. 透水係数

透水係数は、補足 4-1 表に示すとおり、透水試験の結果等に基づき設定する。

補足 4-1 表 浸透流解析に係る透水係数設定値一覧

区分	透水係数 (cm/s)
C _H 級	5×10^{-5}
C _M 級	6×10^{-4}
C _L 級	1×10^{-3}
D級	2×10^{-3}
砂礫層	4×10^{-3}
埋戻土(掘削ズリ)	2×10^{-1}
構造物, 改良地盤	1×10^{-5}

c. 解析条件

解析条件は、補足 4-2 表のとおりとする。

補足 4-2 表 解析条件一覧

	Case1 (再現解析)	Case2 (予測解析)
解析モデル	地盤改良前	地盤改良後
降雨条件	1,540mm/年 (発電所, 年平均降雨)	2,400mm/年
海側境界	H.W.L.に水位固定	同左
地下水位低下設備(既設)の状態	稼働	非稼働
透水係数	補足4-1表のとおり	同左

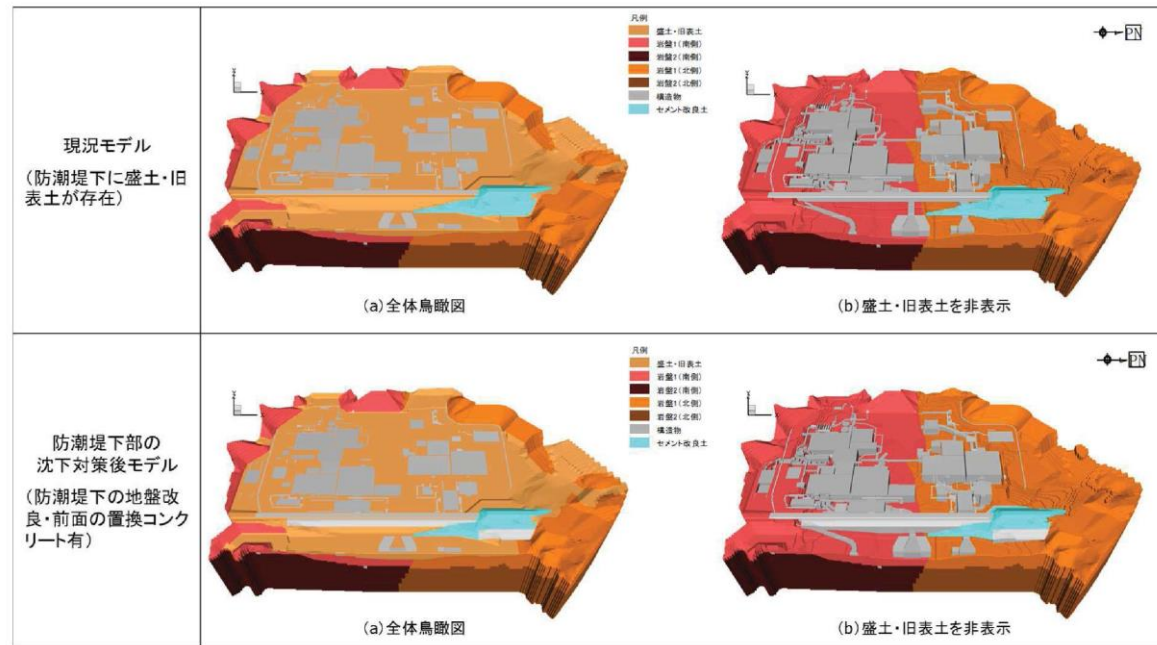
(2) 解析モデル

解析モデルの概要を補足 4-2 図に示す。地盤改良完了前モデル及び地盤改良完了後モデルの違いは防波壁周辺の地盤改良の有無のみであり、他の条件は同一である。

・解析条件の相違

・解析条件の相違
島根 2 号炉での降雨条件は観測降雨及び保守的な降雨条件としている

・解析条件の相違
島根 2 号炉の解析モデルは、地盤改良完了前モデルと地盤改良完了後モデルとしている

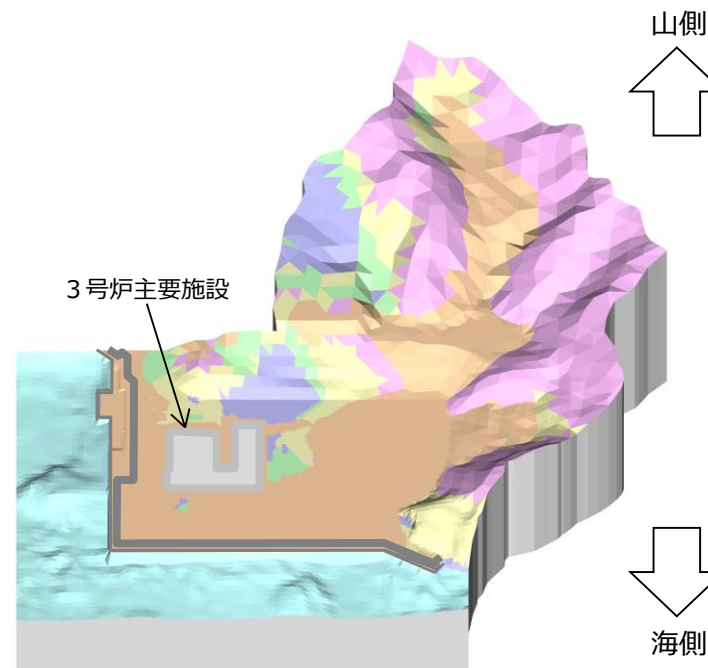


補足 4-2 図 現況モデル及び対策後モデルの概要

a. 定常状態(現況モデル)

現況モデル(防潮堤下に盛土・旧表土が存在)における自由地下水位の等高線図を補足 4-3 図に示す。

これによると、解析領域境界より建屋周辺に向かって地下水位は緩やかに下降しており、地下水水位低下設備による水位低下効果が確認できる。また、防潮堤海側から防潮堤山側に向かって地下水位は緩やかに下降しており、防潮堤下部より山側に地下水が流入していることがわかる。



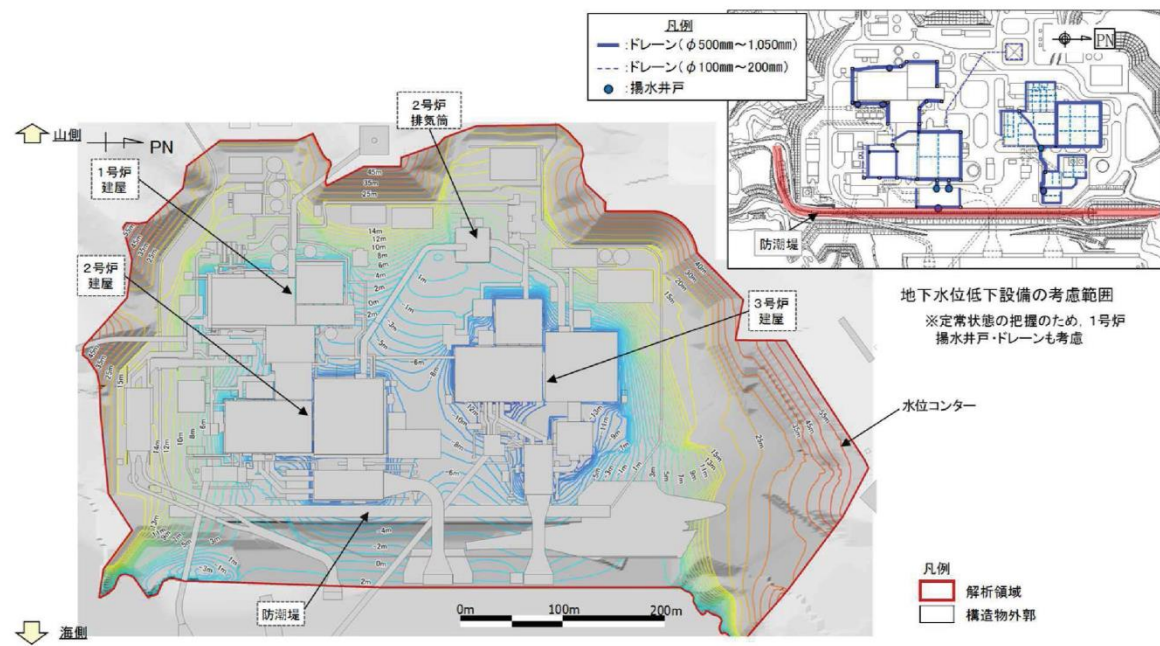
補足 4-2 図 解析モデルの概要

a. Case 1 (再現解析：地盤改良完了前)

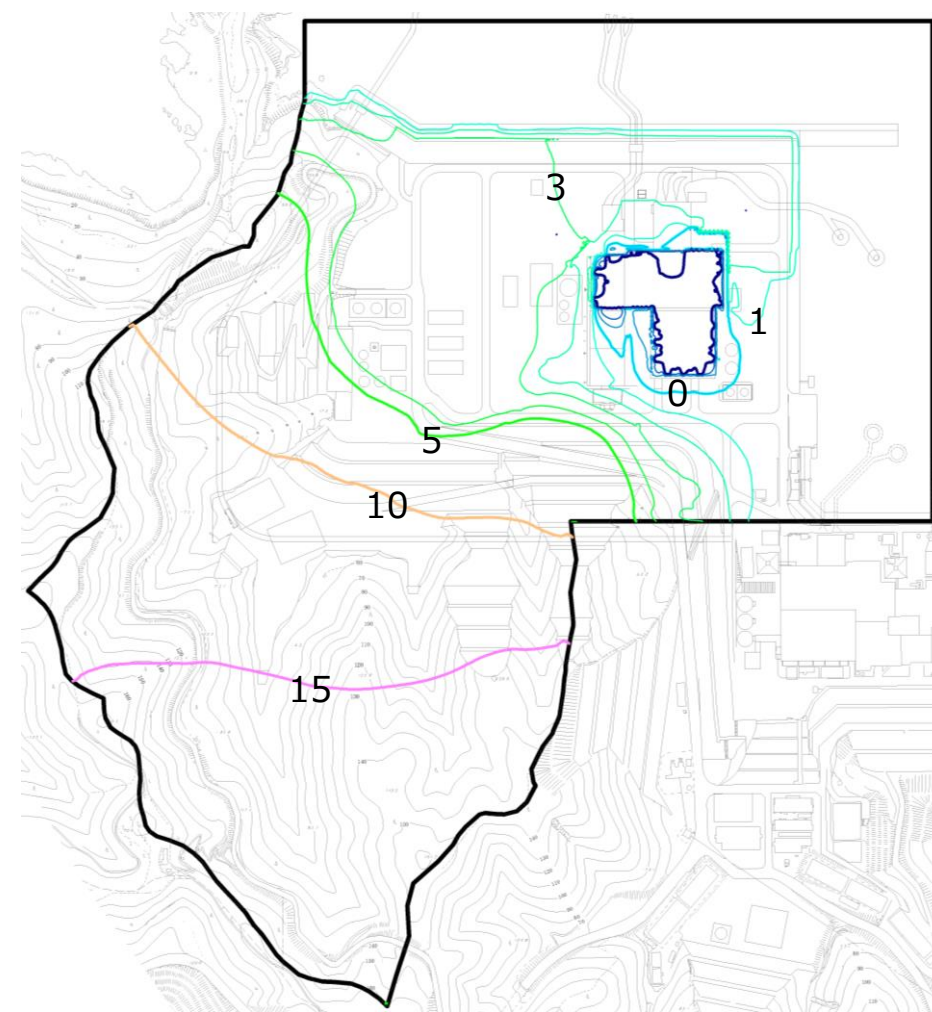
3号炉北側防波壁周辺の地盤改良完了前における地下水位のコンター図を補足 4-3 図に示す。これによると、解析領域境界(山側)より3号炉建物に向かって地下水位は緩やかに下降しており、地下水水位低下設備(既設)による水位低下効果が確認できる。

地下水水位観測記録によると、3号炉北側防波壁近傍において、地下水位は概ねEL. +1~3mで推移している。地下水水位の上昇要因は、防波壁の設置及び周辺の地盤改良並びに降雨が考えられ、一方で、下降要因として、地下水水位低下設備(既設)による水位低減効果が考えられる。これらの地下水水位上昇・下降要因が釣り合うことにより、地下水水位が平衡状態に保持されていると考えられる。

・説明の充実
島根2号炉では地下水水位観測記録についての説明を記載



補足 4-3 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・現況モデル)



補足 4-3 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・地盤改良完了前モデル)

b. 定常状態(沈下対策後モデル)

防潮堤下部の沈下対策後モデル(防潮堤下の地盤改良・前面の置換コンクリート有)における自由地下水位の等高線図を補足 4-4 図に示す。

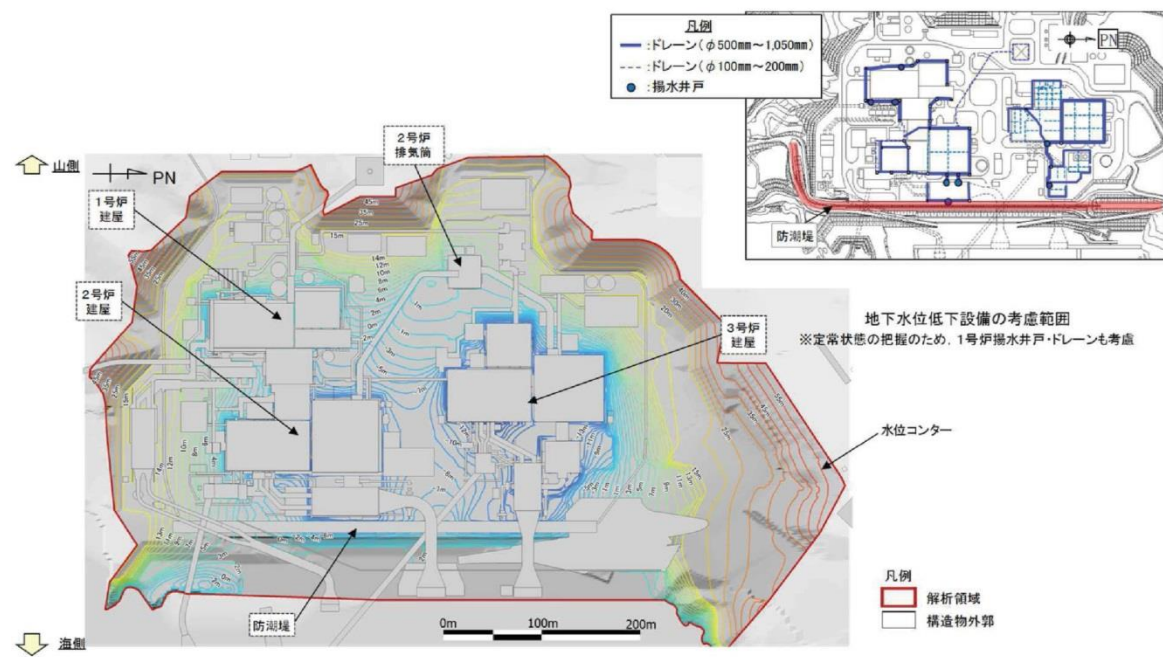
これによると、防潮堤海側より防潮堤山側に向かう地下水位は、防潮堤付近で不連続となっていることから、防潮堤の沈下対策により浸水経路が遮断されていることが確認できる。

b. Case 2 (予測解析：地盤改良完了後)

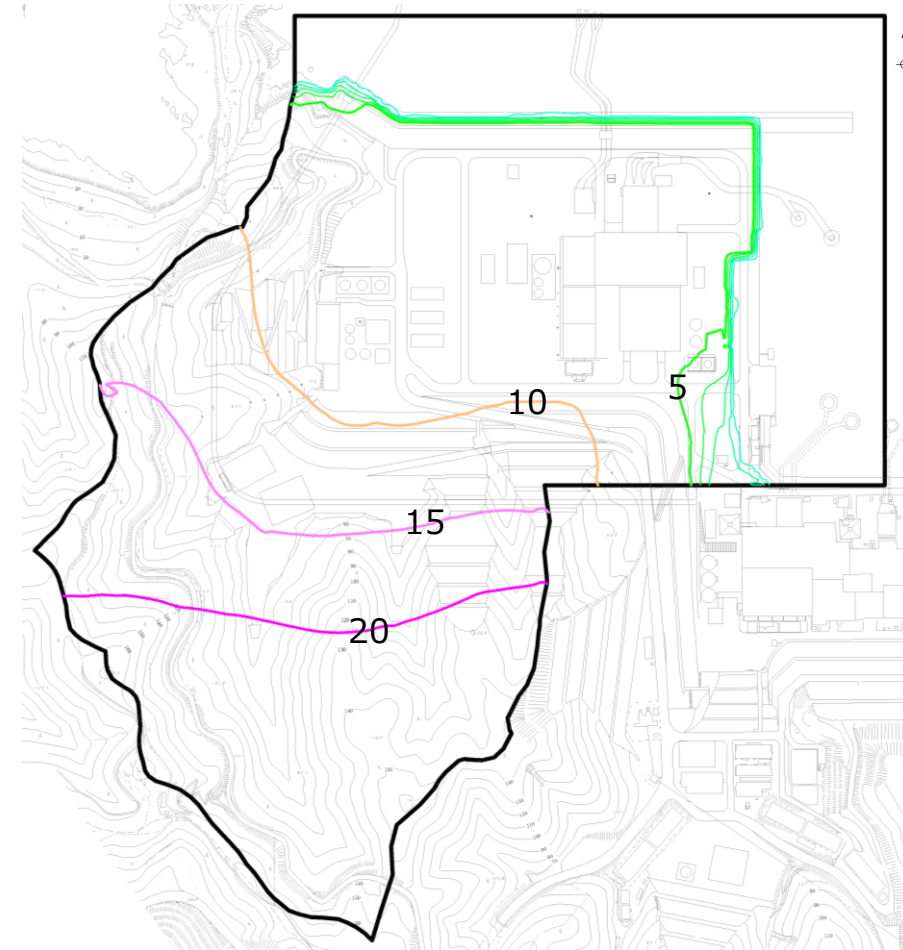
3号炉北側防波壁周辺の地盤改良完了後における地下水位のコンター図を補足 4-4 図に示す。
2号設置変更許可申請では、3号炉建物周辺の地下水位低下設備(既設)の機能に期待しないため、地下水位低下設備(既設)を保守的に考慮しない。また、降雨条件として、気象庁松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値(平均値+1σ)に、今後の気候変動予測による降水量の変化を加味し、降水量を設定した。

防波壁近傍において、地下水位は概ねEL.+5m程度であり、地表面まで上昇しないことを確認した。

・説明の充実
 島根2号炉では設定した降水量について記載



補足 4-4 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・沈下対策後モデル)



補足 4-4 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・地盤改良完了後モデル)

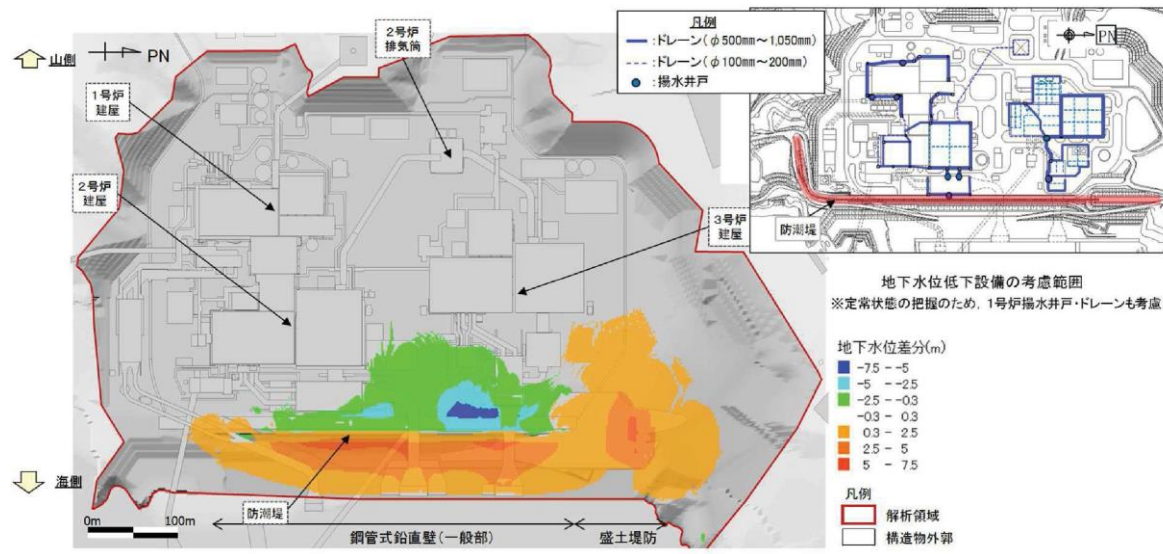
c. 定常状態(沈下対策前後の差分)

防潮堤下部の沈下対策前後における自由地下水位の差分を補足 4-5 図に示す。

これによると、沈下対策による地下水の遮断効果により、防潮堤海側の地下水位は地下水位低下設備の影響を受けなくなることから、対策前より相対的に上昇する。また、防潮堤山側については、沈下対策による影響範囲は海寄りの範囲に限定される。

また、比較的地下水位低下設備に近い鋼管式鉛直壁(一般部)周辺では、海側からの海水供給が絶たれることにより、対策前より地下水位は下降する。一方、比較的地下水位低下設備が遠い盛土堤防周辺では対策前より地下水位が上昇する。このことは、防潮堤山側の設計用地下水位として鋼管式鉛直壁(一般部)を H.W.L.、盛土堤防を地表面としていることと整合的な結果となっている。

・ 解析条件の相違



補足 4-5 図 防潮堤下部の沈下対策前後における自由地下水位差分

2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布

地下水位低下設備が機能しない状態が継続した場合の定常的な地下水位分布を概略的に予測した浸透流解析の結果を補足 4-6 図に示す。

境界条件として、陸地は地表面に静水圧固定境界、海域は H. W. L. (0. P. +2. 43m) に静水圧固定境界を設定した。また、透水係数は再現解析で保守性が確認された値 (建設時工認段階の設定値)とした。

防潮堤の沈下対策(改良地盤・置換コンクリート)により敷地内から海側への排水経路が遮断されることから、敷地内に流入した地下水が滞留し、この結果、地下水位が地表面付近まで上昇する。

なお、地下水位低下設備の機能喪失後、地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕は、地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等、必要に応じて参照する。

2. 地下水位低下設備 (既設) が機能しない場合の地下水位分布

地下水位低下設備 (既設) が機能しない状態が継続した場合の定常的な地下水位分布を予測した浸透流解析の結果を補足 4-5 図に示す。

浸透流解析における降水量の設定条件として、気象庁松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値 (平均値 + 1σ) に、今後の気候変動予測による降水量の変化を加味し、降水量を設定する。海域は H. W. L. に静水圧固定境界を設定した。また、透水係数は再現解析で保守性が確認された値とした。

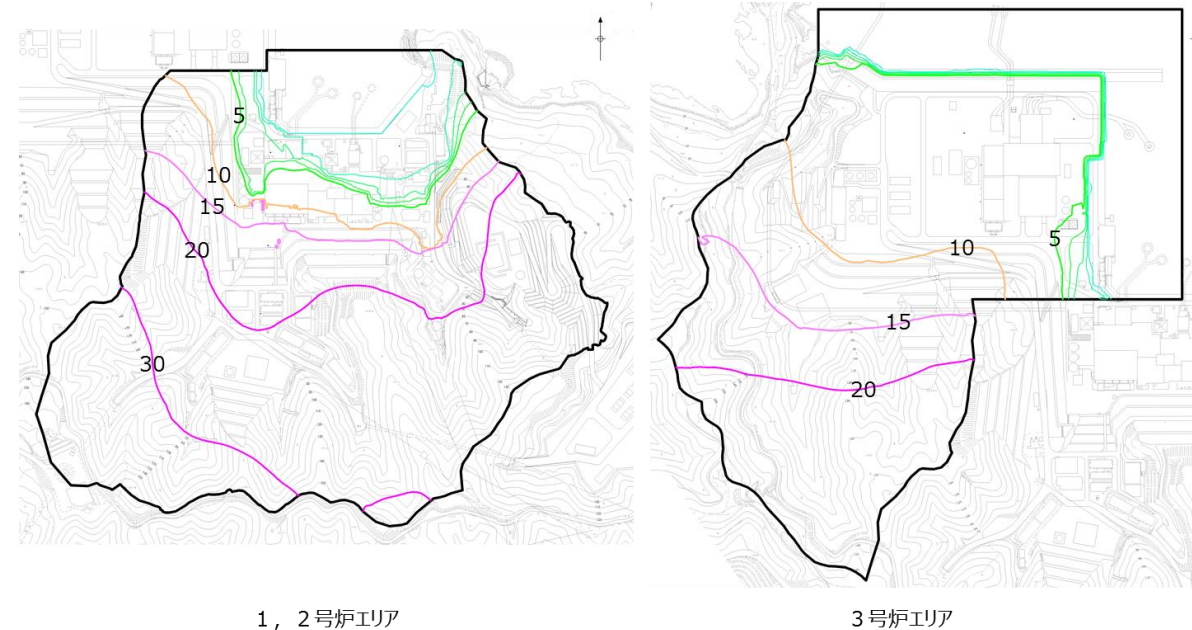
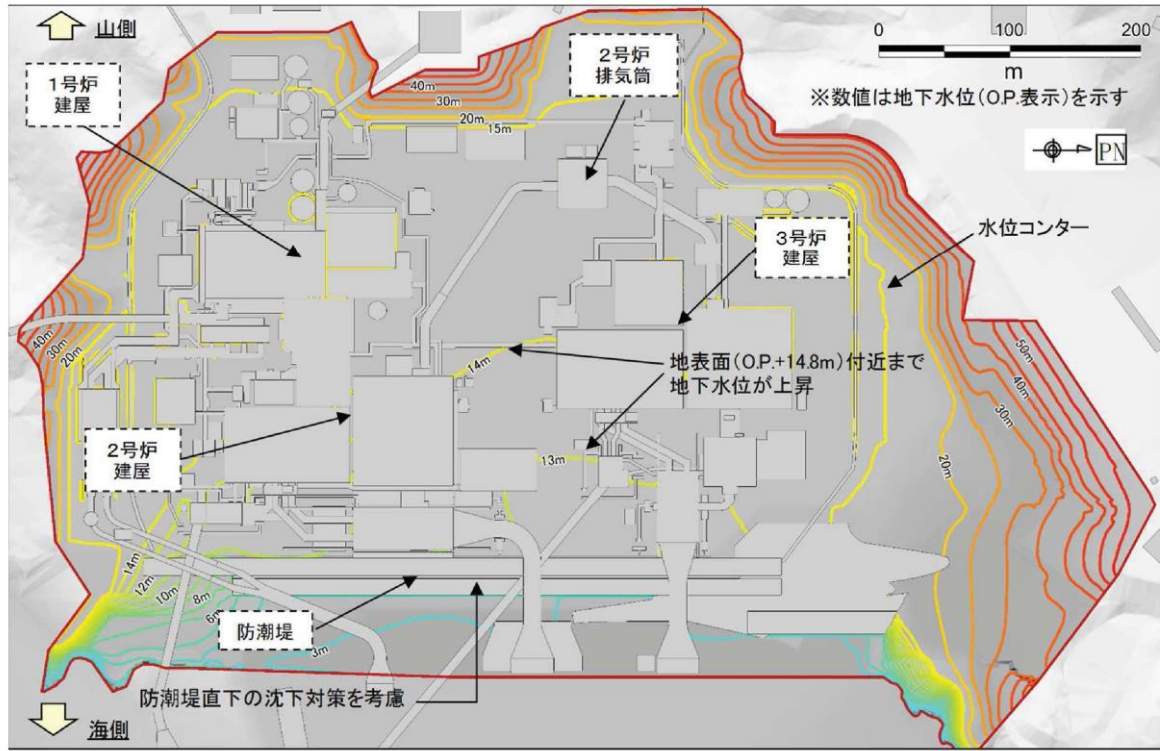
防波壁周辺の地盤改良により敷地内から海側への排水経路が遮断されることから、敷地内に流入した地下水が滞留し、この結果、地下水位が上昇する。

なお、難透水層である防波壁及び防波壁下部の地盤改良を介して、敷地内と海域の水位がバランスしており、敷地の山側から海側に向かう流動場が形成されることを確認した。

・説明の充実
島根 2 号炉での降雨条件を詳細に記載

・算定結果の相違

・説明の充実
島根 2 号炉では水位に関する考察を記載



補足 4-6 図 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布算定結果*

補足 4-5 図 地下水位低下設備（既設）が機能しない場合の地下水位分布算定結果

※:本図は解析境界の地表面に水位固定した定常解析により得られた地下水位分布であり、実際の降雨条件とは異なるが、解析開始(地下水位低下設備が機能喪失)から数年程度、で地下水位が地表面近くに到達する。

・算定結果の相違

3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響

3. 地下水位低下設備（既設）が機能しない場合の影響

施設について、設計値を上回る地下水位となった場合には基礎版の耐震性に影響が生じる可能性、土木構造物、津波防護施設及び浸水防止設備については、液状化影響として有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下による土圧、加速度が変化することで耐震性に影響が生じる可能性がある(補足 4-2 表及び補足 4-3 表)、地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限定されることから(補足説明資料 6 参照)、揚圧力影響と液状化影響は段階的に生じるものと想定される。

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、設置許可基準規則の該当条項及び審査区分と、地下水位が上昇した場合の常時及び地震時の影響を評価した(既工認の設計における地下水位との相対比較による)。

・対象施設の相違

また、アクセスルート(0.P. +14.8m 盤)については地下水位が上昇した場合に、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受ける可能性がある。これに対して、「第 I 編 2.4(3)c、アクセスルート機能維持の方針」に示す配慮事項により、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けることなく通行性を確保する設計する方針としている。

補足 4-2 表 地下水位低下設備の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項(建物・構築物)

施設等	耐震クラス (検討用 地震動)	審査区分及び設置許可 基準規則の該当条項		適合性審査において地下水位低下設備の 機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項		(参考) 建設時1認等の設計における地下水位の扱い	
		設置 許可	1認※5	常時	地震時(地下水位は補足4-6図参照)	設計用揚圧力	設計への反映事項
原子炉建屋 (直接基礎)	S※1	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	周辺地盤(液状化)影響 地下外壁の設計では、地下水位が 低下している状態として地下水位を考 慮していないため、基礎版上端レベ ルを上回る地下水位となった場合に は、地下水位が上昇し躯体の耐震性 に影響が生じる可能性がある。 <4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	揚圧力29.4kN/m ² (基礎基礎底面) O.P.-14.1m	地下水位低下設備の効果を 見込んだ地下水位を考慮し て耐震評価を実施
制御建屋 (直接基礎)	S※2	—	4条(3条2項) 39条(38条2項)	OK	揚圧力影響 設計用地下水位(設計用揚 圧力)を上回る場合には、基 礎版の耐震性(間接支持機 能)を確保できない可能性が ある。 <4条, 39条, 5条, 40条>	揚圧力0kN/m ² (建屋基礎底面) O.P.-1.5m	地下水位低下設備の効果を 見込んだ地下水位を考慮し て耐震評価を実施
3号加 海水熱 交換器建屋 (直接基礎)	—※3 (Ss)	—	4条(3条2項) 39条(38条2項) 5条, 10条	OK	揚圧力14.7kN/m ² (建屋基礎底面) O.P.-12.5~-16.25m	地下水位低下設備の効果を 見込んだ地下水位を考慮し て耐震評価を実施	
排気筒 (直接基礎)	S※4	—	4条(3条2項) 39条(38条2項)	OK	設計地下水位を上回る地下水位に 対して、排気筒の耐震性に影響が及 ぶ可能性<4条(3条2項), 39条(38条 2項)>	揚圧力85kN/m ² (排気筒基礎底面) O.P.-4.0m	地下水位低下設備の効果を 見込んだ地下水位を考慮し て耐震評価を実施

※1：原子炉建屋原子炉棟のみ耐震Sクラス、それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※2：中央制御室遮蔽のみ耐震Sクラス、それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※3：防漏壁(耐震Sクラス)等の間接支持構造物。
 ※4：非常用ガス処理系の排気機能を有するため耐震Sクラス。
 ※5：A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。

補足 4-3 表 地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項
(基礎地盤・周辺斜面、建物、構築物)

施設等	耐震クラス 検討用地震動	設置許可基準規則		適合性審査において地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない 場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項		既設置許可における地下水位の扱い (参考)	
		3条 38条	4条4項 39条2項	43条	常時	地震時	設計地下水位 反映事項
原子炉建屋 (直接基礎)	S※3	○ (基礎地盤)	○ (周辺斜面)	○ (周辺斜面)	—	地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項	設計地下水位 原子炉基礎地盤の地下 水位をEL0mに設 定
タービン建物 (直接基礎)	B※4 (Ss)	○ (基礎地盤)	○ (周辺斜面)	○ (周辺斜面)	—	液状化影響(周辺地盤)※7 地下外壁の設計では、地下水位が低下して いる状態として地下水位を考慮していないため、 基礎版上端レベルを上回る地下水位となっ た場合には、地下水位が上昇し、躯体の耐 震性に影響が生じる可能性がある。 [4条(3条2項), 39条(38条2項)]	揚圧力0.8V/m ² 建物基礎底面 EL-4.7m
廃棄物処理建物 (直接基礎)	B※4 (Ss)	○ (基礎地盤)	○ (周辺斜面)	○ (周辺斜面)	—	揚圧力影響※7 設計地下水位(設計用揚圧力)を上回る 場合には、基礎スラブの耐震性(間接支持 機能)を確保できない可能性がある。 [4条, 39条]	揚圧力2.0V/m ² 建物基礎底面 ELO.0m
制御室建物 (直接基礎)	S※5	○ (基礎地盤)	○ (周辺斜面)	○ (周辺斜面)	—	設計地下水位を上回る地下水位に対して、 排気筒の耐震性に影響が生じる可能性がある。 [4条(3条2項), 39条(38条2項)]	揚圧力2.0V/m ² 建物基礎底面 ELO.0m
排気筒 (直接基礎)	S※6 C※4 (Ss)	○ (基礎地盤)	○ (周辺斜面)	○ (周辺斜面)	—	設計地下水位(設計用揚圧力)を上回る 地下水位に対して、排気筒基礎の耐震性 (間接支持機能)を確保できない可能性が ある。[4条, 39条]	揚圧力0.0V/m ² 排気筒基礎底面 EL+2.0m

※1 基礎地盤・周辺斜面の評価は設置許可段階において実施。
 ※2 原子炉建屋基礎地盤の安定性評価における地下水位設定については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※3 原子炉棟のみ耐震Sクラス、それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※4 耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※5 中央制御室遮蔽のみ耐震Sクラス。それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。
 ※6 排気筒(非常用ガス処理系用)のみ耐震Sクラス。
 ※7 A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。

補足4-2表 地下水水位低下設備の機能に期待しない場合の影響
及び設置許可基準規則の該当条項(土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備)

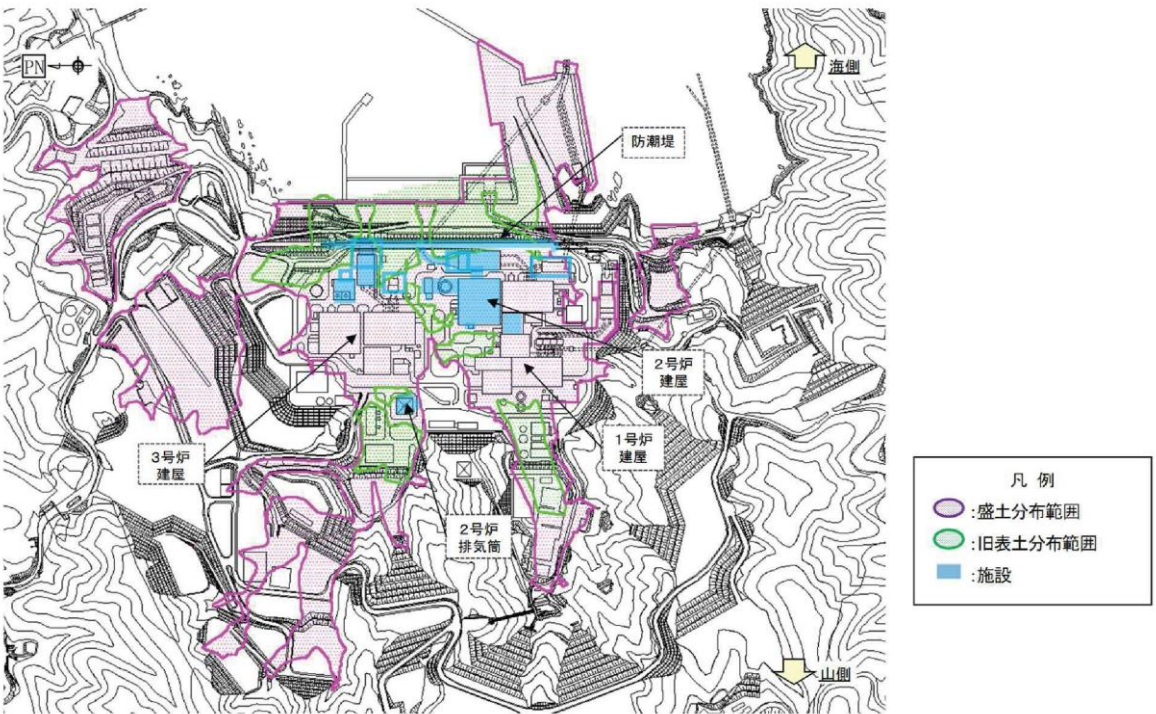
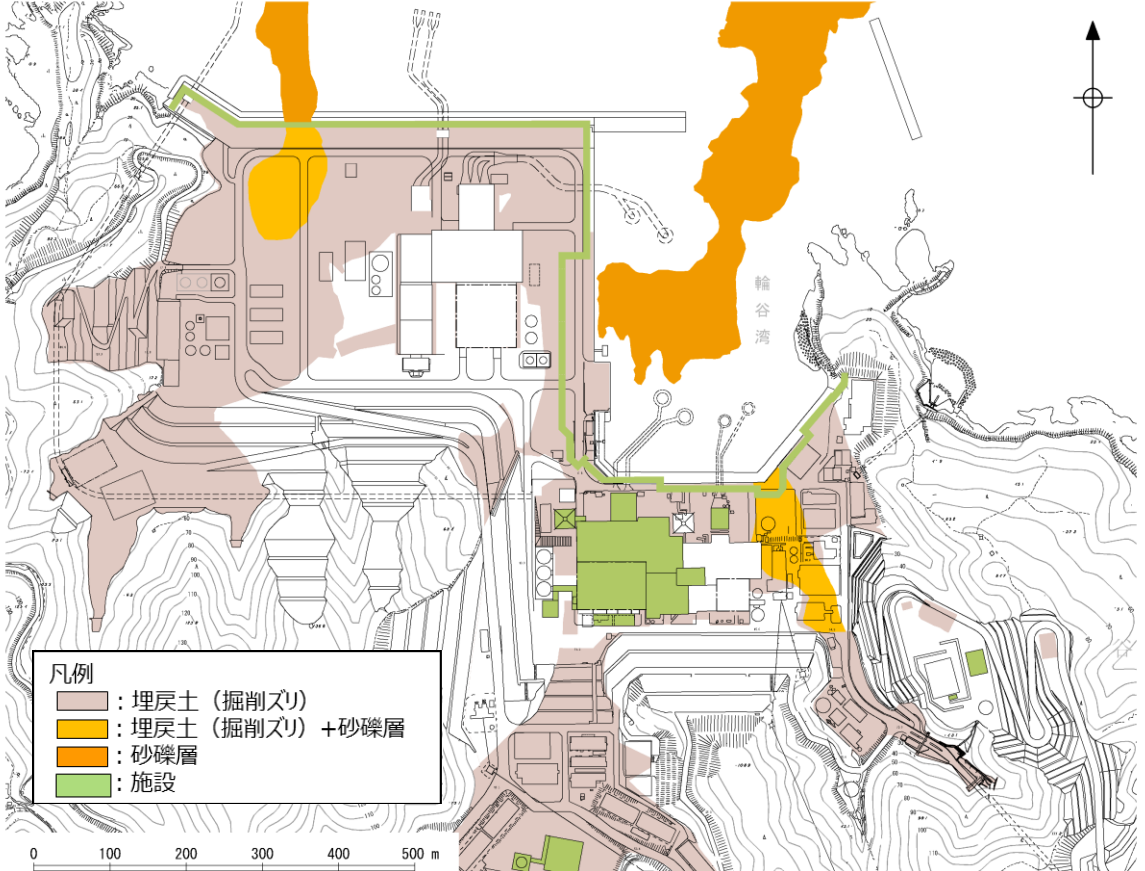
対象施設	耐震クラス (検討用 地震動)	審査区分及び設置許可 基準規則の該当条項		適合性審査において地下水低下設備 の機能に期待しない場合の設置許可基準規則の該当条項		(参考) 建設時工認等の設計における地下水位の扱い	
		設置 許可	工認 ^{※5}	常時	地震時(地下水水位は補足4-6図参照) 周辺地盤(液状化)影響	設計用地下水位	設計への反映事項
防潮堤 (杭基礎)	S	— ^{※6}	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	地盤改良する杭周辺の地盤には液状化が発生しないため、耐震性への影 響は軽微。 (4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条)	— (新設)	—
防潮壁 (杭基礎)	S	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化 し、耐震性に影響が生じる可能性。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40 条]	— (新設)	—
海水ポンプ室 (直接基礎)	— ^{※1-4} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	躯体周辺は地盤改良するため、耐震性への影響は軽微。また、間隙水圧 の上昇に伴う浮力の増大とせん断抵抗の減少により躯体の安定性を確保で きない可能性(浮き上がり ^{※7})。 (4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条)	EW断面: O.P.~14.2m~2.43m NS断面: O.P.~14.1m~14.8m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
原子炉機器冷却 海水配管ダクト (直接基礎)	— ^{※1,3} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	躯体周辺は地盤改良するため、耐震性への影響は軽微。 (4条(3条2項),39条(38条2項))	O.P.~14.2m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
取水路 (直接基礎)	— ^{※1,2} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化 し、耐震性に影響が生じる可能性。また、間隙水圧の上昇に伴う浮力の増大 とせん断抵抗の減少により躯体の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 (4条(3条2項),39条(38条2項))	EW断面: O.P.~14.2m~2.43m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
軽油タンク室 (直接基礎)	— ^{※1,3} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	— (建設工認時対象外)	—	—
軽油タンク室(II) (直接基礎)	— ^{※1,3} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	— (新設)	—	—
復水貯蔵タンク基礎 (直接基礎)	— ^{※3} (Ss)	—	39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化 し、耐震性に影響が生じる可能性。また、間隙水圧の上昇に伴う浮力の増大 とせん断抵抗の減少により躯体の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 (39条(38条2項))	EW断面: O.P.~6.0m NS断面: O.P.~11.1m~10.725m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
軽油タンク 連絡ダクト (直接基礎)	— ^{※1,3} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化 し、耐震性に影響が生じる可能性。また、間隙水圧の上昇に伴う浮力の増大 とせん断抵抗の減少により躯体の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 (4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条)	— (建設工認時対象外)	—
排気筒 連絡ダクト (直接基礎)	— ^{※1,3} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	— (建設工認時対象外)	O.P.~8.0m~+4.5m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
3号 海水ポンプ室 (直接基礎)	— ^{※4} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	— (新設)	EW断面: O.P.~14.6m~2.43m NS断面: O.P.~14.7m~1.5m	耐震評価に用いる地震 応答解析の解析条件と して考慮
貫通部止水処置 (直接基礎)	S	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	— (新設)	—	—
3号炉補機冷却 海水系放水ビット (直接基礎)	— ^{※4} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	— (建設工認時対象外)	—	—
揚水井戸 (直接基礎)	— ^{※4} (Ss)	—	4条(3条2項), 39条(38条2項),5 条,40条	OK	— (建設工認時対象外)	—	—

※1：屋外重要土木構造物。 ※2：常設重大事故防止設備等。 ※3：常設重大事故防止設備等の間接支持構造物。 ※4：浸水防止設備の間接支持構造物。
 ※5：A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。
 ※6：鋼管式鉛直壁(一般部)山側の地下水水位はL.W.L.(O.P.+1.43m、約1mの沈降を考慮)と設定し構造成立性の見直しを説明の上、工認段階で地下水水位に変更が生じる場合には、安全
 性への影響を評価した上で必要に応じて対策を立案。なお、鋼管式鉛直壁(岩盤部)及び盛土堤防は山側の地下水水位を地表面に設置。
 ※7：女川の盛土及び旧表土は、繰返しせん断による有効応力の減少はあってもせん断抵抗が完全に失われることはない。また、せん断応力の作用により有効応力が回復し、粘り強い挙動
 を示すため、浮上りに対する耐性は大きいと考えられるが、保守的に浮上りがあるものと評価した。なお、その影響は、地下水水位低下設備が機能停止してから地下水水位が地表面近くまで
 達するまで数分程度(参考値)であることを踏まえると、地下水水位低下設備の機能停止後、直ちに発生するものではない。

補足4-3表 地下水水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項
(屋外重要土木構造物、津波防護施設、重大事故等対処施設)

設備名称	基礎	耐震クラス (検討用 地震動)	設置許可基準規則 ^{※4}	適合性審査において地下水水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の 影響及び設置許可基準規則の該当条項		常時	(参考) 建設時工認等の設計における 地下水水位の扱い
				液状化影響(周辺地盤) ^{※4}	地震時		
取水槽	直接基礎	— ^{※1} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響小	設計地下水位 EL+0.3m
屋外配管ダクト (タービン建物~排気筒)	直接基礎	— ^{※1} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響小	EL+0.3m
ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	直接基礎	— ^{※1} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	躯体周辺はメンテナンスドック(MMR)で埋め戻すため、耐震性への影響は軽微。[4条 (3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
屋外配管ダクト (ディーゼル燃料貯蔵タンク ~原子炉建物)	直接基礎	— ^{※1} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	躯体周辺はメンテナンスドック(MMR)で埋め戻すため、耐震性への影響は軽微。[4条 (3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
防波壁(多重鋼管杭式擁壁)	杭基礎	— ^{※2} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
防波壁(逆T擁壁)	杭基礎	— ^{※2} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	杭周辺は改良地盤であるため、耐震性への影響は軽微。[4条(3条2項),39条(38条2 項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
防波壁(波返り擁壁)	直接基礎	— ^{※2} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
1号炉取水槽流路縮小工	直接基礎	— ^{※2} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
防波壁通路防波扉	杭基礎	— ^{※2} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	影響小	— (既工認対象外)
第1ベンチフィルタ格納槽	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
緊急時対策所建物	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
緊急時対策所用燃料地下タンク	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
ガスタービン発電機建物	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)
屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク ~ガスタービン発電機)	直接基礎	— ^{※3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため、影響なし。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	影響なし	— (既工認対象外)

※1 屋外重要土木構造物 ※2 津波防護施設 ※3 重大事故等対処施設 ※4 A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(参考) <u>盛土・旧表土分布と対象施設の配置との関係</u></p> <p>液状化等による影響(設置許可基準規則第3条第2項)の観点から、<u>盛土・旧表土</u>の分布と対象施設の配置との関係を補足 4-7 図に示すとおり確認した。</p> <p>なお、<u>女川原子力発電所</u>における<u>盛土・旧表土</u>は、液状化強度試験結果から「非液状化」または「繰返し軟化」と分類され、有効応力がゼロまで低下して液体状とはならず、ひずみが漸増する粘り強い挙動を示すことが確認されている(別紙 17 参照)。</p> 	<p>(参考) <u>埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層と対象施設の配置との関係</u></p> <p>液状化等による影響(設置許可基準規則第3条第2項)の観点から、<u>埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層</u>の分布と対象施設の配置との関係を補足 4-6 図に示すとおり確認した。</p> <p>なお、<u>島根原子力発電所</u>における<u>埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層</u>は、液状化強度試験結果から「非液状化」又は「繰返し軟化(サイクリックモビリティ含む)」と分類され、有効応力が0まで低下して液体状とはならず、ひずみが漸増する粘り強い挙動を示すことが確認されている。</p> 	<p>・液状化評価対象層の相違</p> <p>島根2号炉では、埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層を液状化対象層として設定</p>
<p>補足 4-7 図 施設等の配置と<u>盛土・旧表土</u>の分布</p> <p>なお、液状化影響の評価については、「別紙 17 液状化影響の検討方針」に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。 ・抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析または全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。 ・液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮した評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。 	<p>補足 4-6 図 施設等の配置と<u>埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層</u>の分布</p> <p>なお、液状化影響の評価については、「別紙 11 液状化影響の検討方針について」に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。 ・抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析又は全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。 ・液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮した評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで保守性を考慮して設定することを基本とする。 	<p>・液状化評価対象層の相違</p> <p>島根2号炉では、埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層を液状化対象層として設定</p>

基礎地盤の安定性評価における地下水位設定の考え方

1. 地下水位の設定方針

建設時の設置許可では、基礎地盤の安定性評価で設定する地下水位は、基礎地盤安定性評価における地下水位設定イメージとして補足 5-1 図に示すとおり、原子炉建屋及びタービン建屋で地下水位の低下を見込むものの、地盤の地下水位は保守的に地表面に設定している。

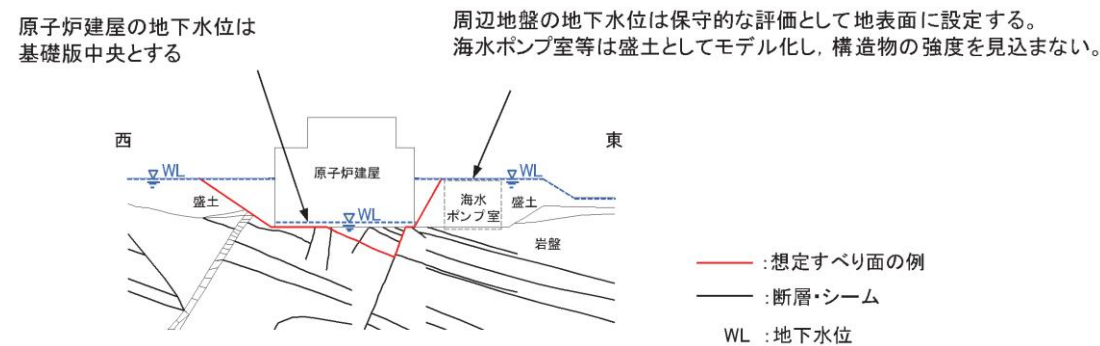
また、敷地全体を包含して地盤の安定性を評価するため、原子炉建屋及びタービン建屋以外の地下水位は地表面とし、かつ隣接する地中構造物を盛土としてモデル化し構造物の強度を見込まないことで、保守的な評価としている。

女川2号炉新規規制基準適合性審査においては、「地下水位の設定について」の整理のとおり、設置変更許可段階では地下水位低下設備は、施設の耐震設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持する機能を有し、供用期間中の全ての状態においてその機能を維持する必要があることから、設計基準対象施設として位置付けるとともに、重要安全施設への影響に鑑み安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮として、多重性及び独立性を確保した設計とする方針を示す。また、工事計画認可段階においては、設計基準対象施設として位置付けた地下水位低下設備の基準適合性を示し、施設の耐震設計に用いる設計用地下水位は、地下水位低下設備の考慮した水位、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設定する。

基礎地盤の安定性評価においては、原子炉建屋では建屋の設計水位を反映して地下水位を基礎版中央に設定し、それ以外の地下水位は地表面に設定する。

なお、基礎地盤のすべりに対する評価において、地下水位以深の盛土・旧表土が地震動により繰り返し軟化し強度が低下する可能性を考慮し、岩盤部のみのすべりに対する検討を実施する。

また、周辺地盤の液状化等の変状については、周辺地盤の液状化等による地盤変状を考慮した場合でも、当該施設の機能が損なわれないよう設計することとし、設置許可基準規則第4条へ適合することを確認する。



補足 5-1 図 基礎地盤安定性評価における地下水位設定イメージ

基礎地盤の安定性評価における地下水位設定の考え方

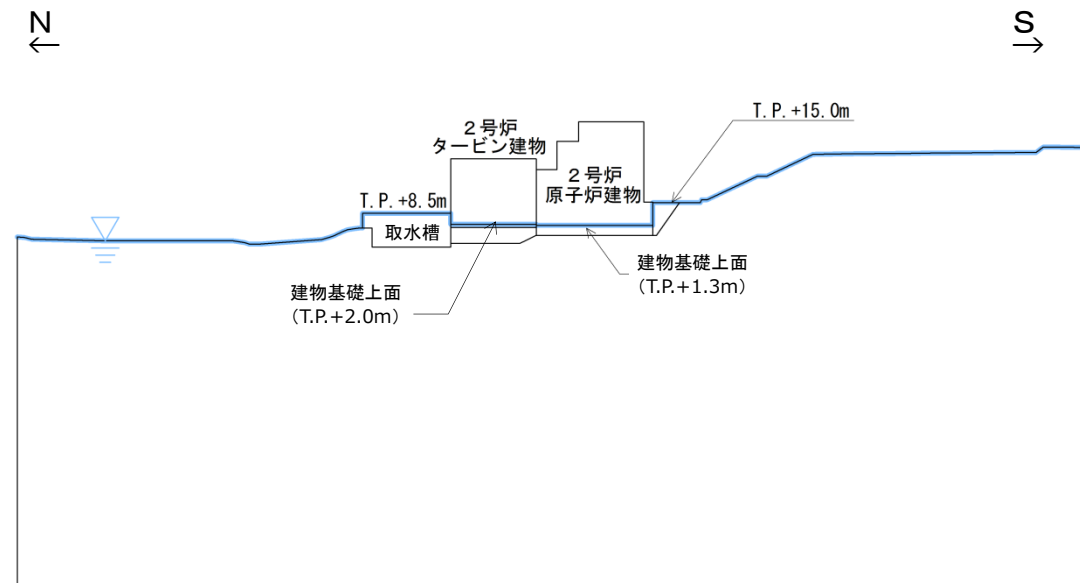
1. 地下水位の設定

補足 5-1 図に示すとおり、原子炉建物基礎地盤の安定性評価における地下水位の設定については、原子炉建物及びタービン建物の地下水位は基礎上面とし、取水槽及び周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

なお、その他の耐震重要施設及び重大事故等対処施設の基礎地盤の安定性評価における地下水位の設定についても同様の考え方で設定する。

基礎地盤のすべりに対する評価においては、地下水位以深の埋戻土・盛土が地震動により繰り返し軟化し強度が低下する可能性を考慮し、岩盤部のみのすべりに対する検討を実施する。(補足 5-2 図にイメージ図を示す。)

また、周辺地盤の液状化等の変状については、周辺地盤の液状化等による地盤変状を考慮した場合でも、当該施設の機能が損なわれないよう設計することとし、設置許可基準規則第4条へ適合することを確認する。

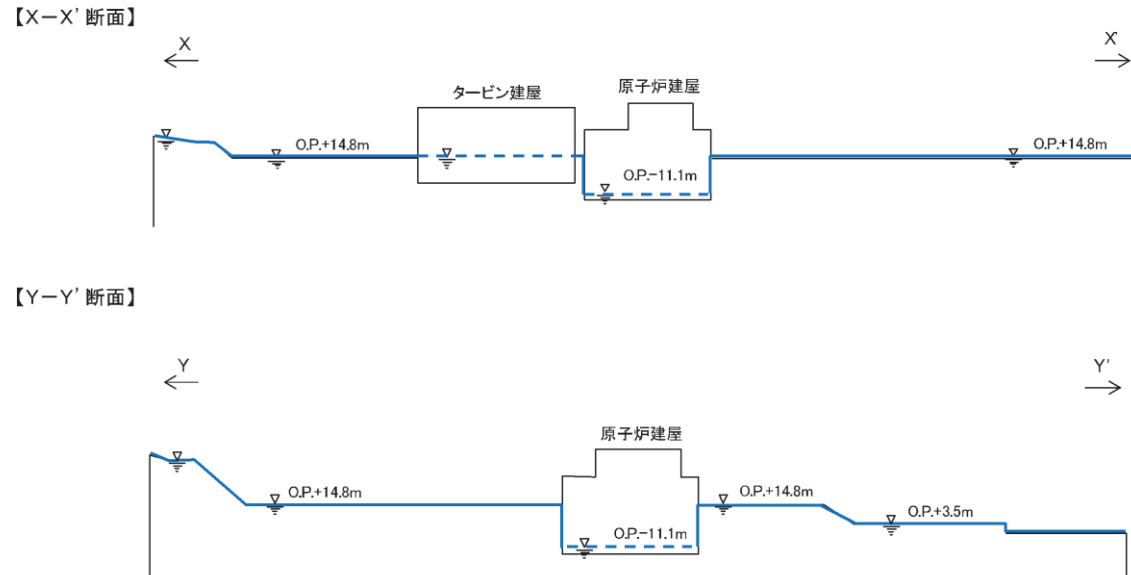


補足 5-1 図 原子炉建物基礎地盤の地下水位

・記載の相違
島根2号炉では地下水位の設定方針と設定方法を合わせて記載。なお、その他の基礎地盤の安定性評価における地下水位の設定についても同様の考え方で設定する。

2. 地下水位(原子炉建屋)

補足 5-2 図に示すとおり原子炉建屋基礎地盤原子炉建屋基礎地盤のうち、原子炉建屋の地下水位は基礎版中央とし、タービン建屋及び周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

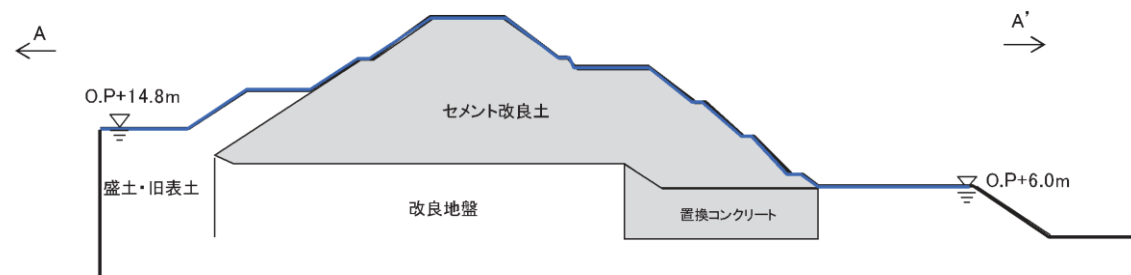


補足 5-2 図 原子炉建屋基礎地盤の地下水位
(平成 31 年 4 月 5 日第 700 回審査会合資料 1-1p63 修正)

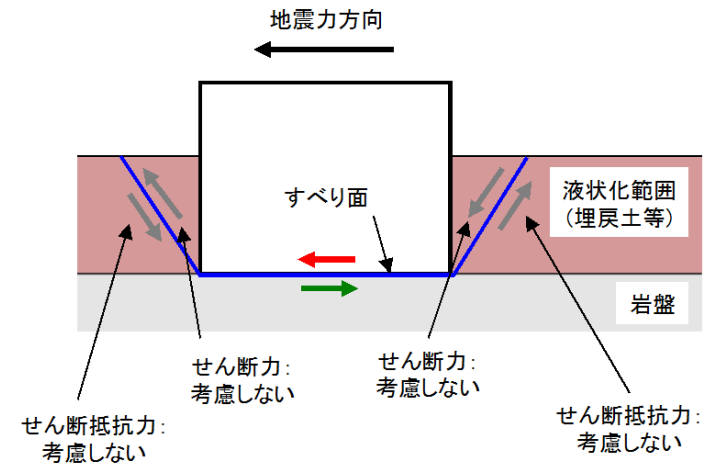
3. 地下水位(防潮堤)

補足 5-3 図に示すとおり防潮堤(盛土堤防)の基礎地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

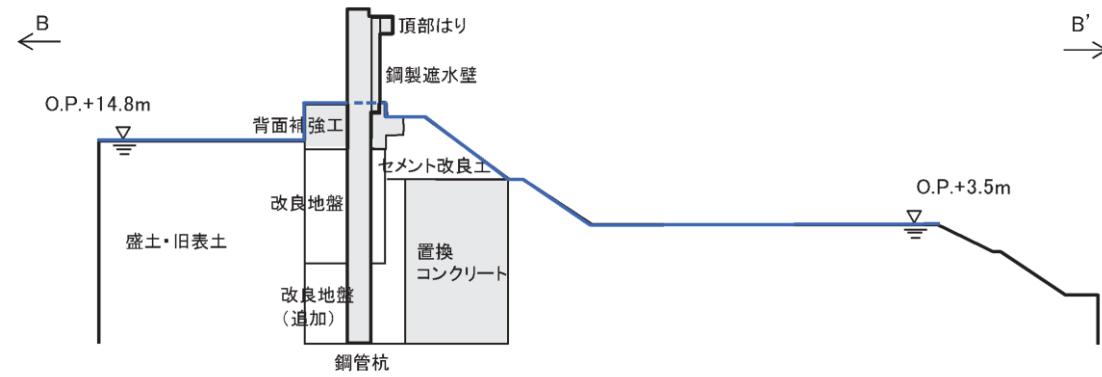
また、補足 5-4 図に示すとおり防潮堤(鋼管式鉛直壁)の基礎地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。



補足 5-3 図 防潮堤(盛土堤防)基礎地盤の地下水位



補足 5-2 図 基礎地盤安定性評価のイメージ図



補足 5-4 図 防潮堤(鋼管式鉛直壁)基礎地盤の地下水位

4. (参考)防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較

防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較を補足 5-5 図に示す。

	地下水位の設定	備考
設置許可基準規則 第3条 (基礎地盤の安定性評価)	鋼管式鉛直壁 (一般部)	改良地盤に支持する構造物の代表であり保守的な設定
	盛土堤防	同上
設置許可基準規則 第4.5条 (構造成立性評価)	鋼管式鉛直壁 (一般部)	(山側) 海側同様、朔望平均満潮位 (HWL) ^{※1)} に設定 (海側) 朔望平均満潮位
	盛土堤防	(山側) 地表面に設定 (セメント改良土もO.P.+14.8mに設定) (海側) 朔望平均満潮位

※ 工認段階で地下水位の設定が変更となった場合は再評価を行うとともに、施設の機能が損なわれ影響が及ぶ場合は、その機能が損なわれないよう適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を実施する。

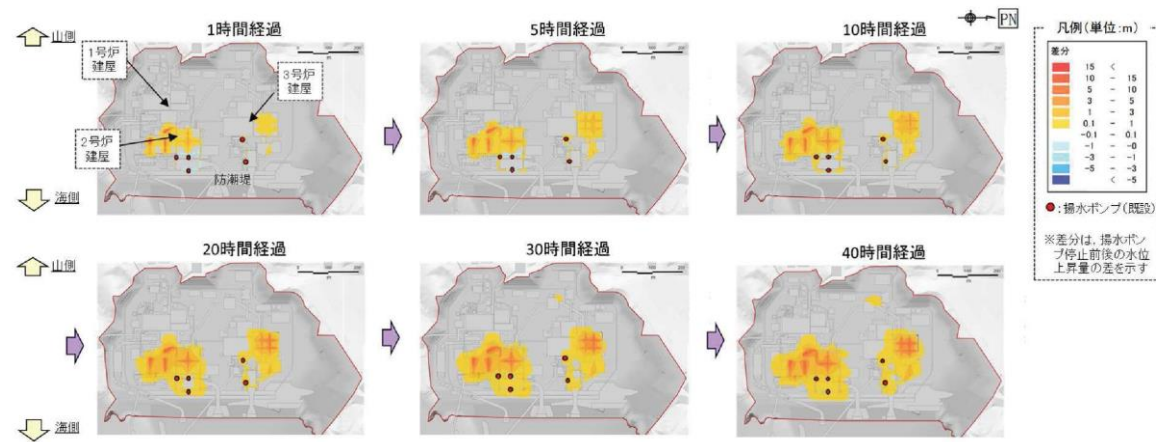
補足 5-5 図 防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較

補足説明資料6

地下水位低下設備の機能喪失後の水位上昇

地下水位低下設備が設置される原子炉建屋周辺は岩盤を掘り込み構築し、盛土で埋め戻していることから、地下水位低下設備の機能喪失後の水位上昇範囲について評価した例を補足6-1図に示す。

地下水位低下設備の機能喪失後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限定され、機能喪失が長期間継続した場合はその周囲に拡大していくものと考えられる。



補足 6-1 図 三次元浸透流解析による揚水ポンプ停止後の水位上昇の評価例
(保守的に解析境界の法肩地表面に水位固定した非定常解析の例)

・島根2号炉では地下水位低下設備の機能喪失を想定していないため記載なし

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p style="text-align: right;">補足説明資料7</p> <p style="text-align: center;">現行の重要度分類上の位置付けの整理</p> <p>1. 設置許可基準規則における耐震重要度分類</p> <p>耐震重要度分類指針の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下のとおり整理を行った。</p> <p>設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方を補足 7-1 表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の耐震重要度は、設置許可基準規則上、その重要度に応じたクラス分類(S, B, C)、また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、Sクラス設備及びBクラス設備のいずれにも該当しないため、Cクラスに分類できる。 第I編に示した機能喪失時の影響確認の結果を踏まえ、<u>原子炉建屋の基礎</u>や<u>土木構造物</u>等の間接支持構造物の耐震性を確保する観点から、地下水位低下設備の耐震性については、間接支持構造物に要求される耐震性(S s 機能維持)を考慮する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、Cクラスに分類し、基準地震動S s に対して機能維持させる設計とする。 <p style="text-align: center;">補足 7-1 表 設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方</p> <table border="1" data-bbox="172 993 1252 1371"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>定義</th> <th>対象とする施設の例</th> <th>該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 等</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>設置許可基準規則の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下のとおり整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則第2条における以下の定義から、地下水位低下設備は安全機能を有するものではない。 また、安全機能を有するものではないことから、安全施設にも該当しない。 	耐震クラス	定義	対象とする施設の例	該当	S	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 等	×	B	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設	・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等	×	C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	—	○	<p style="text-align: right;">補足説明資料6</p> <p style="text-align: center;">現行の重要度分類上の位置付けの整理</p> <p>1. 設置許可基準規則における耐震重要度分類</p> <p>耐震重要度分類指針の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下のとおり整理を行った。</p> <p>設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方を補足 6-1 表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の耐震重要度は、設置許可基準規則上、その重要度に応じたクラス分類(S, B, C)、また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、Sクラス設備及びBクラス設備のいずれにも該当しないため、Cクラスに分類できる。 第I編に示した機能喪失時の影響確認の結果を踏まえ、<u>原子炉建屋基礎</u>等の間接支持構造物の耐震性を確保する観点から、地下水位低下設備の耐震性については、間接支持構造物に要求される耐震性(S s 機能維持)を考慮する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、Cクラスに分類し、基準地震動S s に対して機能維持させる設計とする。 <p style="text-align: center;">補足 6-1 表 設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1311 993 2421 1371"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>定義</th> <th>対象とする施設の例</th> <th>該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設等</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>設置許可基準規則の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下のとおり整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則第2条における以下の定義から、地下水位低下設備は安全機能を有するものではない。 また、安全機能を有するものではないことから、安全施設にも該当しない。 	耐震クラス	定義	対象とする施設の例	該当	S	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設等	×	B	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設	・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等	×	C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	—	○	<p>・島根2号炉では、建物・構築物のみ地下水位低下設備に期待している</p>
耐震クラス	定義	対象とする施設の例	該当																															
S	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 等	×																															
B	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設	・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等	×																															
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	—	○																															
耐震クラス	定義	対象とする施設の例	該当																															
S	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設等	×																															
B	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設	・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等	×																															
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	—	○																															

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則における定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第二条 五 「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であって、次に掲げるものをいう。 イ <u>その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能</u> ロ <u>発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能</u> 八 「安全施設」とは、<u>設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。</u></p> </div> <p>設置許可基準規則における安全施設に該当しないことから、地下水位低下設備が有する機能に着目し、設備の位置づけについての観点から発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備が有する機能について安全機能の重要度分類指針における位置づけを確認した結果、以降に示すとおり、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないことを確認した。 <p>2. 安全機能の重要度分類</p> <p>(1)安全機能の区分</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類される。</p> <p>①その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常発生防止系。以下「PS」という。)</p> <p>②原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」という。)</p> <p>(2)重要度分類</p> <p>重要度分類指針では、PS及びMSのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類している。安全上の機能別重要度分類を補足 7-2 表に示す。</p> <p>なお、重要度分類指針においては、所要の安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器を「当該系」、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を「関連系」と定義している。</p>	<p>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則における定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第二条 五 「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であって、次に掲げるものをいう。 イ <u>その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能</u> ロ <u>発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能</u> ハ 「安全施設」とは、<u>設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。</u></p> </div> <p>設置許可基準規則における安全施設に該当しないことから、地下水位低下設備が有する機能に着目し、設備の位置づけについての観点から発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備が有する機能について安全機能の重要度分類指針における位置づけを確認した結果、以降に示すとおり、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないことを確認した。 <p>2. 安全機能の重要度分類</p> <p>(1)安全機能の区分</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類される。</p> <p>①その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常発生防止系。以下「PS」という。)</p> <p>②原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」という。)</p> <p>(2)重要度分類</p> <p>重要度分類指針では、PS及びMSのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類している。安全上の機能別重要度分類を補足 6-2 表に示す。</p> <p>なお、重要度分類指針においては、所要の安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器を「当該系」、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を「関連系」と定義している。</p>	

補足 7-2 表 安全上の機能別重要度分類

重要度による分類	機能による分類	安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	
安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1	PS-1	MS-1	—
	クラス2	PS-2	MS-2	
	クラス3	PS-3	MS-3	
安全に関連しない構築物、系統及び機器		—	—	安全機能以外の機能のみを行うもの

(3) 地下水水位低下設備の重要度分類上の位置付け

重要度分類指針の分類に基づき、地下水水位低下設備の位置付けを整理した結果、『安全に関連する構築物、系統及び機器』に分類されないため、『安全機能以外の機能のみを行うもの』と整理できる。

安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水水位低下設備の位置付けを補足 7-3 表～補足 7-5 表に示す。

補足 7-3 表安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水水位低下設備の位置付け
クラス1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の著しい損傷、又は(b)燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	該当しない
		(2)過剰反応度の印加防止機能	該当しない
		(3)炉心形状の維持機能	該当しない
	(1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	(1)原子炉の緊急停止機能	該当しない
		(2)未臨界維持機能	該当しない
		(3)原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	該当しない
		(4)原子炉停止後の除熱機能	該当しない
		(5)炉心冷却機能	該当しない
		(6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	該当しない
	安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	(1)工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	該当しない
(2)安全上特に重要な関連機能		該当しない	

補足 6-2 表 安全上の機能別重要度分類

重要度による分類	機能による分類	安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの(P S)	異常の影響緩和の機能を有するもの(M S)	
安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1	P S-1	M S-1	—
	クラス2	P S-2	M S-2	
	クラス3	P S-3	M S-3	
安全に関連しない構築物、系統及び機器		—	—	安全機能以外の機能のみを行うもの

(3) 地下水水位低下設備の重要度分類上の位置付け

重要度分類指針の分類に基づき、地下水水位低下設備の位置付けを整理した結果、『安全に関連する構築物、系統及び機器』に分類されないため、『安全機能以外の機能のみを行うもの』と整理できる。

安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水水位低下設備の位置付けを補足 6-3 表～補足 6-5 表に示す。

補足 6-3 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水水位低下設備の位置付け
クラス1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の著しい損傷、又は(b)燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	該当しない
		(2)過剰反応度の印加防止機能	該当しない
		(3)炉心形状の維持機能	該当しない
	(1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	(1)原子炉の緊急停止機能	該当しない
		(2)未臨界維持機能	該当しない
		(3)原子炉冷却材圧力バウンダリの加圧防止機能	該当しない
		(4)原子炉停止後の除熱機能	該当しない
		(5)炉心冷却機能	該当しない
		(6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	該当しない
	安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	(1)工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	該当しない
(2)安全上特に重要な関連機能		該当しない	

補足 7-4 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水位低下設備の位置付け	
クラス2	PS-2 (1) その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器	(1) 原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。)	該当しない	
		(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	該当しない	
		(3) 燃料を安全に取り扱う機能	該当しない	
	MS-2 (2) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	(1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止り機能	該当しない	
		(1) PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	(1) 燃料プール水の補給機能	該当しない
			(2) 放射性物質放出の防止機能	該当しない
MS-2 (2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	(1) 事故時のプラント状態の把握機能	該当しない		
	(2) 異常状態の緩和機能	該当しない		
	(3) 制御室外からの安全停止機能	該当しない		

補足 7-5 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水位低下設備の位置付け
クラス3	PS-3 (1) 異常状態の起回事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	(1) 原子炉冷却材保持機能(PS-1, PS-2以外のもの。)	該当しない
		(2) 原子炉冷却材の循環機能	該当しない
		(3) 放射性物質の貯蔵機能	該当しない
		(4) 電源供給機能(非常用を除く。)	該当しない
		(5) プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く。)	該当しない
		(6) プラント運転補助機能	該当しない
	MS-3 (2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物、系統及び機器	(1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	該当しない
		(2) 原子炉冷却材の浄化機能	該当しない
	MS-3 (1) 運転時の異常な過渡変化があっても、MS-1, MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	(1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能	該当しない
		(2) 出力上昇の抑制機能	該当しない
(3) 原子炉冷却材の補給機能		該当しない	
(2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器		緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	該当しない

補足 6-4 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水位低下設備の位置付け	
クラス2	PS-2 (1) その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器	(1) 原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。)	該当しない	
		(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	該当しない	
		(3) 燃料を安全に取り扱う機能	該当しない	
	MS-2 (2) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	(1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止り機能	該当しない	
		(1) PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	(1) 燃料プール水の補給機能	該当しない
			(2) 放射性物質放出の防止機能	該当しない
MS-2 (2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	(1) 事故時のプラント状態の把握機能	該当しない		
	(2) 異常状態の緩和機能	該当しない		
	(3) 制御室外からの安全停止機能	該当しない		

補足 6-5 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水位低下設備の位置付け
クラス3	PS-3 (1) 異常状態の起回事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	(1) 原子炉冷却材保持機能(PS-1, PS-2以外のもの。)	該当しない
		(2) 原子炉冷却材の循環機能	該当しない
		(3) 放射性物質の貯蔵機能	該当しない
		(4) 電源供給機能(非常用を除く。)	該当しない
		(5) プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く。)	該当しない
		(6) プラント運転補助機能	該当しない
	MS-3 (2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物、系統及び機器	(1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	該当しない
		(2) 原子炉冷却材の浄化機能	該当しない
	MS-3 (1) 運転時の異常な過渡変化があっても、MS-1, MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	(1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能	該当しない
		(2) 出力上昇の抑制機能	該当しない
(3) 原子炉冷却材の補給機能		該当しない	
(2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器		緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	該当しない

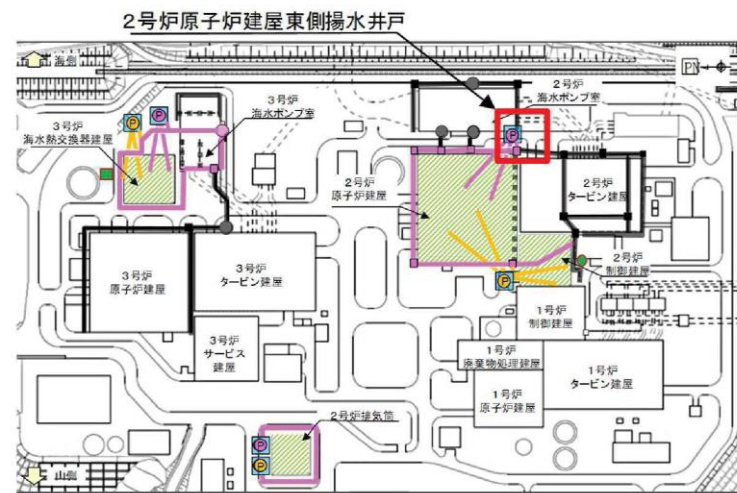
新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

1. 新設揚水井戸の構造概要

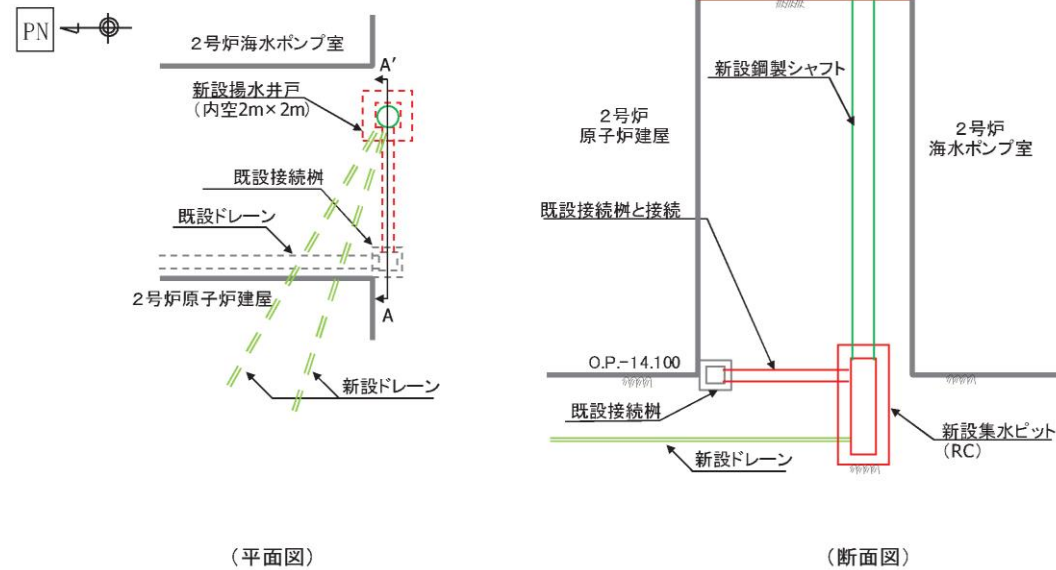
新設する揚水井戸は添付資料 2 に示すフローに基づき、耐久性、耐震性及び保守管理性を考慮して設計し、さらに安全施設の要求性能に配慮した配置とする。

2号原子炉建屋東側の新設揚水井戸を例とした構造・配置例を補足 8-1 図に示す。

なお、揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い決定する。



KEYPLAN



補足 8-1 図 新設揚水井戸の構造・配置例

新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

新設するドレーンは添付資料 1 に示すフローに基づき、信頼性（耐久性、耐震性及び保守管理性）を満足する設計とする。また、新設する揚水井戸については、ドレーンの点検性への配慮として、揚水井戸とドレーンの取り合い部へのアクセスが容易であり、十分な作業空間を確保するように設計する。

2号原子炉建物周辺に新設揚水井戸を新設するが、南東側に配置する場合を例とした配置、構造イメージ及び施工手順を補足 7-1 図に示す。

なお、揚水井戸及びドレーンの配置及び構造については、詳細設計段階で確定する。

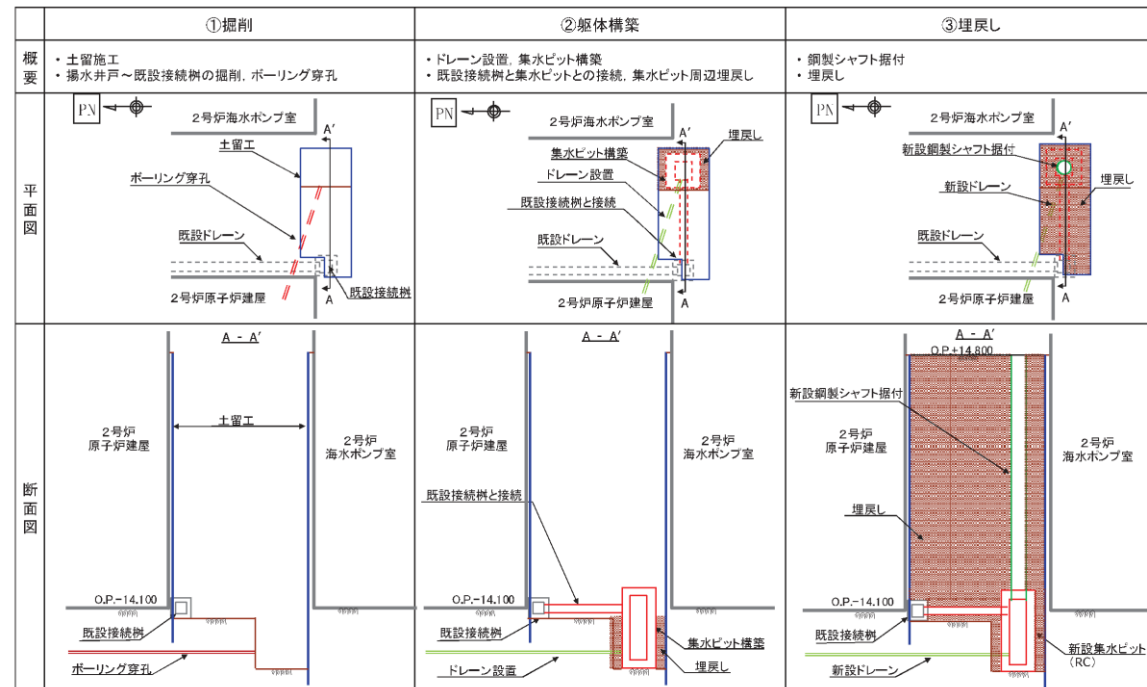
	①立坑掘削・土留め工	②排水ドレーン工	③揚水井戸躯体構築 他
施工手順 (案)	・立坑掘削 ・円形ライナープレートによる土留め設置	・水平ボーリングによる穿孔 ・ドレーン材の設置	・揚水井戸躯体構築 ・躯体周囲の埋戻し ・揚水ポンプ、付帯設備(配管、昇降設備等)設置
配置図 (案)			
構造イメージ			

補足 7-1 図 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

・対象施設の相違
島根 2号炉で新設する新設揚水井戸及びドレーンについての配置について記載

2. 新設揚水井戸の施工手順

新設する揚水井戸の施工手順(例)を補足 8-2 図に示す。



補足 8-2 図 揚水井戸の施工手順(例)

・記載の相違
島根 2号炉では補足 7-1 図に記載

補足説明資料9

2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンに集水される地下水について

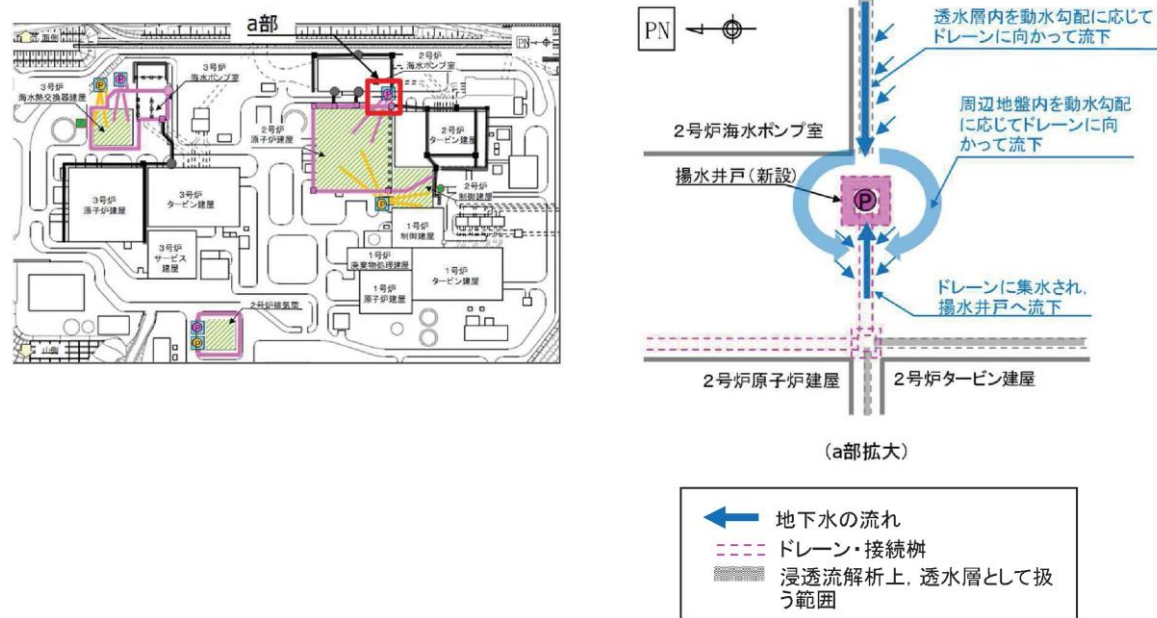
1. 地下水の排水の考え方

集水機能を担うドレーンは、安全重要度分類におけるクラス1相当の信頼性を確保できる範囲を管路(A-1)として考慮することとしている。2号炉海水ポンプ室周辺の既設ドレーンは耐久性・耐震性等を満足するものの閉塞等の単一故障への対応が困難であることから、浸透流解析上は地盤(ドレーン周囲の碎石相当の透水係数を有する透水層(B-1))として取扱うこととしている。

2号炉海水ポンプ室周辺のドレーン(透水層)に集水される地下水は、2号炉原子炉建屋東側のドレーンに向かって碎石層及び周辺地盤内を動水勾配に応じて流下し、2号炉原子炉建屋東側の揚水井戸のホンプにて排水される(補足9-1図)。

また、当該揚水井戸は2号炉海水ポンプ室周辺のドレーン近傍に新設し、補足9-1図に示す流下経路上付近において基礎掘削を行う計画であることから、排水性の観点から踏まえ、必要に応じ井戸周辺の埋め戻し材に碎石等の透水性に優れた材料を用いる、あるいは揚水井戸を集水しやすい構造とする等の検討を進める。

なお、集水機能を担うドレーンに接続樹を介す等により地盤(B-1, B-2)として取扱う既設ドレーンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造であることを工事計画認可段階で示す。



補足9-1図 2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路イメージ

・島根2号炉では既設ドレーンが接続される箇所がないため記載なし

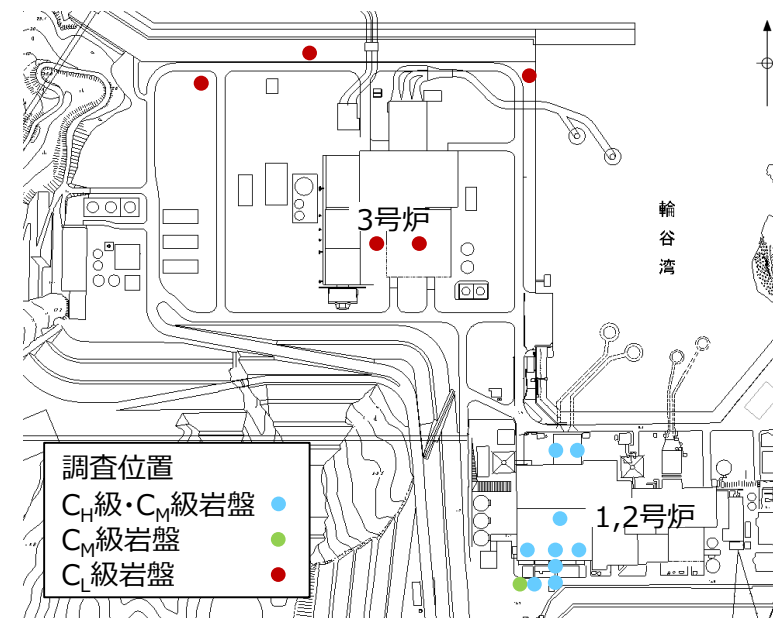
補足説明資料 8

透水係数の妥当性確認

1. C_H級, C_M級, C_L級岩盤

建設時工認では、原子炉建物直下に分布する頁岩・凝灰岩（上層部）及び頁岩・凝灰岩（下層部）の2種類において、地盤工学会基準の現場透水試験（ルジオン試験）に基づき透水係数を設定していた。

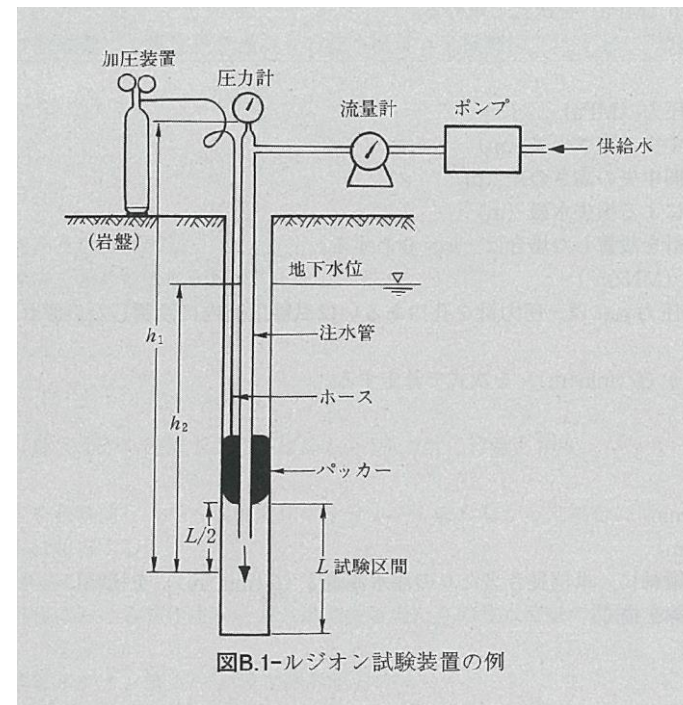
今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として、補足 8-1 図のとおり敷地の岩級に合わせて透水係数を設定する。C_H級, C_M級岩盤については、建設時工認の現場透水試験より透水係数を設定した。なお、C_L級岩盤については2号炉周辺岩盤に分布していないことから、3号敷地造成前の尾根部における現場透水試験より透水係数を設定した。



	透水係数 (cm/s)	試験方法
C _H 級	4.5×10^{-5}	ルジオン試験
C _M 級	5.6×10^{-4}	
C _L 級	1.0×10^{-3}	

補足 8-1 図 現場透水試験結果 (C_H級, C_M級及びC_L級岩盤)

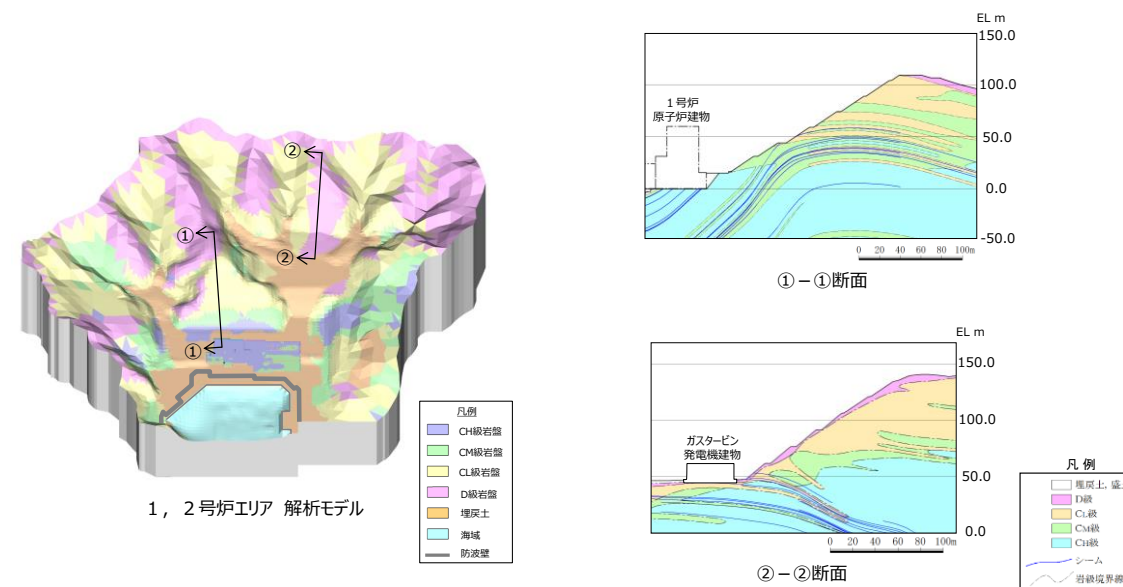
・説明方針の相違
島根2号炉では、透水係数の妥当性確認について説明



補足 8-2 図 現場透水試験 (ルジオン試験) の概要図 (地盤調査の方法と解説 (地盤工学会, 2013))

2. D級岩盤

D級岩盤は補足 8-3 図に示すとおり、主として地山の表層に薄く分布している。地盤工学会基準の現場透水試験 (ルジオン試験) の試験区間長は通常 5m とされているが、表層は風化が進行しているため、試験区間の確保ができないことから、現場透水試験による透水係数の取得が困難である。

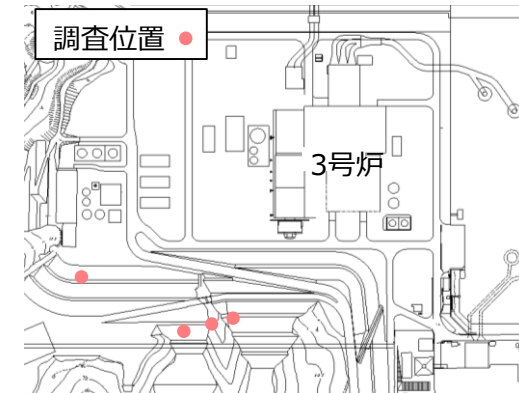


補足 8-3 図 D級岩盤の分布状況

D級岩盤は現場透水試験からの透水係数の設定が困難であることから、補足 8-4 図に示す粒径加積曲線から求めた 20%粒径 D_{20} が 0.05mm であるため、クレーガーの方法※ (地盤工学会) により補足 8-5 図から推定した透水係数 $2.8 \times 10^{-4} \text{cm/s}$ ($\approx 3 \times 10^{-4} \text{cm/s}$) を設定していた。

しかし、D級岩盤は補足 8-1 表に示すとおり、割れ目の発達した岩盤と風化の進行した岩盤に大別されるが、粒度試験 1 2 試料のうち割れ目が発達した黒色頁岩は 1 試料のみであったため、その特性を透水係数に反映できていないと考える。

※ 粒径加積曲線から求まる 20%粒径 D_{20} を用いて透水係数の概略値を推定する方法




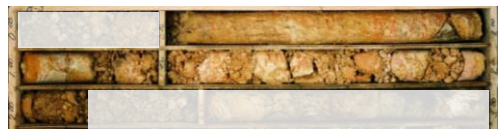
	20%粒径 (mm)	透水係数 (cm/s)
D級岩盤	0.05	2.8×10^{-4}

補足 8-4 図 D級岩盤の粒度試験結果

D_{20} (mm)	k (cm/s)	D_{20} (mm)	k (cm/s)
0.005	3.0×10^{-6}	0.18	6.85×10^{-3}
0.01	1.05×10^{-5}	0.20	8.90×10^{-3}
0.02	4.00×10^{-5}	0.25	1.40×10^{-2}
0.03	8.50×10^{-5}	0.30	2.20×10^{-2}
0.04	1.75×10^{-4}	0.35	3.20×10^{-2}
0.05	2.80×10^{-4}	0.40	4.50×10^{-2}
0.06	4.60×10^{-4}	0.45	5.80×10^{-2}
0.07	6.50×10^{-4}	0.50	7.50×10^{-2}
0.08	9.00×10^{-4}	0.60	1.10×10^{-1}
0.09	1.40×10^{-3}	0.70	1.60×10^{-1}
0.10	1.75×10^{-3}	0.80	2.15×10^{-1}
0.12	2.60×10^{-3}	0.90	2.80×10^{-1}
0.14	3.80×10^{-3}	1.00	3.60×10^{-1}
0.16	5.10×10^{-3}	2.00	1.80

補足 8-5 図 クレーガーの方法 (土質試験の方法と解説 (地盤工学会, 2000))

補足 8-1 表 代表的なD級岩盤のコア性状

岩相	黑色頁岩	凝灰岩
コア写真		
	割れ目の発達により岩級が低下 (No.19E3 G.L.-0.96~-1.80m)	風化の進行により岩級が低下 (No.B-3(2006) G.L.-0.30~-2.15m)

以上を踏まえ、局所的に分布する黑色頁岩のような割れ目が発達したD級岩盤の場合は、粒径加積曲線から求めた20%粒径 D_{20} が0.10mmであるため、クレーガーの方法により補足 8-6 図から推定した透水係数は $1.75 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ ($\approx 2 \times 10^{-3} \text{cm/s}$)となる。D級岩盤の透水係数の違いによる地下水位への影響を確認するため、補足 8-7 図のとおり浸透流解析(再現解析)を実施した結果、各観測孔位置での地下水位に大きな差異は認められなかった。

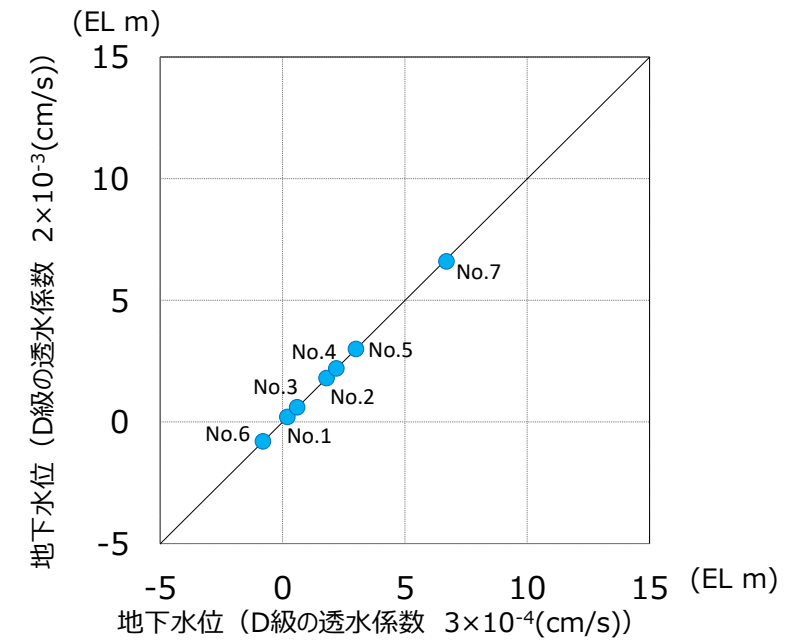
しかしながら、揚水量が低減する傾向が認められることから、地下水位が高く算定されると判断し、割れ目が発達したD級岩盤の影響を考慮した透水係数 $2 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ を採用する。

補足 8-2 表 D級岩盤(黑色頁岩)の透水係数

	20%粒径 (mm)	透水係数 (cm/s)
D級岩盤 (黑色頁岩)	0.10	1.75×10^{-3}

D_{20} (mm)	k (cm/s)	D_{20} (mm)	k (cm/s)
0.005	3.0×10^{-6}	0.18	6.85×10^{-3}
0.01	1.05×10^{-5}	0.20	8.90×10^{-3}
0.02	4.00×10^{-5}	0.25	1.40×10^{-2}
0.03	8.50×10^{-5}	0.30	2.20×10^{-2}
0.04	1.75×10^{-4}	0.35	3.20×10^{-2}
0.05	2.80×10^{-4}	0.40	4.50×10^{-2}
0.06	4.60×10^{-4}	0.45	5.80×10^{-2}
0.07	6.50×10^{-4}	0.50	7.50×10^{-2}
0.08	9.00×10^{-4}	0.60	1.10×10^{-1}
0.09	1.40×10^{-3}	0.70	1.60×10^{-1}
0.10	1.75×10^{-3}	0.80	2.15×10^{-1}
0.12	2.60×10^{-3}	0.90	2.80×10^{-1}
0.14	3.80×10^{-3}	1.00	3.60×10^{-1}
0.16	5.10×10^{-3}	2.00	1.80

補足 8-6 図 クレーガーの方法(土質試験の方法と解説(地盤工学会, 2000))



	揚水量(m³/日)
D級岩盤 3×10 ⁻⁴ (cm/s)	858
D級岩盤 2×10 ⁻³ (cm/s)	856

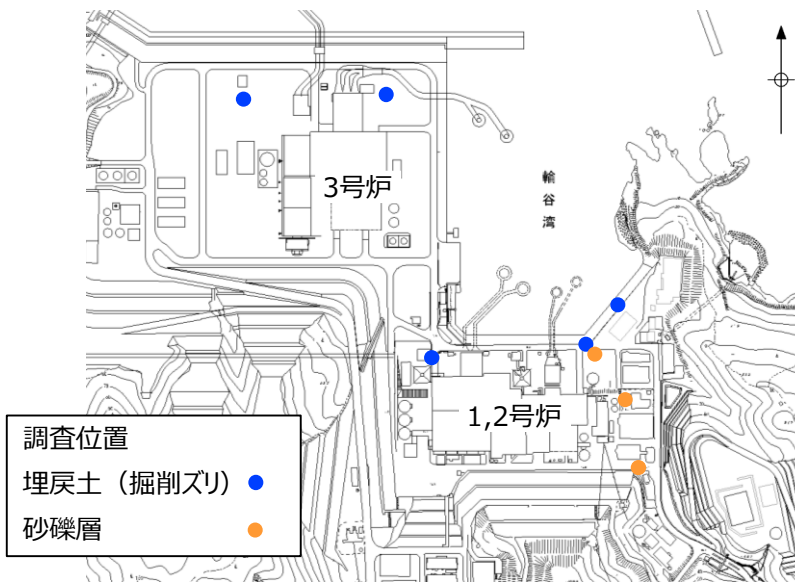
補足 8-7 図 D級岩盤の透水性係数の妥当性確認 (再現解析)

3. 埋戻土 (掘削ズリ), 砂礫層

建設時工認の埋戻し土の透水性係数は、工学的な観点から岩盤の透水性係数より1オーダー大きな値とすることで地下水位を保守的に評価することに重点を置き、現場透水試験によらず透水性係数を設定していた。

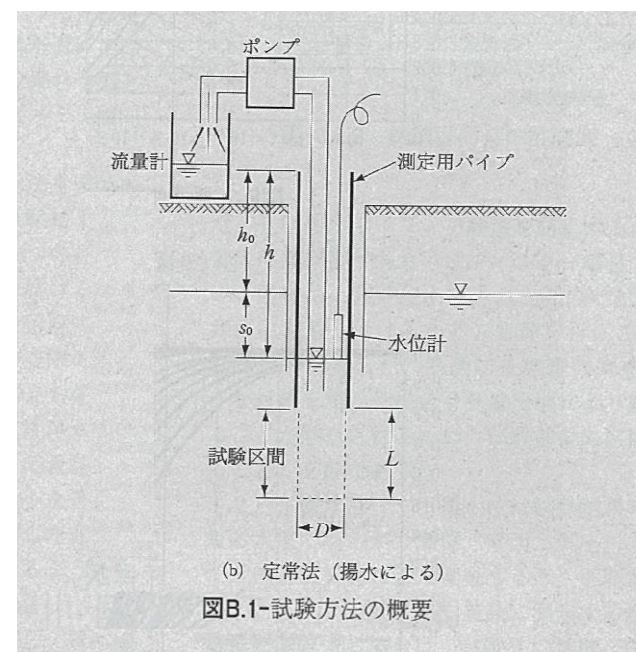
今回、埋戻土 (掘削ズリ), 砂礫層については、解析の精度向上を目的として、補足 8-8 図のとおり地盤工学会基準の現場透水試験 (回復法) を実施し、直接的に透水性係数を求めて設定した。

埋戻土 (掘削ズリ) は敷地全域に分布しているため、幅広い地点で試験を実施し、砂礫層は局所的に分布している範囲内で試験を実施した。



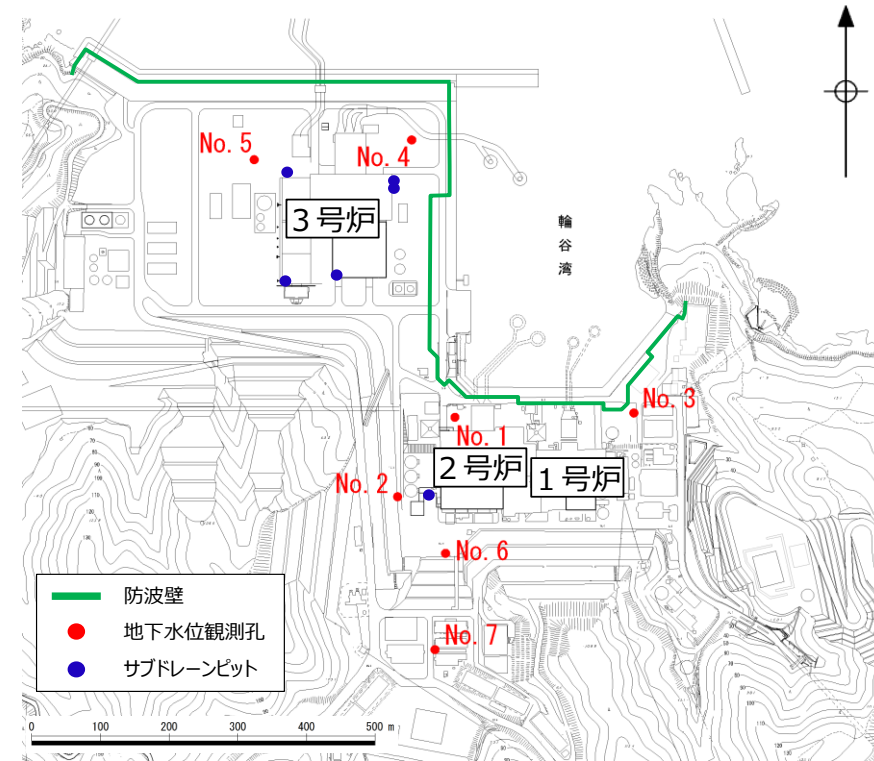
	透水係数 (cm/s)	試験方法
埋戻土 (掘削ズリ)	1.7×10^{-1}	回復法
砂礫層	3.6×10^{-3}	

補足 8-8 図 現場透水試験結果 (埋戻土 (掘削ズリ) 及び砂礫層)

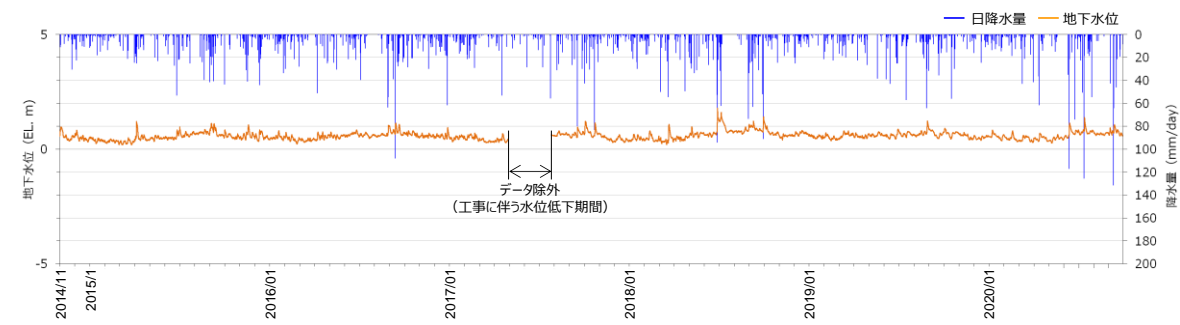


補足 8-9 図 現場透水試験 (回復法) の概要図 (地盤調査の方法と解説(地盤工学会, 2013))

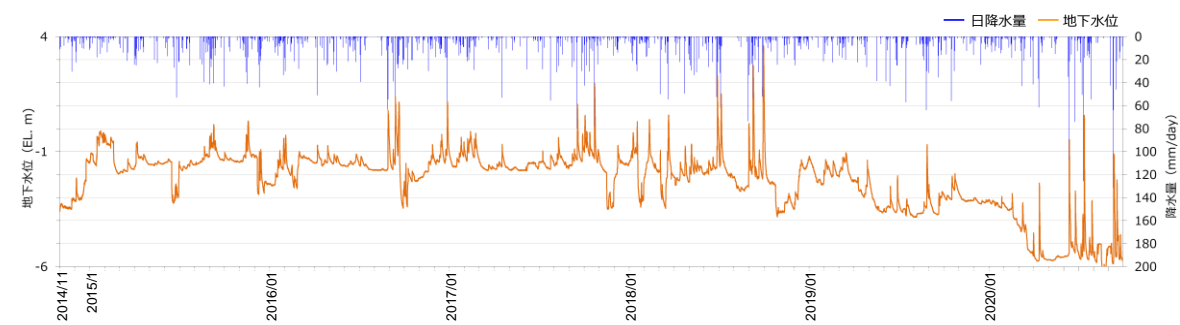
女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">補足説明資料9</p> <p style="text-align: center;"><u>観測孔における地下水位観測記録</u></p> <p><u>島根原子力発電所では、2014年11月より補足9-1図に示す地下水位観測孔において地下水位を記録している。各観測孔における地下水位の観測結果を補足9-2図に示す。また、それぞれの観測孔における地下水位の傾向を以下に示す。</u></p> <p><u>a.No.1孔</u> 降雨等に伴い、地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ねEL.0～+1mの間を推移している。</p> <p><u>b.No.2孔</u> 観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備（既設）の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向がある。また、一部の降雨時を除くと、地下水位はEL.0mを超えない範囲を推移している。</p> <p><u>c.No.3孔</u> 降雨等に伴い、地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ねEL.0～+1mの間を推移している。なお、2015年6月～2015年8月にかけて、防波壁周辺の止水対策を実施したことに伴い、地下水位の変動が落ち着いている。</p> <p><u>d.No.4孔</u> 既設のサブドレーンピット近傍の観測孔（No.2, No.6）と比較して、降雨等による水位上昇後、緩やかに低下する傾向がある。</p> <p><u>e.No.5孔</u> 既設のサブドレーンピット近傍の観測孔（No.2, No.6）と比較して、降雨等による水位上昇後、緩やかに低下する傾向がある。</p> <p><u>f.No.6孔</u> 観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備（既設）の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向がある。また、一部の降雨時を除くと、EL.-1～0mの間を推移している。</p> <p><u>g.No.7孔</u> 既設のサブドレーンピット近傍の観測孔（No.2, No.6）と比較して、降雨等による水位上昇後、緩やかに低下する傾向がある。</p>	<p>・説明方針の相違 島根2号炉では、観測孔における地下水位観測記録について説明</p>



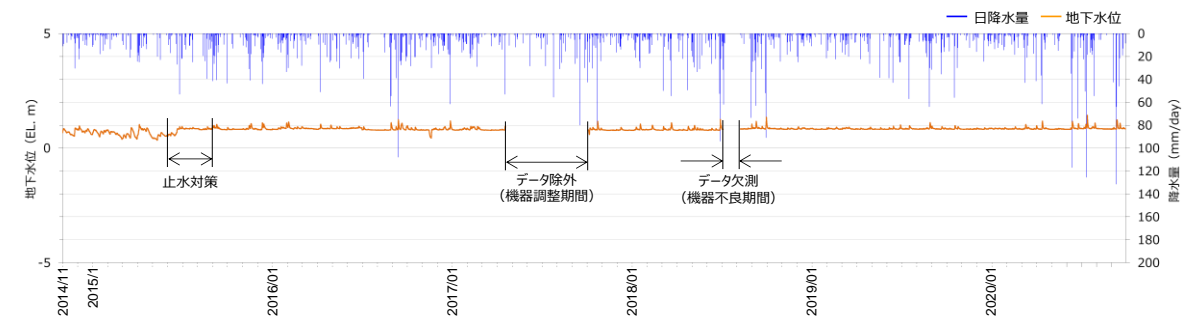
補足 9-1 図 観測孔位置



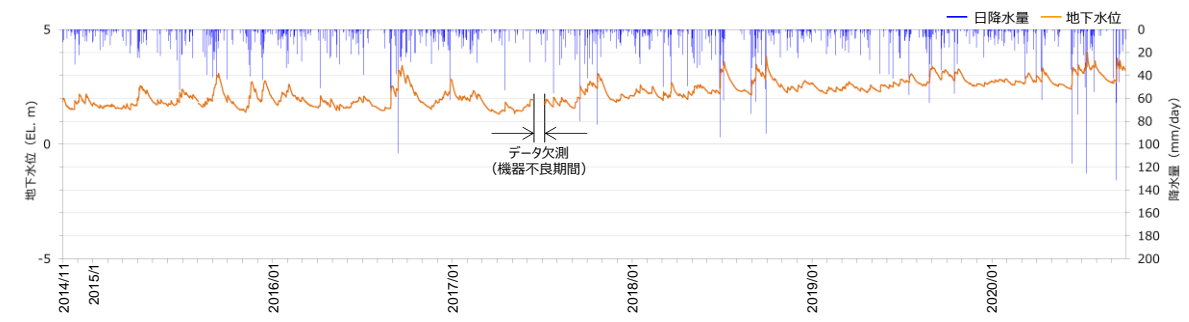
補足 9-2(1) 図 地下水観測記録 (No. 1 孔)



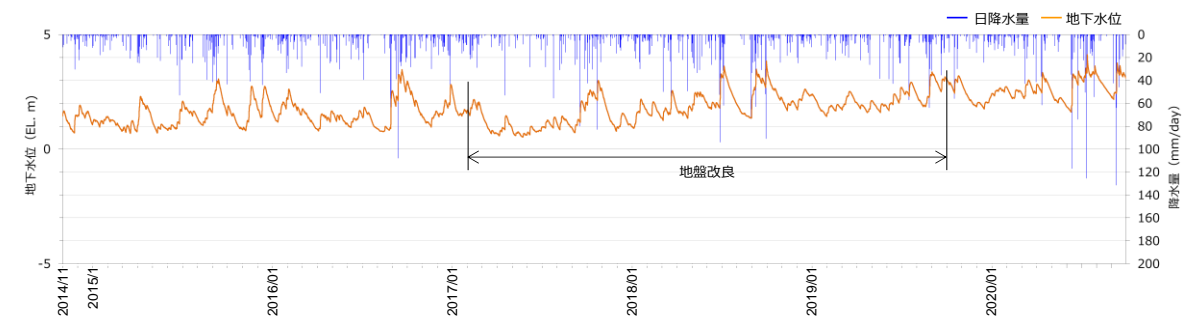
補足 9-2(2) 図 地下水観測記録 (No. 2 孔)



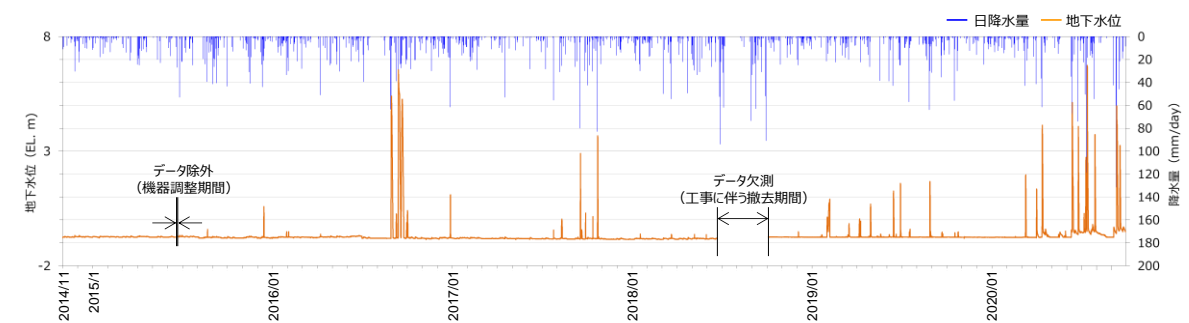
補足 9-2(3)図 地下水位観測記録 (No. 3 孔)



補足 9-2(4)図 地下水位観測記録 (No. 4 孔)



補足 9-2(5)図 地下水位観測記録 (No. 5 孔)

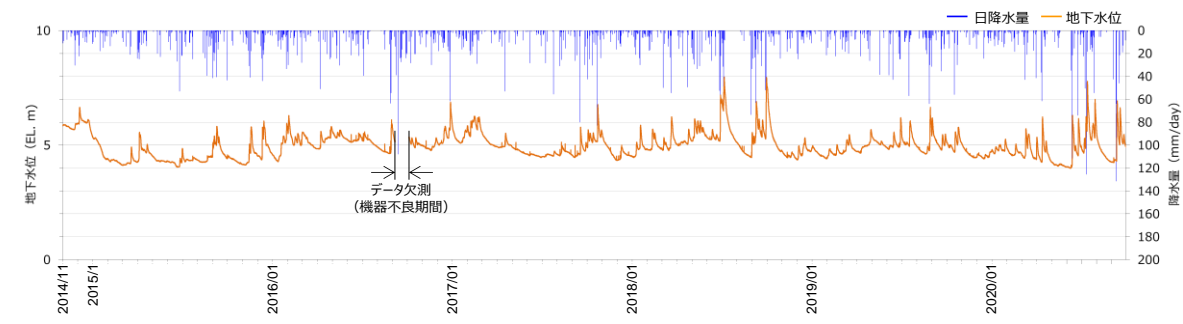


補足 9-2(6)図 地下水位観測記録 (No. 6 孔)

女川原子力発電所 2号炉 (2019.7.30版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



補足 9-2(7)図 地下水位観測記録 (No. 7 孔)